0040377000

0040377-000

369．39－H616s

支那事変銃後後援誌

北海道

第３編

1943

AGI

支那事變銃後援誌

第三編

369.39
H616p

國立政治大學圖書館藏書

國立國會
41.11.28
圖書館藏書

712825

例言

一、本篇は第二編の後を享けて昭和十四年に於ける本道銃後援護の狀況を記述し、且つ關係方面に是を配付して爾後の參考に資せしめんとするの趣旨に依り刊行したものである。

二、本篇の資料は道廳各課並に關係團體の提出のものに依りし外、必要ある場合實地調査をなして裨補し其の正確を期した。只事變中の編纂にして機秘密に屬する事多く、殊に國家總動員法其他諸法令の施行に伴ひ、資料に制肘を受くるに至りたるを以て發表し得る範圍に止め、尙ほ編中若干の缺字、字句の削除、空欄等を存したるは止むを得ざる處である。

三、既刊各編に於ては廣く道民銃後奉公の姿を盛るに努めて記述したるも、事變の進展に依る事務事業の複雜化に伴ひ、限りある紙幅是を能くせざるのみならず、逐次夫々の部門に於ける記錄類の刊行を見るに至りたるを以て、本編は直接の軍人援護事業を主として編述する事とした。

四、本編の記述は昭和十四年末の狀況に依りたるも、提出資料の關係にて一部是に依り難きものは特に其の月日を附記して是を明かにした。

五、道廳の通牒、例規等は將來の參考資料として價値あるものなるを以て努めて是を網羅するに努め、又前年と同樣の事項は是を簡略し、新事項に就ては極力詳細に記述するの方針を取つた。

六、昭和十五年に於ける銃後援狀況は第四編として引續き編纂中である。

支那事變銃後後援誌　第三篇目次

緒言……一
第一章　皇室の御仁慈……五
第一節　天皇陛下の御仁慈……五
第二節　皇后陛下の御仁慈……五
第二章　朝香宮鳩彦王殿下並泚子女王殿下御來道……一〇
第一節　御來道御日程……一〇
一　御日程……一〇
二　御隨員……一九
第二節　奉迎準備……一九
一　奉迎事務分掌……二三
二　奉迎事務要領……二四
三　扈從者……二八
第三節　函館地方御視察……三一
第四節　室蘭地方御視察並傷痍軍人登別溫泉療養所御慰問……三三

第五節　野付牛、釧路地方御視察……三五
第六節　札幌御視察並定山渓療養所御慰問……三六
一　賜餐……三九
二　軍事援護狀況言上……四〇
三　銃後援護狀況寫眞台覽……四三
四　献上品……四六
第七節　小樽御視察……四七
第八節　御退道、御禮言上……四八
第三章　時局認識運動……四九
第一節　東亞新秩序建設の強調……四九
第二節　國民精神昂揚運動……五三
一　紀元節祭並奉祝行事……五四
二　天長節奉祝……五六
三　陸軍記念日行事……五九
四　海軍記念日行事……六六
第三節　精動運動の新展開……七七
第四節　國民貯蓄奨勵運動……八二
一　百億貯蓄強調週間……八六
二　貯蓄奨勵委員の設置……八九
三　經濟戰強調運動……九四
四　奨勵實績……九五
第五節　興亞奉公日の設定……九六
一　精動課新設……一〇一
二　精動北海道廳委員會設置……一〇一
第六節　時局講演會・ラヂオ放送……一〇一
第四章　軍事援護事務の整備……一〇一
第一節　道廳以下の事務……一〇一
一　道廳の事務……一〇二
二　支廳に於ける事務……一〇五
三　市町村に於ける事務……一〇六
第二節　軍事援護事務局の強化……一〇六
第三節　軍事援護團體の事務……一一三
第四節　軍事援護事務擔當者會議……一一三
第五節　軍事援護事務講習會、協議會等……一一八
一　軍事援護事務講習會……一一八

二　軍事援護事務協議會……一四一
第五章　銃後奉公會の普及……一四一
第一節　銃後後援會の改組……一四一
第二節　銃後奉公會の強化擴充……一四六
第三節　軍人援護調書及臺帳の整備……一五三
第四節　經理の刷新並に豫算決算樣式制定……一五七
第五節　銃後奉公會の指導……一六三
第六節　軍事援護相談所の擴充……一六四
第六章　出動軍人に對する感謝激勵……一七一
第一節　國威宣揚・武運長久祈願……一七一
第二節　壯行並に歡送歡迎……一七三
第三節　慰問並に感謝・祝電……一七三
第四節　戰傷病將兵慰問……一八六
第五節　戰（病）死者の弔慰……一八六
第七章　出征應召軍人の處遇……一九三
第一節　一般の狀況……一九三
第二節　官公吏敎職員の處遇……一九四

第三節　銀行、會社員の處遇……一九五
第四節　工場鑛山に於ける處遇……一九五
第八章　軍事扶助法に依るに扶助……一九七
第一節　出征並應召軍人の狀況……一九七
第二節　軍事扶助法の適用狀況……二〇〇
第三節　軍事扶助法運用に關する新例規……二〇三
第四節　軍事扶助法施行細則制定……二〇六
第五節　軍事扶助施行上の方針……二五一
第九章　軍事扶助法以外の援護事業……二五三
第一節　法以外の扶助の强化……二五三
一生活扶助……二五六
二醫療及助產……二五七
三生業扶助……二六〇
四災害扶助……二六一
第二節　勞力援護……二六二
第三節　軍人遺族、家族の慰問……二六三
第四節　授產、職業輔導、就職斡旋……二六五

第五節　家事身上等の相談指導……二五七
第六節　租稅、授業料等の減免……二六八
一　地方稅の免除……二六八
二　學校生徒兒童の授業料減免……二六九
三　市町村稅、使用料等の減免……二七〇
四　自家用薪材の拂下……二七一
五　電氣瓦斯、ラヂオ聽取料の免除……二七三
第十章　遺族の特別援護……二七三
第一節　遺族臺帳の整備……二七三
第二節　遺族援護の強化……二七三
第三節　授產、職業輔導……二七八
第四節　遺兒の育英奬學……二八四
第五節　寡婦の保護……二九一
第六節　準扶助料の創設……二九五
第十一章　戰歿軍人英靈の祭祀……二九五
第一節　本道の靖國神社合祀者……二九五
第二節　靖國神社臨時大祭遙拜……三一五
第三節　臨時大祭に遺族參列の斡旋……三一八

第四節　戰歿軍人北海道合同慰靈祭……三一九
第十二章　傷痍軍人の保護……三二三
第一節　傷兵保護事業の擴充……三二三
第二節　醫療事業……三二三
一　委託療養……三二四
二　居宅醫療……三二六
三　昭和十四年度中の成績……三二七
第三節　職業指導及斡旋……三三八
一　傷痍軍人調査表改訂……三三八
二　就職斡旋狀況の報告……三四〇
三　傷痍軍人就職後の輔導……三四一
四　傷痍軍人雇傭委員會……三四四
第四節　職業再教育……三四四
一　國立職業輔導所及啓成社……三四七
二　傷痍軍人北海道職業訓練所……三四八
三　(財團法人)北海道社會事業協會附屬厚生社……三六四
四　民間事業への委託……三六四
五　學資給與……三六五

六諸講習會……三六七
第五節　作業設備改善に關する補助……三六七
第六節　失明者の保護……三六八
第七節　作業義肢及作業補助具配給修繕……三七〇
第八節　教員養成所入所斡旋……三七〇
一小學校教員……三七九
二中等學校教員……三八五
第九節　傷痍軍人子女の學資補給……四〇〇
第十節　傷痍軍人の相談……四〇三
第十一節　傷痍軍人の精神指導……四〇三
第十二節　傷痍軍人の優遇……四〇七
第十三節　傷痍軍人の健康診斷……四一〇
第十三章　歸鄉軍人の保護……四一一
第一節　一般の狀況……四一一
第二節　入營者職業保障法適用狀況……四一一
第三節　歸鄉軍人の職業斡旋……四一三
第四節　召集解除者生業援護事業の强化……四一三

第五節　召集解除者生業援護の實績……四一六
第十四章　應召農山漁家の援護……四一七
第一節　一般の狀況……四一七
第二節　勤勞奉仕施設……四一七
第三節　農漁業經營の援護……四一八
第四節　農漁授產施設の奬勵……四二三
第五節　漁村應急施設助成……四三〇
第六節　銃後後援季節的保育所……四三六
第七節　農村負債處理……四三七
第十五章　應召中小商工業者の援護……四三九
第一節　應召者の營業援護……四三九
第二節　產業奉仕委員の活動……四四〇
第十六章　徵用者の取扱並に援護……四六八
第一節　徵用事務の準備……四六八
第二節　徵用者の處遇並に其の家族の援護……四七〇
第十七章　國防獻金恤兵金獻納並に慰問袋募集……四七三
第一節　國防獻金並に恤兵金獻納……四七三

一 國防獻金の處分……四七四
二 恤兵金の使途……四七五
第二節 慰問袋及慰問作品募集……四七五
一 慰問袋募集……四七五
二 慰問文の募集……四七六
第三節 防空兵器獻納資金募集……四九〇
第四節 被服再生原料の蒐集……四九五
第十八章 軍事援護關係諸費の經理概況……四九八
第一節 軍事扶助費……四九九
第二節 傷痍軍人保護諸費……四九九
一 委託療養費……五〇〇
二 居宅醫療費……五〇〇
三 傷痍軍人健康診斷費……五〇〇
第三節 軍人援護助成金其他の國庫助成金……五〇一
一 軍人援護助成金……五〇一
二 軍事援護相談所費……五〇三
三 召集解除者生業援護費……五〇三
四 遺兒並に傷痍軍人子女の育英費……五〇三

五 遺族職業補導費……五〇三
第四節 地方費銃後後援費……五〇四
一 銃後後援費……五〇五
二 恤兵費……五〇五
三 事務費……五〇五
四 傷痍軍人職業再教育費……五〇六
五 傷痍軍人雇傭委員會費……五〇六
六 遺家族指導費……五〇六
七 銃後後援費以外の地方費……五〇七
第五節 銃後後援特別資金……五〇七
第六節 寄託金及寄附金……五〇八
一 北海タイムス社寄託金……五〇九
二 栗林德一氏寄附金……五〇九
第七節 市町村銃後奉公會豫算及決算……五〇九
第十九章 事變第二周年記念行事……五一三
第一節 記念行事實施要綱……五一三
第二節 事變一周年に賜はりたる 勅語奉讀式……五一六

第三節　默禱の時間實施……五一六
第四節　感謝電報發送並に返電……五一七
第二十章　軍馬斡旋及出征軍馬慰問……五一九
第一節　徵發、購買馬斡旋……五一九
第二節　出征軍馬慰問……五二〇
第三節　「愛馬の日」設定及軍馬祭……五二一
一「愛馬の日」設定……五二一
二軍馬祭……五二六
第四節　軍馬の献納……五二六
第二十一章　軍需品供出並に增産……五二八
第一節　軍需品の供出……五二八
一燕麥の供出……五二八
二兎毛皮の供出……五三二
三牛肉繊詰、乳製品等の供出……五三三
四軍靴用樺皮及軍需材供出……五三四
第二節　軍需品の增産……五三四
一農産物の增産計劃……五三五
二畜産物の增産計劃……五三五
三漁業水産物の增産計劃……五三六
四林木の增産計劃……五三七
第三節　資源開發及廢品回收……五三七
第二十二章　軍需勞務の需給並に軍役奉仕……五三九
第一節　軍需勞務要員の需給調整……五三九
第二節　軍役奉仕……五三九
第二十三章　銃後後援强化運動……五四一
第一節　銃後後援强化週間實施要綱……五四一
第二節　銃後後援强化運動に於ける主要行事……五四九
一勅語奉讀式……五四九
二慰靈、祈願並に遺烈の顯彰……五四九
三各種保護斡旋及奉仕……五五〇
四青少年に對する訓話……五五一
第三節　善行者の表彰……五五一
第四節　各種協議、懇談會……五五四
第五節　長官談話……五六〇

第六節　本運動の實績……五六二
第二十四章　恩賜財團軍人援護會北海道支部……五六三
第一節　支部機構の整備……五六三
第二節　事業計劃及豫算……五六三
第三節　支部事業成績……五六五
第四節　軍事援護功績者表彰……五七四
第五節　本部事業……五九三
一　戰歿軍人遺兒靖國神社參拜事業……五九六
二　遺族並傷痍軍人生業資金貸付事業……五九六
三　厚生資金貸付事業……六〇三
四　歸鄉死歿軍人慰藉援護……六一四
五　本部事業實績……六一九
第二十五章　各種團體の活動……六二五
第一節　大日本傷痍軍人會北海道支部……六二六
一　傷痍軍人敎化事業……六二六
二　傷痍軍人相談所……六二六
第二節　愛國婦人會北海道支部……六二九
第三節　日本赤十字社北海道支部……六三一
第四節　帝國在鄉軍人會各支部……六三二
第五節　大日本國防婦人會各地本部……六三三
第六節　其の他の諸團體……六三三
第三編目次・了……六三三

（昭和十七年九月二十六日津輕要塞司令部許可濟）

朝香宮鳩彥王殿下並湛子女王殿下函館八幡宮御參拜

朝香宮鳩彥王殿下並湛子女王殿下野付牛北聯薄荷工場御視察

勤勞奉仕班の活動

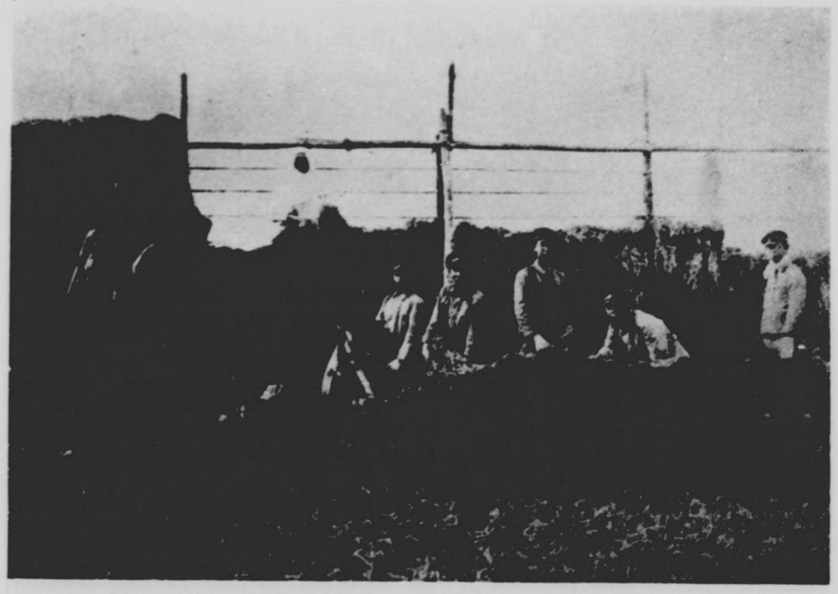

學生の勤勞奉仕

銃村後公年や板同し
後普後會四かを時た
奉及援と月に市に。
公に會改一墨役新標
會伴は稱日痕所し札
の ひ札し 鮮玄きと
全 幌 木 か關會其
國札市昭の な前旗の
市幌銃和香るに を會
區市後十も新掲新旗
町銃奉四匂看げ調

送歡の隊部熊荒く就に途壯躍勇

雪を蹴つて壯途に上る荒熊部隊

北海道傷痍軍人職業訓練所
（上）農業訓練所ノ作業
（下）同訓練所ノ教習室

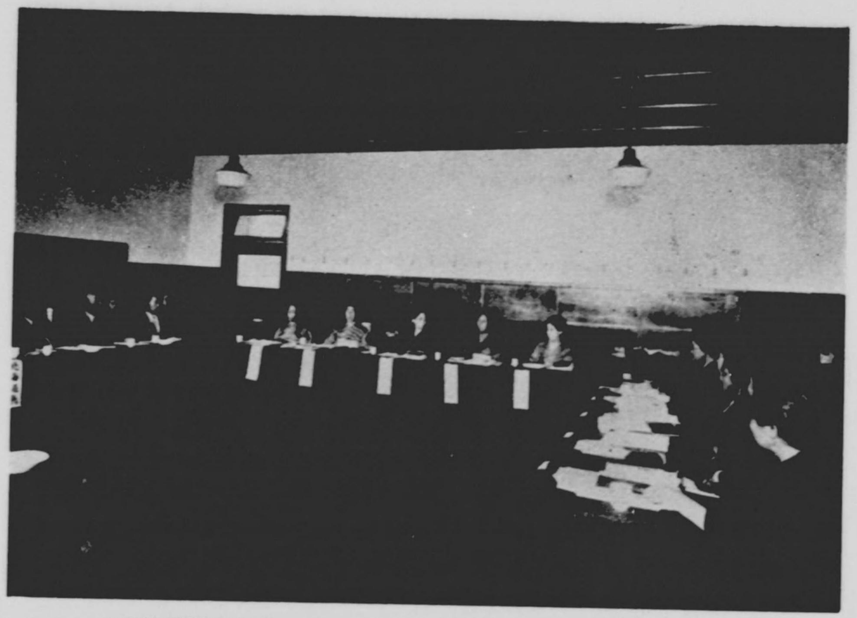

軍人遺家族指導員の初顔合せ（於北海道會議事堂議員控室）

軍人遺族婦人懇談會（於札幌市豐平館）

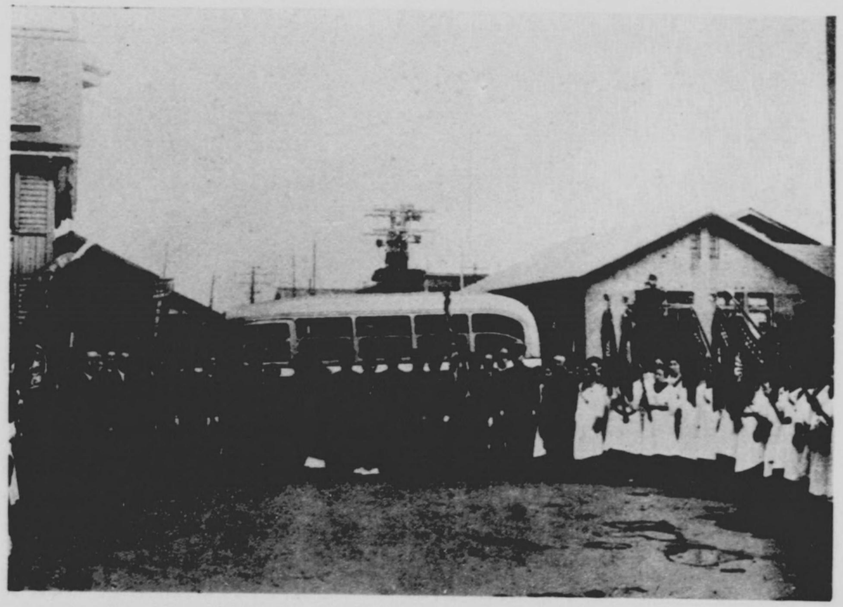

歸還せる白衣の勇士の歡迎

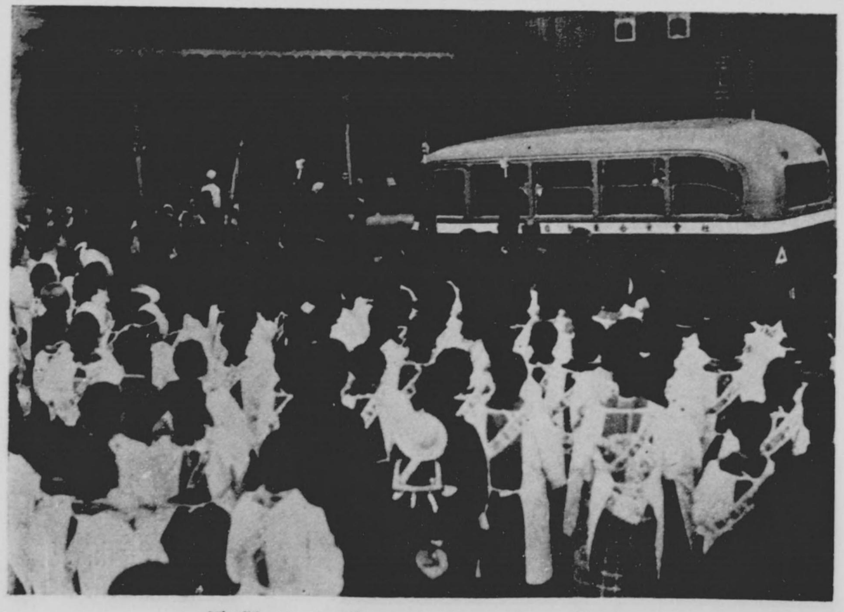

病院に向ふ白衣の勇士の歡送

國防婦人會員の慰問袋調製（一）

國防婦人會員の慰問袋調製（二）

愛國婦人會北海道支部の札幌縫製作業所

同支部の母子寮「二葉寮」寮子母の遺族

戰歿軍人北海道合同慰靈祭に於ける陸海軍人遺族代表の玉串奉奠
（於　札幌市圓山公園）

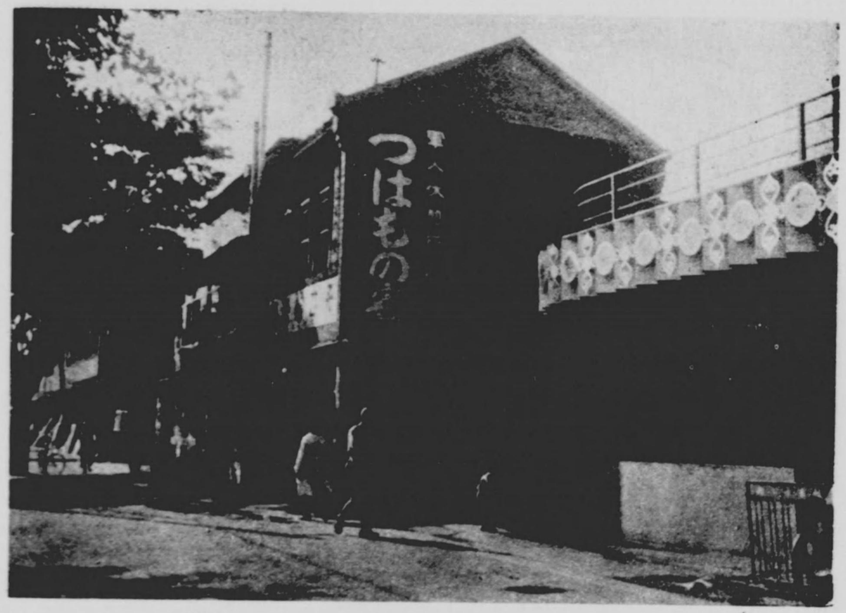

札幌市に設置せる軍人休憩所「つはものの宿」

同上合同慰靈祭に參列したる遺族

○○部隊に於ける女學生の肩章修理奉仕

旭川師範學校勤勞報國團の勤勞奉仕に於ける神社參拜

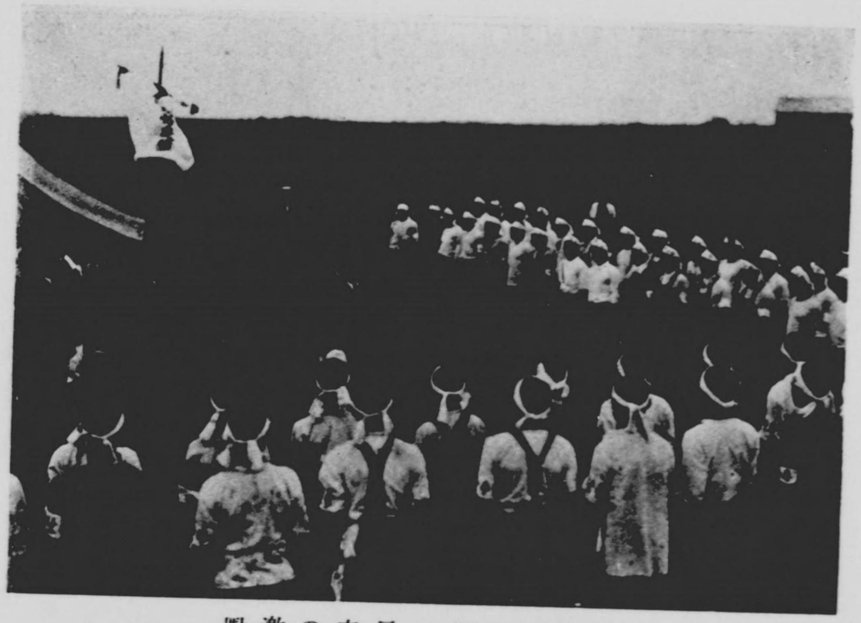

勤勞奉仕班に長官の激勵

同上報國團員勤勞奉仕場所へ出發

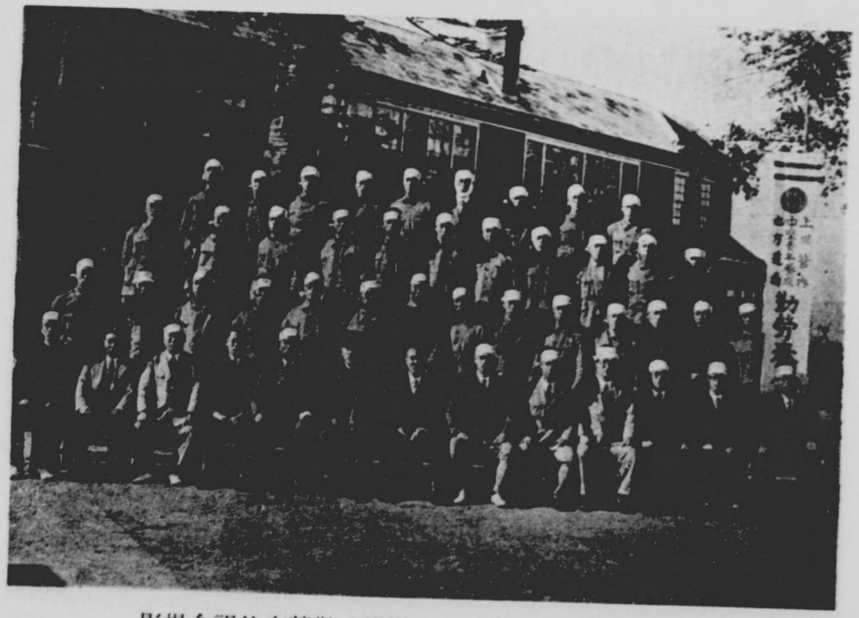

上川管內中堅青年養成地方道場の勤勞奉仕記念撮影

北海道傷痍軍人職業訓練所（畜産訓練所ノ寄宿舎）

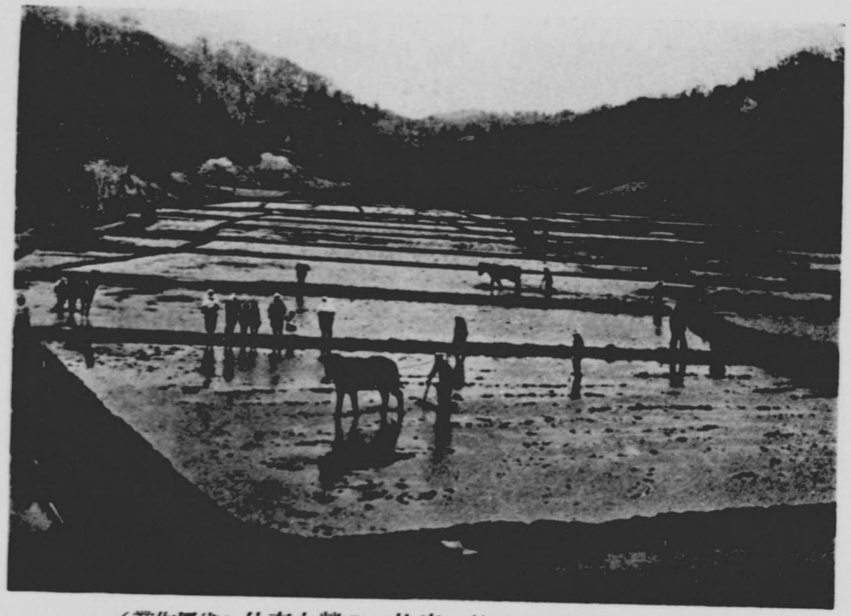

農村に於ける軍人遺族、家族への勢力奉仕（代播作業）

財團法人 北海道社會事業協會附屬厚生社の傷痍軍人訓練所

同　上　（稻刈作業）

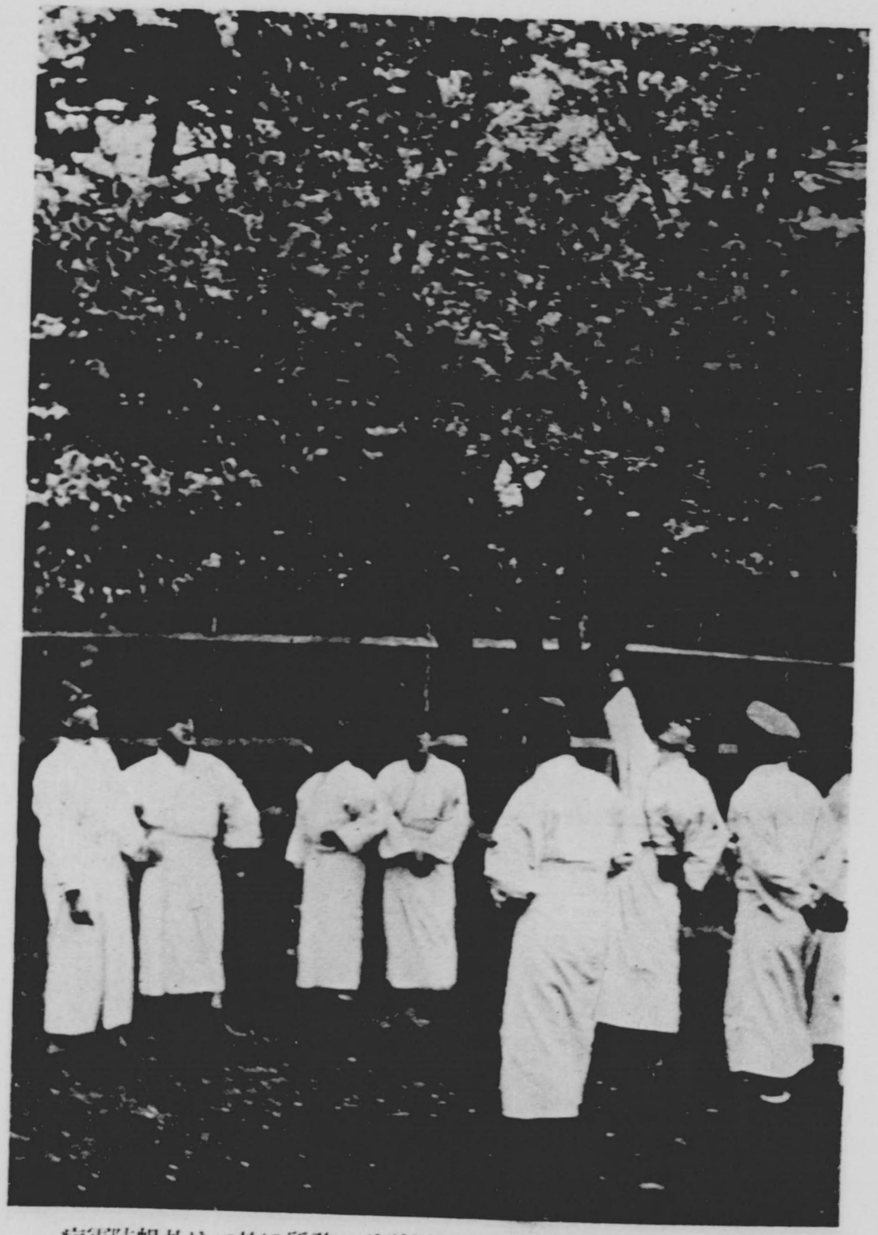

病軍陸幌札はて於に所務々社神同頃るた漫蔓花櫻の苑外社神幌札
ちだ士勇るづ愛を櫻。たし催を會櫻觀てし待招を士勇の衣白の院

農村に於けるた銃後後援季節的託兒所

同上託兒の運動會

支那事變軍馬祭（於札幌市中島公園）

同上軍馬祭參列馬の市街行進

札幌丸井百貨店内に開催し奉る道廳主催「護れ銃後大展覽會」

同上展覽會に附設したる軍事援護相談所

札幌養老院在院者の陸軍病院慰問

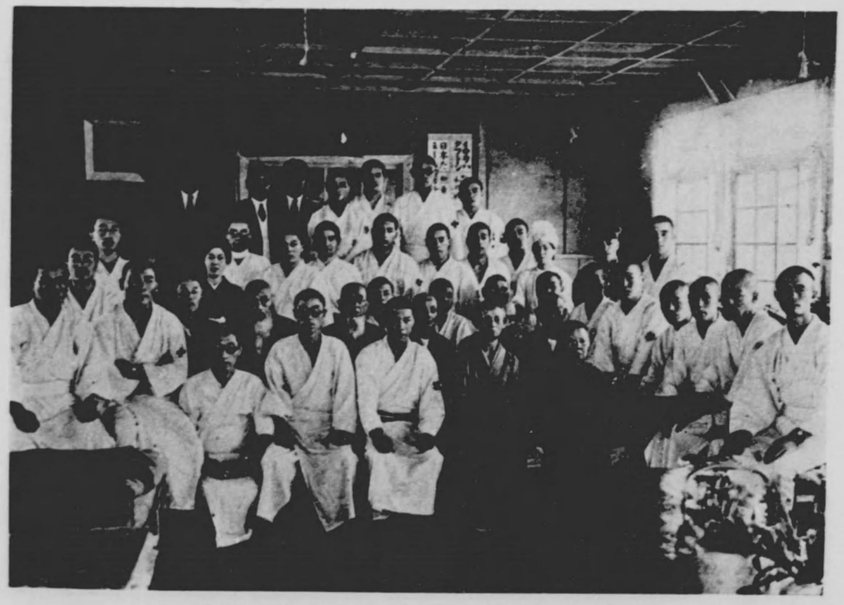

同上病室に於ける記念撮影

支那事變銃後後援誌

第三編

緒言

聖戰既に三年、我が皇軍將兵は大陸の戰野、或は零下幾十度の滿蘇國境に於て、或は渺々たる內蒙の沙漠に、或は硝煙未だ消えざる武漢の地に、又或は蕭條の氣漸く迫る南支の地に昭和十四年の元旦を迎へたのであるが、支那事變は東亞永遠の平和を確立すべき新秩序建設の段階に進み、其の前途甚だ遼遠なるを思ふ時、新春を壽く遑もなく、或は占據地の守備に、或は殘敵の掃蕩に、又或は蠢動する匪團の討伐に勇戰奮鬪晝夜を分たぬ活躍を續けたのである。

事變の初期、皇軍は抗日容共政權膺懲の干戈を執つたが、其の進む處攻めて破らざるなく擊ちて陷れざるなく、蔣介石は一年にして南京を失ひ、二年にして漢口を喪ひ、遂に重慶の奥地に遁れ去つたのであつて、一應膺懲の目的を達したのであるが、併かも現實の狀況は「戰ひは是れからである」と叫ばしめてゐる事は何が故に然るかに深く思ひを致し、日本國民は最後の一人まで其の認識に透徹しなければならない。今や聖戰は東亞の舊體制を一掃し、新しき東亞を建設するにあらざれば日支間の問題は根本的解決不可能なる事が明白にせられ、本事變をして東亞に於ける日支兩民族間最後の戰たらしめ、其處に光輝ある新東亞の天地を創造しなければならぬのである。是れ即ち我八紘一宇の大精神を紹述する所以であり、國民全體が深く此の事を體認し或は戰線に、又銃後にひたむきなる盡忠報國の赤誠を致さなければならない。

本一年戰線の狀況を回顧すれば、春以來大陸諸方面に於ける皇軍將兵は愈勇戰奮鬪し、幾多赫々たる戰果を收めて

ゐる。

先づ二月十一日紀元節の前日、南支軍が意表に出でゝ海南島に上陸し、支那軍現下の重要作戦地帯を覆滅に歸せしめたるを初めとし、三月二十七日には中支軍が南昌を占領して敵の意圖する所謂四月攻勢を全面的に崩壊せしめ、更に五月に至つては滿蘇國境に於ける外蒙軍の不法越境に端を發するノモンハン事件の突發に會ひたるも國境軍は數ケ月に亘つて壯烈果敢なる攻撃を反覆し、赫々たる武勳を奏して終に是を終熄せしめた。更に九月に入るや中支方面に於ては湖南大掃蕩戰を開始して到る處殘敵を殲滅に歸せしめ彼の九月攻勢を完封し、越えて十一月下旬南支方面に於ては北海作戰を進め、桂南の要衝南寧を屠り、重慶に殘されたる最大の輸血路遮斷に成功し、十二月に入りては揚子江方面各部隊は敵の冬期攻勢を各戰區に於て完膚なきまでに擊摧し、何れも多大の戰果を擧げ血腥き戰野に昭和十四年は暮れたのである。

斯くして我軍の占據地域は察哈爾・綏遠・河北・山東・山西・江蘇・安徽・河南・浙江・江要・湖北・廣東の十二省に及び、其の面積百五十萬平方粁、我が本國全土の二倍強、支那本土の三分の一に達し、一億七千萬の支那民衆を擁するに至つたのである。無論此の中には數十萬に上る匪團、共產軍、共產匪等が跳梁してゐるが、逐次歸順して治安はほゞ回復せられ、新興支那政權は活潑なる活動を呈し、中央政權樹立の胎動漸く旺盛となつたのである。

然れども蔣政權は第三國殊に米英の援助を賴んで、飽くまで抗戰を豪語し、聊かも悟る處なきのみならず、國際狀勢險惡の一途を辿り、殊に歐洲の風雲急を告げ九月初め終に第二次世界動亂を誘發し、其の對外的影響等に依り我が前途益々多難を加へた。併も皇國不動の方針には何等の消長なく國民は總力を發揮して、本建設戰を完遂するの決意を堅むると共に凡ゆる國內體制の整備を圖り、就中銃後後援強化の必要が強く國民の腦裡に刻まれたのである。

政府に於ては此の狀勢に鑑み本年一月銃後援護の強化並に兵役義務服行の完璧を意圖し、全國各市區町村に銃後奉公會の普及を圖らしめたが、道廳に於ては、在來の銃後後援會を改組強化して此の趣旨に副はしむる事となし、一切の準備を經て四月一齊に道內二百七十二ケ市町村に更生銃後奉公會の組織を完了せしめた。是に依つて各市町村に於ける銃後後援實踐上新生面を開くに至つたのである。

次いで政府に於ては事變の現段階に對處して國民精神の振作昂揚を圖るの要愈々緊切なるものあるに鑑み、從來の精動運動を更に強化實施する事となり、中央地方の精動委員會等を强力化し新方針の樹立に依る所謂精動の新展開を策し、全國民に呼びかけて時局認識の徹底を圖ると共に、戰時理念の確立に依る日常生活の刷新に努め、凡ゆる國力を培ひ、高度國防國家體制を整ひ以て其の總力を事變完遂に動員せしむる事となし、特に漸く繁多複雜を來しつゝある銃後諸般の對策殊に軍人援護事業の徹底化の上に寄與したのである。

本道の銃後後援狀況は過去三年の經驗大いに與り、逐次整備强化され、本年に至つては殆ど間然する處なきまでに至つたが、是れ一に道民の赤誠に依るものにして、或は出征軍人の激勵皷舞に、或は其の遺族、家族の扶助援護に、更に傷痍軍人、歸還軍人の保護に又或は殉國の忠靈の慰靈弔祭に、更に軍に對する奉行協力に、又本年新たに加へられたる國家總動員業務に從事する徵用者の援護に、最善なる方途措置が講ぜられ、組織的運營漸く其の緒に就いたのである。殊に事變來鄉土部隊の出動に依り其の子、其の親、其の兄、其の友を遠く戰場に送り、到る處其等の人々が武勳を奏しつゝあるの捷報に接する都度、銃後は熱狂的感奮綸巻を展開し、就中彼のノモンハン事件に於ては鄉土部隊の奮戰特に目覺しきものあり、此の事が銃後に傳へらるゝや三百萬道民悉く其の血を沸かし、軍人援護精神昂揚上一大刺戟となつたのである。

併かも事變の進展に伴ふ國の軍人援護機構は逐次整備せられ、本年七月には軍事保護院の創設となり、從來の遺族、家族の扶助援護或は傷兵保護事業等が異なる機構に於て管掌せられたるを統合强化して施行さるゝ事となり、此の關係が道府縣銃後後援事業の上に反映し、本道に於ける機構整備また大いに促進せられたのである。

更に特筆すべきは畏くも昨年十月三日　優渥なる　勅語と共に軍人援護の賞として賜はりたる御下賜金を拜戴して

同年十一月創立せられたる（恩賜財團）軍人援護會が、第二年を迎へて愈々本格的活動の歩を踏むに至り、道府縣支部また一齊に活躍し、本道の如きは道廳當局と表裏一體の關係に於て活動に當り、克く其の使命の實踐をなし、幾多軍人援護の新事業新施設を起す等縱橫の經綸に當ると共に、軍人援護の第一線部隊とも云ふべき市町村銃後奉公會を助成して一層共の活動を活潑ならしむるに貢獻したのである。

要するに事變第三年の本道銃後後援は右の如く道民の赤誠發揮に依り、前年に比し著しく組織的となり、格段の整備を見たる事は極めて喜ばしく、是れ畢竟全道民の協力に與るものと斷ぜざるを得ない。一方本年に入り統制經濟下の物動計劃、產業再編成等の影響より國民生活の壓縮愈々加はりたるに拘らず、道民の重大時局認識の徹底に依り、此の間に毅然として國家奉公の一念に燃えた事は洵に心强い處である。然れども事變は前述の如く長期建設の段階に入り、今後戰時生活の實踐强化に依る總力を是に獻げ、軍人援護事業の實績を最高度に發揚するに努め、特に道民は戰線に送りし我が北鎭勇士の赫々たる武勳に應へて銃後鐵壁陣を堅め、是が支援に全力を盡し共の遺族、家族の援護の萬全を期し、毫末も後顧の憂ひなからしむると共に、傷痍軍人歸鄕軍人の保護を完璧ならしむる等、戰線銃後を通ずる盡忠報國の赤誠を效し、以て聖業の完遂に邁進しなければならない。

以下本道本年の銃後援護狀況の一般に就き章を追ひて記述する。

第一章　皇室の御仁慈

第一節　天皇陛下の御仁慈

畏くも　天皇陛下に於かせられては、支那事變勃發以來常に軍人援護の事に深く御軫念あらせられ、限りなき御仁慈を垂れさせ給ひ、殊に昭和十三年十月三日には、內閣總理大臣を御前に召され、軍人援護に關する優渥なる　勅語を賜はり、軍人援護の貴として多額の御內帑金を下賜あらせられたる御事、前編に謹述したる處にして洪大無邊なる御仁慈恐懼感激に堪へざる處であると共に、玆に事變第三年を迎へ億兆國民は此の感激を新たにし、既に事變の段階が長期戰に入りし今日、銃後の護りを愈々堅持し益々國家奉公に邁進するの赤誠に燃えたのである。

第二節　皇后陛下の御仁慈

畏くも　皇后陛下に於かせられては今次事變勃發以來出征應召軍人の家族、戰歿軍人の遺族、戰傷病將兵等の上に御心を垂れさせ給ひ、數々の御仁慈を賜はり、殊に遺族に對しては御歌複本並に御菓子下賜の御沙汰あらせられたる御事、前編に謹記せる處で御仁慈の程洵に恐懼感激に堪へざる處である。

御菓子及御歌複本の下賜は、初め支那事變に因る戰死又は殉職の陸海軍人及關東局並に外務省警察官吏に限られたが、昭和十三年九月二十一日張鼓峰事件に因る同樣戰死者にも御仁慈を及ぼさせ給ひ、更に本年七月二十日にはノモ

ンハン附近に於ける蘇軍との衝突事件に關し戰歿せる陸軍將校以下に對しても亦　御下賜の旨御沙汰あらせられたるは洪大なる　御恩德畏き極みである。

本年中本道に於て此の光榮に浴したる遺族は一、六〇三人に及び、道廳に於ては各支廳長市長を本廳に招致是を傳達し、支廳長市長に於て更に是を遺族に傳達せしめたのであるが、是が取扱に就ては最も愼重を期し、該當者生じたる時は其の都度遲滯なく手續せしめ、其の遺族の順位に注意し、戸籍謄本を徵して嚴密に調査したのである。此の爲八月四日學務部長は各支廳長、市町村長宛通牒を發する處あり、又八月十六日更に拜受證に關し同通牒を發し留意を促した。其の通牒左の如くである。

卯社第一〇五二九號　昭和十四年八月四日

各支廳長
各市町村長

學務部長

皇后陛下御下賜品竝ニ御歌複本ニ關スル件

本件事務處理ニ關シテハ夫々愼重ヲ期セラレツツアリト雖モ更ニ左記事項留意ノ上遺漏ナキ樣配意相成度

記

一　該當者生ジタル時ハ其ノ都度遲滯ナク手續ノコト
二　爾今調書ハ別記樣式ニ依リ個人別ニ調製ノコト
三　傳達ヲ受クベキ遺族ガ內地又ハ朝鮮・臺灣・樺太・南洋以外ノ地ニ居住スル場合ハ本籍地ノ市町村長ニ於テ前記調書添附ノ上當廳ヘ報告ノコト
四　傳達ヲ受クベキ遺族ノ順位ハ昭和十二年十月一日陸軍省告示第三十九號死歿者特別賜金賜與規程第三條ノ順位ニ準ズルコト
五　戰死場所不明ノモノハ戰死報告（電報）寫添附ノコト
六　死歿者軍屬ナル時ハ軍ニ於ケル職名ヲ調書ニ記入ノコト
七　內地軍病院ニ於テ死歿ノモノハ受傷、發病ノ場所及還送徑路概要ヲ調書其ノ他參考事項欄ニ記入ノコト
八　報告ノ際ハ必ズ戸籍謄本添附ノコト
九　拜受證ハ當廳ヨリ同時ニ傳達セラレシ分ヲ取纏メノ上送付ノコト

（別記）

戰死者調書　昭和　年　月　日調

兵種官等級	
職氏名	
戰死殉職ノ區別	
右年月日及場所	
所屬部隊名及所在	
本籍	
傳達ヲ受クベキ者ノ現住所	
戰死者トノ續柄氏名	
葬儀執行（豫定）年月日及場所	
其ノ他參考事項	

市町村名

記載上ノ注意

一　官等級ハ死歿前ノ官等級ヲ記入ノコト

二　戰死、殉職ノ區別ハ單ニ殉職ニ止マラズ昭和十二年十二月五日丑社秘第五七號戰死者區分ノ「(2)號戰傷者」「(3)號傷死」「(3)號病死」等ト記入ノコト

三　所屬部隊名及所在ハ北支派遣杉山部隊、前田部隊等ト記入ノコト

四　戰死者ト傳達ヲ受クベキモノノ續柄ハ氏名ノ右上部ニ肩書スルコト

卯社第一〇五二九號　昭和十四年八月十六日

各支廳長　學務部長

各市町村長

皇后陛下御下賜品ニ關スル件

本件事務取扱ニ關シ八月二日本號ヲ以テ通牒致置候處調書ニ添附スベキ戸籍謄本ハ戰死者ヲ抹消セラレタルモノニテ差支無之候條了知相成度尚拜受證ハ爾今左記樣式ニ調達セラレ度

記

拜受證

一　皇后陛下御菓子折　壹個

一　皇后陛下御歌（複本）　壹葉

右謹ミテ拜受候也

昭和　年　月　日

郡　町（村）　字名

市　番地

故官等級　氏　名

遺族　續柄　氏　名　㊞

北海道廳・長官氏名殿

備考　用紙ハ日本規格判五號又ハ半紙判半截白紙

又畏くも　皇后陛下に於かせられては本年八月恩賜財團軍人援護會に於て戰歿軍人遺兒の靖國神社參拜事業を實施した際、特別の思召を以て參加遺兒に對し　御菓子下賜の御沙汰あらせられたるは重々の御仁慈有難き極みである。

第二章　朝香宮鳩彦王殿下並湛子女王殿下御來道

第一節　御來道御日程

昭和十四年六月初軍事參議官陸軍中將朝香宮鳩彦王殿下並に同湛子女王殿下には本道の軍需工場並軍人援護事業御視察の爲御來道遊ばるゝ旨其筋より御通知に接し、道廳に於ては事變下此の光榮を拜し、爾來兩宮殿下御奉迎に關する御日程の作製奉迎事務の分掌等萬般の準備を進め、六月十九日總務部長室に關係部課長會議を開き、此の結果に基き奉迎事務分掌を定め、又警衛、衛生、交通等各般に亘る一切の手筈を整ひ、御來道を待上奉つたのである。

一　御日程

朝香兩宮殿下には七月一日上野驛御發、途中東北地方の御視察を行はせられ、七月六日午后函館に御上陸遊ばさる御豫定と承り、道廳に於ては道內細部の御日程を立案し、宮家の御允許を得て六月二十二日御日程を左の如く決定發表した。

朝香宮鳩彦王殿下
朝香宮湛子女王殿下　本道御成日程

月日	御發著時刻	御發著箇所	御乘物及御宿泊所	所要御時間	摘要
七月一日(土)	午前　一〇・〇〇	上野驛御發	汽車(急行)		東北地方御視察
七月六日(木)	午前　八・二〇	青森驛御發	連絡船		船中御晝食
	午後　〇・五〇	函館棧橋御著			
	〃　〇・五五	函館驛御發	(自動車)	十五分	御參拜
	〃　一・〇五	函館八幡宮御著			
	〃　一・二〇	同御發	(自動車)	一時間	
	〃　一・三〇	函館船渠株式會社御著			
	〃　二・三〇	同御發	(自動車)	十五分	
	〃　二・三八	陸軍省委託縫製作業所(幼稚園)御著			
	〃　二・五三	同御發	(自動車)	十分	
	〃　二・五六	共愛會授產場御著			
	〃　三・〇六	同御發	(自動車)	三十分	
	〃　三・一二	定溫倉庫會社御著			
	〃　三・四二	同御發	(自動車)	三十分	
	〃　三・四九	北海ゴム會社御著			
	〃　四・一九	同御發	(自動車)	二十分	
	〃　四・二九	五稜郭御著			
	〃　四・四九	同御發	(自動車)		
	〃　五・〇五	御旅館御著	湯ノ川福井館		
七月七日(金)	午前　九・〇〇	同御發	(自動車)	二時間十分	湛子女王殿下御日程 午前中御休憩 又ハゴルフ場附近御散策 雨天ノ際(兩殿下共) 午前一〇・〇〇御旅館御發 一〇・二五函館圖書館御著 一〇・五五同御發 一一・二〇御旅館御著
		附近御散策		御休憩御晝食	
	〃　一一・三〇	御旅館御著			
	午後　〇・五五	同御發	(自動車)		
	〃　一・一五	函館驛御著			
	〃　一・二〇	同御發	汽車(急行)		
	〃　三・四七	長萬部御著			
	〃　三・五九	同御發	汽車(普通)		

月日	御發著時刻	御發著箇所	御乘物及御宿泊所	所要御時間	摘要
七月七日(金)	午後 六・三三	登別驛御著	御發(自動車)		
〃	〃 六・三五	同	登別グランドホテル御著		
七月八日(土)	午前 九・〇〇	登別御旅館御發	御著(自動車)	五十分	
〃	一〇・〇〇	日本製鐵株式會社輪西製鐵所御著			
〃	一〇・五〇	同	御發(自動車)		
〃	一一・〇〇	瑞泉閣御著		一時間	
〃		日本製鋼株式會社室蘭製作所御視察			
〃	正午	同			
〃	午後 〇・〇三	瑞泉閣御發	御著(自動車)	一時間三十七分	
〃		附近御散策			
〃	一・三〇	同	御發(自動車)	御休憩御晝食	
〃	四・三〇	同	御著		
〃	五・三〇	登別御旅館	御著(登別グランドホテル自動車)	二時間四十分	
七月九日(日)	午前 八・二五	御旅館	御發(自動車)		
〃	八・二七	傷痍軍人登別溫泉療養所	御著		
〃	八・三三	同	御發(自動車)	五分	
〃	八・五〇	登別驛	御著		

湛子女王殿下御日程

御旅館御發前一〇・〇五(自動車)
白老アイヌ部落御著　一〇・五五
同　御發　一一・五五(自動車)
白老驛御著後　〇・〇五
同　御發(車中御晝食)　〇・〇八(汽車)
虻田驛御著　二・一三
同　御發　二・二五(自動車)
洞爺湖畔御著後二・五〇
同　觀光ホテルニテ御休憩　四・五五(自動車)
虻田驛御著　五・〇〇
同　御發　五・〇四(汽車)
登別驛御著　六・三三
同　御發後　六・三五(自動車)
登別御旅館御著六・五五

〃	八・五五	同	御發	(汽車)	
午後	〇・一七	奈井江驛	御著		
〃	〇・二三	同	御發	(自動車)	二時間八分
〃	〇・二七	森永煉乳工場	御著		
〃	二・三五	森永煉乳工場	御發	(自動車)	御晝食
〃	二・四〇	奈井江驛	御著		
〃	二・四五	同	御發	(汽車)	
〃	四・三八	旭川驛	御著		
〃	四・四三	同	御發	(自動車)	二十分
〃	六・三〇	陸軍病院層雲峽分院	御著		
〃	六・五〇	同	御發	(自動車)	
〃	七・〇〇	層雲峽御旅館	御著	層雲閣	
七月十日(月)	八・〇〇	御旅館	御發	(自動車)	
午前	八・五四	上川驛	御著		
〃	八・五六	同	御發	(汽車)	車中御晝食
〃	二・一一	野付牛驛	御著		
午後	二・二六	同	御發	(自動車)	三十分
〃	二・三〇	北聯壽荷工場	御著		
〃	三・〇〇	同	御發	(自動車)	
〃	三・〇四	野付牛驛	御著		
〃	三・〇八	同	御發	(汽車)	
〃	三・五三	美幌驛	御著		
〃	三・五八	同	御發	(自動車)	十分
〃	四・五〇	美幌峠	御著		屈斜路湖御展望
〃	五・〇〇	同	御發	(自動車)	
〃	五・四〇	和琴	御著		

月日	御發著時刻	御發著箇所	御乘物及御宿泊所	所要御時間	摘要
七月十日(月)	午後 五・五〇	和琴 御發			
〃	六・四〇	川湯御旅館 御著	(自動車)御園ホテル(自動車)	二十分	
七月十一日(火)	午前 七・五〇	御旅館 御發			
〃	八・〇〇	硫黄山 御著	(自動車)	二十分	跡佐登硫黄工場御視察
〃	八・二〇	同 御發			
〃	九・二〇	瞰周湖 御著	(自動車)	十分	ペンケ湖、パンケ湖御展望
〃	九・三〇	同 御發			
〃	一一・一〇	双湖臺 御著	(自動車)	十分	
〃	一一・二〇	同 御發			
〃	正午	雄阿寒ホテル 御著	(自動車)	一時間三十分	御休憩御晝食
〃	午後 一・三〇	同 御發			
〃	四・三〇	釧路鐵工組合共同作業所 御著	(自動車)	二十分	
〃	四・五〇	同 御發			
〃	四・五五	中野信管工場 御著	(自動車)	二十分	
〃	五・一五	同 御發			
〃	五・二〇	富士屋旅館 御著	(自動車)	一時間三十分	御休憩御夕食
〃	六・五〇	同 御發			
〃	六・五五	釧路驛 御著	汽車中		
〃	七・〇〇	同 御發			
〃	七・五三	札幌驛 御著	(自動車)	二時間	御休憩御朝食
七月十二日(水)	午前 七・五八	同 御發			
〃	八・〇三	グランドホテル 御著	(自動車)	二十分	御參拜
〃	一〇・〇〇	同 御發			
〃	一〇・一五	札幌神社 御著			
〃	一〇・三五	同 御發			

〃	一〇・五五	保館 御著	(自動車)	二十分	
〃	一一・一五	同 御發			
〃	一一・二五	製酪工場 御著	(自動車)	一時間五十五分	御晝食
〃	午後 一・一〇	同 御發			
〃	一・二五	製酪皮革工場 御著	(自動車)	三十分	
〃	一・五五	同 御發			
〃	二・〇〇	藤屋鐵工所 御著	(自動車)	三十分	
〃	二・三〇	同 御發			
〃	二・三五	札幌麥酒會社 御著	(自動車)	一時間五分	
〃	三・四〇	同 御發			
〃	三・四三	五番館工場 御著	(自動車)	三十分	
〃	四・一三	同 御發			
〃	四・一六	帝國製麻株式會社 御著	(自動車)	一時間	
〃	五・一一	同 御發			
〃	五・二五	植物園 御著	(自動車)	三十分	
〃	五・五五	同 御發			
〃	六・五五	定山溪御旅館 御著	(自動車)拓銀クラブ(自動車)		
〃	九・〇〇	御旅館 御發			
七月十三日(木)	午前 九・〇五	定山溪療養所 御著	(自動車)	三十分	湛子女王殿下御日程午前中大宮殿下ト御同行
〃	九・三五	同 御發			
〃	一〇・一五	眞駒內種畜場 御著	(自動車)	一時間	眞駒內種畜場御發前一・二五(自動車)グランドホテル御著正午
〃	一一・一五	同 御發			
七月十四日(金)	午後 五・〇〇	附近御散策			
〃	午前 七・三〇	御旅館 御著	(自動車)グランドホテル(自動車)	四時間二十五分	御晝食
〃	八・四〇	小樽三菱精機工場 御著			同御發後 一・二〇市內御見學
				二十五分	湛子女王殿下御日程 御旅館御發前 九・四〇(自動車) 札幌驛御著 九・四五

月日	御發著時刻	御發著箇所	御乘物及御宿泊所	所要御時間	摘要
七月十四日(金)	午前 九・〇五	小樽三菱精機工場	御發		
〃	九・一五	極東罐詰工場	御著		
〃	九・三五	同	御發	二十分	
〃	九・五〇	北海製罐會社	御著		
〃	一〇・三〇	同	御發	四十分	
〃	一〇・三五	小樽	御著		
〃	一〇・三八	同	御發		
	午後 四・一三	函館	御著		
	四・二八	同	御發		
七月十五日(土)	午前 四・四八	御旅館	御著		
〃	七・〇五	御旅館	御發		
〃	七・二五	函館	御著		
〃	七・三〇	函館棧橋	御發		
	正午	青森	連絡船		
七月十八日(火)	午前 七・五〇	上野	御著		

尙右御日程中朝香宮湛子女王殿下には七月七日午前及七月十三日午後の御行動未定なるも、附近御視察の御申出ある場合の用意として左記箇所を御案內申上げる事に定めた。

（函　館）

月日	御發著時間	御發著箇所	御乘物	摘要
七月七日	午前 九・三〇	御旅館	自動車	
	一〇・〇〇	トラピスト修道院	御著	
	一一・〇〇	同	御發	御視察
	一一・三〇	御旅館	自動車	
		御著		

（札　幌）

月日	御發著時間	御發著箇所	御乘物	摘要
七月十二日	正午	グランドホテル	御著	
	午後 二・〇〇	同	御發	自動車
	二・〇五	北海道帝國大學	御著	
	二・一五	同	御發	自動車
	二・三〇	拓殖館	御著	
	三・〇〇	同	御發	自動車
	三・五五	種羊場	御著	
	四・二五	同	御發	自動車
	五・〇五	グランドホテル	御著	

然るに其後御都合に依り七月九日及十日の御日程中一部時間の御變更あり、道廳に於ては直ちに此の旨關係方面に通知する處あつた。變更の御日程左の如くである。

七月九日（日）御日程中變更分

御發著時刻	御發著箇所	御乘物及御宿泊所	所要御時間	摘要
午後 二・四三	奈井江驛	御發（汽車）		

御發著時刻	御發著箇所	御乘物及御宿泊所	御所要御時間摘要
午後 四・三八	旭川驛御著	御發（自動車）	
同 四・四三	旭川鐵工共同作業所御著	同（自動車）	二十分
四・四八 五・〇八	同御發	同（自動車）	二十分
六・五〇	陸軍病院層雲峽分院御著		
七・一〇	同御發	（自動車）	
七・二〇	層雲峽御旅館御著	層雲閣	

七月十日（月）御日程中變更分

御發著時刻	御發著箇所	御乘物及御宿泊所	御所要御時間摘要
午後 五・〇〇	美幌峠御發	（自動車）	
六・〇〇	砂湯御著		十分
六・一〇	同御發	（自動車）	
六・四〇	川湯御旅館御著	御園ホテル	

七月十二日（水）御日程變更分

月日	御發著時刻	御發著箇所	御乘物及御旅館	御所要御時間摘要
七月十二日	午前 九・四五	グランドホテル御發	自動車	
	一〇・〇〇	札幌神社御著		
	一〇・一〇	同御發	自動車	十分
	一〇・三〇	護國神社御著		
	一〇・三五	同御發	自動車	五分
	一〇・五五	隣保館御著		

二　御隨員

朝香宮鳩彦王殿下御來道に際する御隨員は左の如く御決定相成道廳へ御通知あつた。

御附武官	等々力龍雄	
宮內屬	井門清	
同	金子貞助	
侍女	鵜飼テイ子	
大宮少佐		
陸軍省	附	
宮內省	附	
宮內省	附	

第二節　奉迎準備

朝香宮鳩彦王殿下御來道に際し御奉迎に關し道廳に於ては前記の如く六月十九日總務部長室に關係部課長會議を開き一切の打合をなし、先づ奉迎事務要領を定め各關係地支廳長市町村長並に中等學校長に通牒すると共に御警護、扈從者等に關し打合を行ひ、遺漏なき準備を進めた。

今次の御視察は非公式の御行動にて特に殿下の思召に依り各所平素の儘の狀態を御視察遊ばさるゝ御由にて、軍需工場は總て軍部に於て御計畫申上げ、其の他の箇所は道廳にて共の計畫指導を行ふ事としたので、道廳に於ては各御成箇所關係者は勿論、沿道各驛市町村等に對し、此の趣旨の徹底を圖つた。此の際の御注意事項左の如くである。

朝香宮殿下奉迎注意事項

一　御視察ハ非公式ノ御行動ナルタメ平素ノ儘ノ狀態ニテ特別ノ設備ハナサザル樣御通達アリタリ

二　軍需工場ハ總テ軍部（兵器本廠派出所監督官、糧秣廠、被服廠派出所長）ニ於テ指導計畫スルモノトス

三　各驛沿道、各市町村ニ於ケル奉迎送ハ從來ノ例ニ準ズルモ今次事變關係戰死者遺族ハ特定ノ位置ニ於テ奉迎セシムル樣致シ度

四　軍需工場以外ノ工場其ノ他ノ御成箇所ノ行事ハ大要左記ニ依リ計畫セラレタシ

1　御　著　代表者ハ御車停車位置ニ於テ一般職員ハ反對側ニ於テ御迎ヘスルモノトス
代表者御先導ニテ御休所ニ御案內　女王殿下モ御成ノ際ハ御停車位置ノ關係上別ニ御案內ヲ要ス

2　賜　謁　代表者（社長、重役、工場長等）ニ對シテハ賜謁アルベキニ付衝立等ヲ利用シ可成時間ノカヽラザル如クスルコト
賜謁名簿（半紙ニ墨書袋綴）ハ直前ニ御附武官ニ提出ノコト

3　狀況言上　代表者ハ事業概況ヲ言上スルコト長官又ハ代理者侍立ス軍需工場ニ於ケル言上ノ際ハ軍規ニ依リ工場管理監督官ノミトス
狀況言上書一通（プリントニテ可）直前御附武官ニ提出ノコト（美濃白紙袋綴）

4　御休憩　茶菓奉呈ハ時間ノカヽラザル如ク二人ニテ同時ニ奉呈ノコト（御茶ハ番茶又ハ紅茶、菓子ハ和洋何レニテモ可）

5　御巡視　代表者御說明申上グルコト

6　御休憩　御絞リ奉呈（時間アラバ茶菓奉呈）

7　御禮言上

8　御　發　御著ノ際ト同位置ニ於テ奉送

備考　御成次第書（時間記入）原案、言上書案、御案內經路圖竝賜謁者名簿決定ノ上提出アリタシ

9　御部屋割別紙ノ通リ決定ニ付御手配相成度
札幌及登別グランドホテルハ御食堂トシテ兩殿下ノ近クノ一室ヲ豫備シ置クコト

10　御旅館ニ於ケル賜謁ニ就イテ
函館市、札幌市、釧路市、小樽市ニ於テハ御旅館御著直後、又ハ驛等ニ於テ地方側極少數範圍（官衙長程度）ニ於テ賜謁アル見込ニ付御調ノ上名簿提出相成度

11　道廳關係扈從者
長官代理總務部長ハ函館マデ御出迎ス
函館以外課長長官代理トシテ扈從ス
札幌附近御成ノ際ハ長官又ハ總務部長扈從ス
連絡竝接待係トシテ秘書課員一、二名
御警衞トシテ警察部ヨリ二名
御荷物係トシテ會計課ヨリ一名

12　女王殿下工場其ノ他ニ御同行被遊場合ノ御休憩所ハ御同室ニテ差支ナク特別ニ準備スルコトナク單ニ御椅子ヲ一脚御增加スレバ可ナリ
宮家隨員ノ休憩室ハ殿下御休憩室ノ近クニ準備スルコト

13　室蘭、登別、奈井江、旭川、層雲峽ニテ使用ノ自動車三臺ハ當廳ヨリ携行ス、他ハ警察當局ト地元ニ於テ連絡手配ノコト

14　御成箇所等ニ於テ記念御寫眞拜寫ノ希望アラバ豫メ人數、氏名等記入ノ名簿提出アリタシ

15　御旅館等ニ於テ地方物產、御土產品等ヲ適當場所ニ陳列台覽ニ供スルハ差支ナシ

16　御成先代表者、支廳長、市長ヨリ献上希望アル場合ハ献上品調書（品名、種類、數量、說明、献上者位階勳功官職氏名ヲ記入ノモノ）作製ノ上、市、支廳經由届出相成様致度

17　御宿舍御給仕人氏名略歷、家族調及御献立表提出相成度

18　以上關係書類各三通提出ノコト（期限ハ六月二十五日、用紙ハ美濃白紙ニタイプライター記入）

一　奉迎事務分掌

朝香兩宮殿下御奉迎に關する道廳の奉迎事務分掌は左の如く定められた。

朝香宮殿下奉迎事務分掌

總務部

秘書課

一、御日程作製竝ニ通知ニ關スル事項
一、賜謁及伺候ニ關スル事項
一、御旅館ニ關スル事項
一、御接待ニ關スル事項
一、連絡統一ニ關スル事項
一、獻上品及台覽品ニ關スル事項
一、記錄ニ關スル事項
一、御視察箇所ニ關スル事項
一、其ノ他、他ノ係ニ屬セザル事項

會計課

一、御荷物運搬ニ關スル事項

學務部

社會課

一、軍事援護ニ關スル事項
一、軍事援護事業概要書類作製ニ關スル事項
一、軍事援護關係寫眞帳作製ニ關スル事項
一、社會課主管關係團體又ハ病院御視察ニ關スル事項

社寺兵事課

一、軍人援護會ニ關スル事項（社會課ト連絡）
一、軍人援護會特別功勞者及寄附者等ノ賜謁者調査ニ關スル事項
一、軍人援護會ニ關スル言上書ノ作製ニ關スル事項

學務課

一、各學校ノ奉迎送ニ關スル事項

土木部

道路課

一、御道筋道路ノ手入等ニ關スル事項

警察部

警務課

一、御警衞ニ關スル事項

保安課

一、車輛ニ關スル事項

一、交通ノ取締ニ關スル事項

特別高等課

一、通報ニ關スル事項

一、新聞通信、寫眞撮影者ノ取締ニ關スル事項

衞生課

一、傳染病豫防及健康診斷ニ關スル事項

一、御用食品調査ニ關スル事項

一、御旅館竝ニ一般ノ消毒ニ關スル事項

二　奉迎事務要領

朝香兩宮殿下御奉迎事務要領は六月十九日總務部長室に於ける關係各部課長會議の決定に基き是を定め、學務部長より各支廳長、市町村長、中等學校長へ通牒したが其の通牒左の如くである。

卯學第九七九號　昭和十四年六月二十二日

各支廳長
各市町村長

學務部長

各中等學校長

朝香宮鳩彦王殿下
湛子女王殿下奉迎送ニ關スル件

朝香宮鳩彦王殿下　朝香宮湛子女王殿下ノ本道御成御日程ハ曩ニ發表相成候處奉迎送者ノ取扱ニ付テハ別記奉迎送事務要領ニ依リ遺漏ナキヲ期セラレ度尙左ノ事項併セテ配意相成度

記

一　支那事變關係戰死者ノ遺族並ニ傷痍軍人ハ「プラツトホーム」又ハ御成先其ノ他適當ノ場所ニ於テ成ルベク御召車間近ノ特定位置ニテ奉迎ヲ爲サシムルコト尙其ノ箇所ニハ遺族、傷痍軍人等ノ席ナル旨表示セラレタシ

二　御成地、御滯在地及御通過沿道ノ市町村ニ於テハ當日各戸ニ國旗ヲ揭揚セシムルコト

朝香宮鳩彦王殿下
湛子女王殿下奉迎送事務要領

一　御成地並ニ御滯在地ニ於ケル奉迎送

(一)　御發着ノ際停車場構內ノ待合室ニ迎送シ奉ル者ノ資格ニ付テハ別段ノ制限ヲ設ケザルモ鐵道當局及御警衞係ト協議ノ上一般ノ乘降者ハ遠慮セシメ奉迎送係ニ於テ名刺ヲ受ケタル禮服著用者ニ止ムルコト

(二)　奉迎送ノ爲「プラツトホーム」ニ入場セシムル人員ノ査定及其ノ位置ハ御警衞又ハ鐵道ニ於ケル驛ノ設備及作業上ノ都合アルヲ以テ豫メ札幌驛ニ於テハ北海道廳、其ノ他ノ驛ニ於テハ御成又ハ御通過地ノ市町村長ヨリ夫々關係驛長ニ協議決定スルコト

前項ニ依リ入場ヲ許可セラレタル者ハ右官公衞ニ於テ發行ノ「入場之證」ヲ御發著當日驛待合室ニ於テ官職又ハ資格氏名ヲ記載シタル名刺ト引換ニ奉迎送係員ヨリ交付ヲ受ケ入場スルコト

尙右ノ「入場之證」ニハ豫メ關係驛長ノ職印又ハ認印ヲ押捺スルモノトス

(三)「プラットホーム」ニ於テ奉迎送ヲ爲シ得ル者ノ資格ハ左ノ通トス

1　其ノ地ニ於ケル官衙長
2　勅任官、同待遇者以上
3　有爵者及有位有勳者（從五位、勳四等、功四級以上の者）
4　北海道廳部長及課長
5　市町村長及市助役
6　中等學校長、小學校長及青年學校長
7　貴族院議員、衆議院議員
8　道會議長、副議長及議員
9　市會議長及副議長
10　市町村會議員
11　商工會議所會頭、副會頭及議員
12　外國領事
13　新聞社代表（各社一名）
14　警防團長
15　現役將校、在鄉將校（佐官以上）
16　在鄉軍人會員代表（分會長及旗手）
17　愛國婦人會、國防婦人會及將校婦人會代表
18　褒章受領者
19　敎育、自治、軍事、產業、社會事業ノ功勞者（各省ヨリ表彰ノ者）
20　赤十字社特別社員、軍人援護會通常會員、濟生會特別會員、愛國婦人會有功章會員以上ノ者
21　御成先及御旅館ノ代表者
22　地方ノ名望家等市町村長ニ於テ適當ト認メタル者
23　支那事變關係戰死者遺族並ニ傷痍軍人
24　奉迎送事務關係者

(四)　奉迎送係ハ驛ニ至リ奉迎送者ノ整理ニ當リ且一、二等待合室ノ入口ニ名刺受ノ準備ヲ爲シ受付タル名刺ハ奉迎送係長之ヲ取纏メ殿下ノ御附ニ差出スコト

(五)　御發着ノ際驛長室（貴賓室）ニ御休憩アラセラレル、場合ヲ豫想シ鐵道當局ト之ガ準備ニ關シ豫メ打合ヲ遂ゲ遺漏ナキヲ期スルコト

(六)　一般客ハ原則トシテ　殿下「プラットホーム」御通過後乘降セシメ又御發ノ際ハ一般客ノ乘降後御乘車ノ筈ニ付御乘降ニ際シ混雜ノ爲不敬ニ渉ルコトナキ樣鐵道當局及御警衞係ト連絡ヲ爲スコト

二　御成地並ニ御滯在地ニ於ケル御道筋沿道ノ奉迎送

(一)　御道筋ニ於テ奉迎送希望ノ學校生徒兒童及青年團在鄉軍人會其ノ他各種ノ團體ニ付テハ市役所又ハ町村役場ニ於テ豫メ其ノ人員ヲ調査シタル上御警衞係ト打合セヲ遂ゲ各其ノ堵列スベキ位置ヲ定メ御通過及一般ノ交通ニ妨ゲトナラザル樣特ニ注意スルコト

但シ左ノ一ニ該當スルモノハ遠慮セシムルコト

(イ)　小學校尋常科四學年以下ノ兒童

(ロ)　身體虛弱ノ者又ハ長時間堵列ニ耐ヘザル者

(二)　奉迎送者ハ靜肅ヲ旨トシ苟モ不敬ニ渉ルガ如キコトナキヲ期スルハ勿論御通過前ニ整列ヲ終リ御通過後靜肅ニ退散スルコト

(三)　奉迎送者ハ雨天ノ節ハ外套ヲ用フルモ差支ナキコト

三　途中御通過驛ニ於ケル奉迎送

(一)　「プラットホーム」ニ於テ奉迎送ヲナサントスル者ハ要領第一項(一)乃至(四)ニ依リ取扱ヲ爲スコト

(二)　學校生徒及兒童ハ原則トシテ「プラットホーム」ニ入場セシメズ御道筋ニ於テ奉迎送ヲ爲サシムルコト

三　扈從者

朝香兩宮殿下御來道に際しては隨員の外軍部より軍作業廳關係の扈從者派遣あり六月二十一日其の旨通牒あつたが、道廳に於ても前項打合會の決定に基き道廳關係の扈從者人選中の處、七月三日夫々是を決定、何れも關係方面へ通牒周知を圖つた。扈從者氏名左の如くである。

一　軍部關係

七月六日、七日

七月六日、七日、八日	造兵廠長官	小須田中將
全　部	大阪工廠長代理	大幸大佐
同	陸軍省銃砲課長	伊藤大佐
	陸軍造兵廠大阪工廠室蘭派出所監督官	林中佐
被服糧秣本廠關係醫務所	陸軍被服廠	松原大佐
屠雲峽ノミ	酒井部隊	酒井部隊長
同	酒井部隊副官	神谷少佐

全　部　定山溪屠雲峽

二　道廳關係

函館ノミ

青森ヨリ全線	旭川憲兵隊　旭川憲兵隊長
同	酒井部隊　軍醫部長
青森、函館ノミ	岩上總務部長
道內全線先行	吉野秘書課長
札幌附近	杉山秘書課員
會計課（御荷物關係）	平地秘書課員
青森ヨリ全線	伊藤秘書課員
道內全線	半井長官
警務課（御警衞關係）	柴田屬
道內全線	近藤書記
道內全線（大宮殿下）	久安警部
道內全線（姫宮殿下）	奈須警部補
札幌附近	和田警部補（特高）
保安課（車輛關係）	警察部長
全線	樋口順治

函館、室蘭ノミ　日野間警部補
旭川、野付牛ノミ　岡田技手
美幌、釧路ノミ　佐藤警部補
刑事課　中原巡査部長
函館ヨリ札幌迄（含網走・釧路）　中山巡査部長
札幌ヨリ函館迄
特別高等課（新聞取締）　大澤警部補
函館ヨリ旭川迄　石川警部
旭川以後
衞生課（現地ニ先著ス）　合田防疫醫
函館（自三日至七日）　安倍技師
登別、白老（自五日至九日）　吉原技師
室蘭、洞爺（自六日至九日）　佐藤技手
奈井江（自八日至九日）　吉永技手
旭川、層雲峽（自六日至十日）　豐城技師
遠輕、野付牛（自七日至十日）　河合技手
川湯、釧路（自八日至十二日）　金井技師
雄阿寒ホテル（自九日至十二日）　吉永技手
定山渓（自十日至十三日）

札幌
小樽（自十三日至十四日）　佐藤・寺田・清野・齋藤
倶知安（十四日）　河合技手
函館（自十二日至十五日）　寺田技手
備考　右の内衞生關係者は御成先へ先行御成箇所の下檢分をなすものとす。　清野技師

第三節　函館地方御視察

朝香兩宮殿下には御附武官以下隨員を從へさせられ、道廳より青森まで御出迎への吉野秘書課長等扈從申上げ、豫定の如く昭和十四年七月六日午後〇時五十分御機嫌美はしく函館棧橋に御着あらせられた。御奉迎の長官代理岩上總務部長、末光津輕要塞司令官、齋藤函館市長船中に伺候御安着の御祝詞言上、函館市官民多數棧橋に堵列御奉迎申上ぐる中を殿下には御會釋を賜ひつゝ棧橋より函館驛に御進み遊ばされ、驛前より自動車に召され、御疲れの御色もなく直ちに本日の御日程に入らせられた。

兩宮殿下には先づ第一に國幣中社函館八幡宮に御參拜、御隨員扈從者を從へさせられ一時五分同神社御著、矢口宮司以下神職一同御奉迎、直ちに宮司の御先導を以て社殿に御參進、玉串を取らせられ御拜あらせられた。

其れより再び自動車に召され、一時三十分函館船渠會社に向はせられ、一時三十分御著大塚社長以下の御奉迎裡に貴賓室に成らせられ御少憩、此の間社長より同會社の事業に關する言上を聞召されたる後、同社長の御案内を以て工場内を御視察、種々御下問を賜はる等一時間に亘る御視察を遂げさせられ二時三十分終らせられた。其れより再び自動車に召させられ、愛國婦人會支部の陸軍委託縫製作業所に成らせられ、愛國婦人會員多數の御奉迎を受けさせられ、

縫製作業の狀況並に幼稚園を御視察、二時五十三分同所御發、函館共愛會に成らせられた。共愛會にては齋藤理事長以下の御奉迎を受けさせられ授產場を御視察、同所に於ても種々有難き御下問を賜はつた。

共れより兩殿下には函館定溫倉庫株式會社に向はせられ、六時十二分同所御着、眞藤社長以下社員一同の御奉迎裡に貴賓室に御少憩、同社の事業狀況言上を聞召されたる後、社長の御案內を以て同社工場隈なく御視察、殊に冷藏室、屋上展望所等に於ては御興深げに拜せられた。斯くて二十分に亘る御視察を終らせられ、六時四十二分同所御發、共れより北海ゴム工業會社に成らせられ、ゴム工業の狀況を御視察、四時十九分同所御發、五稜郭に向はせられた。四時二十分同所御著、齋藤市長の御說明を以て附近の風景を御視察の上四時四十九分同所御發、一路御旅館湯ノ川福井館に向はせられ五時五分御著遊ばされた。

兩宮殿下には御旅館御着直ちに長官代理總務部長岩上夫美雄、函館市長齋藤彌一郞、渡島支長森本正雄外函館市內官公衙長十五名に謁を賜ひ、同夜は本道の第一夜を湯ノ川に過ごさせられたのである。

翌七月七日殿下には午前九時御旅館御發、附近各所御散策、湯ノ川ゴルフ場にて堤函館ゴルフ俱樂部理事長以下俱樂部員一同に謁を賜ひ十一時三十分御旅館に御歸還遊ばされた。

又湛子女王殿下には九時三十分御旅館御發、トラピスト修道院に成らせられ、一時間に亘り院內を御視察遊ばされ、同所十一時御發十一時三十分御旅館に御歸還相成つた。

かくて兩宮殿下には函館御視察を終らせられたが御晝食後、午後〇時五十五分御旅館御發函館驛に向はせられ、市民多數の御奉送裡に一時三十分發急行列車にて函館を後に室蘭方面の御旅程に向はせられた。兩宮殿下には長萬部にて普通列車に御乘換遊ばされ六時三十五分登別驛御著、共れより自動車にて登別溫泉に向はせられ、六時五十五分御旅館登別グランドホテルに御著相成つたが、御著後兩殿下には膽振支廳長齋藤昻一、室蘭市長土居通次、軍人援護事業功勞者栗林德一に謁を賜はつた。

第四節　室蘭地方御視察並傷痍軍人登別溫泉療養所御慰問

朝香兩宮殿下七月八日の御日程は大宮殿下には室蘭市內御視察、又女王殿下には白老アイヌ部落御見學等の御豫定である。

大宮殿下には午前九時御旅館御發、自動車にて日本製鐵株式會社輪西製鐵所に成らせられ、社員一同の御奉迎裡に十時御著、直ちに所內の御視察遊ばされて、十時五十分日本製鋼所室蘭製作所構內の瑞泉閣に成らせられ、御少憩後製鋼所內を隈なく御視察、正午重ねて瑞泉閣に入らせられ御晝食遊ばされ、更に附近を御視察、午後四後三十分同所御發、登別溫泉御旅館グランドホテルに御歸還遊ばされた。

又女王殿下には午前十時五分御旅館御發、自動車にて白老アイヌ部落に成らせられ、宮本白老村長以下の御奉迎を受けさせられ、滿岡白老郵便局長のアイヌ古來の風俗習慣等の言上を聞召され、アイヌ民謠、古式アイヌ踊等の催しを御覽の上、十一時五十五分同所御發、白老驛〇時八分發列車にて、洞爺に向はせられ、車中御晝食を召され、二時十三分虻田驛に御著、共れより洞爺湖畔に成らせられ、齋藤膽振支廳長、那須虻田村長以下の奉迎を受けさせられ二時五十分御著、觀光ホテルにて湖上の風景を愛でさせられ、膽振支廳長の「洞爺湖に就て」の言上を聽召され、午後四時五十五分同所御發、虻田驛より汽車に召され、六時三十三分登別御著、共れより自動車にて御旅館に向はせられ六時五十五分登別グランドホテルに御歸還相成つた。

翌七月九日は兩宮殿下御同列にて午前八時二十五分御旅館御發、第一瀧本館に療養中の傷痍軍人八名の奉迎を受けさせられ、傷痍軍人登別溫泉療養所に成らせられた。同所に於ては北海道廳衛生課長淸水光治以下職員一同御奉迎申

上げ衞生課長より療養所の概況を言上せるを聽召されたる上、在所傷病兵を親しく御慰問、其れより登別驛に向はせられ、同驛八時五十五分發列車にて奈井江に向はせられた。

奈井江驛〇時十七分御著、〇時二十七分森永煉乳工場に御著、空知支廳長永山政能外工場關係者に謁を賜ひ、より工場長の御案内にて約二時間に亘り、工場内を御視察、二時三十五分同所御發、六時四十五分奈井江驛發列車にて旭川に向はせられ、四時三十八分御著直ちに自動車にて旭川鐵工機械器具工業組合に成らせられ、足立旭川市長外組合關係者一同の御奉迎裡に御著、直ちに旭川聯隊區司令官宇野通雄、旭川市長足立富、旭川鐵工機械器具工業組合理事長壁地長太郎、同專務理事檜山直藏、同監事田村大作に謁を賜ひ、後壁地理事長の御案内を以て所内を御視察遊ばされた。やがて五時八分同所御發、層雲峽に向はせられ、六時五十分旭川陸軍病院層雲峽分院に御著、酒井部隊長、酒井部隊軍醫部長、旭川陸軍病院長、同層雲峽分院長松宮平等に謁を賜ひたる後、分院長より同院の概況言上を聽召され、各室を御巡覽在院將兵の御慰問を遊ばされた。

言上左の如くである。

言　上　書

旭川陸軍病院層雲峽分院ノ實況ニ就キ謹ミテ言上ス

一　當分院ハ大正十二年北海道廳ヨリ敷地トシテ二萬坪ノ移管ヲ受ケ其ノ後旭川市篤志家故荒井初一氏ノ寄附ニ依リ昭和三年六月竣工同年十月開廳ス收容定員ハ八十名ナリ泉質ハ單純泉ニ屬シ泉量豐富ニシテ泉溫ハ攝氏九十五度内外ナリ

二　支那事變發生以來收容事變患者ハ總數四六三名ニシテ内支那還送患者二三四名滿洲還送患者二二九名ナリ現在患者數六四名内戰傷患者四名戰病患者一二名平病患者四八名シテ一般ニ經過良好ナリ

三　事變發生以來昨年五月十五日　皇后陛下ニ於カセラレテハ畏クモ　賀陽宮妃殿下ヲ遙々御差遣遊バサレ親シク御慰問ヲ賜ハルノ光榮ニ浴シタリ

四　患者ニ對スル銃後國民ノ後援ハ日增ニ熾烈トナリ或ハ金品ノ慰問或ハ勞力奉仕ヲナス等洵ニ感謝ニ堪ヘザルモノアリ今般畏クモ　殿下ニ於カセラレテハ遙々此ノ僻陬ノ地ニ御成リ遊バサレ親シク御慰問ヲ賜ハルノ光榮ニ浴ス傷病者一同此ノ洪大無邊ノ御仁慈ニ對シ感泣シアリ平等亦深ク感銘シ粉骨碎身一層診療看護ノ十全ニ努メ以テ導機關ト緊密ナル聯繫ヲ圖リ機會アル毎ニ國家的援護施設ノ概要ヲ知ラシメ發奮興起ノ精神ヲ作興セシメ安心シテ療養ニ專念シ得ル如ク努力シアリ

昭和十四年七月九日

旭川陸軍病院層雲峽分院長　松宮平

第五節　野付牛、釧路地方御視察

前夜層雲峽に一夜を明かさせられた朝香兩宮殿下には七月十日野付牛、釧路地方御視察の御旅程に上らせられた。午前八時御旅館層雲閣御發、自動車にて上川驛に御成、八時五十六分同驛發列車にて野付牛に向はせられ、車中御晝食を召され、二時二十一分野付牛御著、直ちに同町北聯薄荷工場に成らせられた。御著後御少憩中野付牛町長關崎不能木上川支廳長に謁を賜はつた。

二夫、北海道信用購買販賣組合聯合會長理事小林篤一、同組合野付牛工場長加賀操の三名に謁を賜ひ、其れより加賀工場長の御案内を以て工場内を御巡覽約三十分に亙り御視察あらせられた。三時同工場御發野付牛三時八分發列車にて美幌驛に向はせられ、三時五十三分御著、美幌町長以下の奉迎を受けさせられ其れより自動車に召されて、美幌峠に向はせられ、阿寒國立公園地帶を御視察あらせられた。

四時五十分美幌峠御著、屈斜路湖其他を御展望を遊ばされ、同所五時御發、砂湯に向はせられ六時御著、同地御視察の上六時十分御發、六時四十分川湯に御著、御旅館御園ホテルに入らせられた。御著後同所にて釧路國支廳長北原寅吉、網走支廳長高尾善次に謁を賜はつた。

翌七月十一日は午前七時五十分御旅館御發硫黄山に成らせられ、天幕張假休息所に入らせられ、跡佐登硫黄株式會社專務取締役兩角克治、取締役兩角榮治、鑛業所長村山鐵彌に謁を賜ひて後、同鑛業所精錬工場其の他の御視察を遊ばされた。九時二十分摩周湖に御著、同湖並にペンケ湖、パンケ湖等御視察、御展望の後同所御發、正午阿寒湖畔雄阿寒ホテルに御著、此處にて一時間三十分御休憩御晝食を取らせられたる上、午後一時三十分同所御發、釧路市に向はせられた。

四時三十分釧路市に御著、先づ釧路鐵工組合共同作業所に成らせられ、二十分に亙り此處を御視察、次で中野信管製作所工場に成らせられ、同所工場主中野亮英に謁を賜ひ同じく二十分間に亙り場内御視察、五時二十分富士屋旅館に御著、同所にて釧路聯隊區司令官門司昇一、釧路市長佐藤國司に謁を賜ひ、一時間三十分御休憩、御夕食を召されたる上六時五十分御發、七時釧路驛發列車にて札幌に向はせられた。

第六節　札幌御視察並定山溪療養所御慰問

昨夜釧路御發の兩宮殿下には本日午前七時五十三分札幌驛に御著、牛井道廳長官其他市内官衙長、一般有資格者等多數の奉迎を受けさせられ、御機嫌美はしく御下車、共れより御差廻の自動車に召され札幌グランドホテルに入らせられた。

兩宮殿下には御少憩、御朝食の後午前八時より牛井長官以下札幌市内官衙長、同有資格者並に軍事援護事業功勞者に謁を賜ひたる後九時四十五分御旅館御發、札幌神社に御參拜あらせられ、次いで十時三十分札幌護國神社に御參拜、十時五十五分愛國婦人會支部隣保館に成らせられ、同館の經營する母子ホーム二葉寮及縫製作業所を御視察の上、同所御發十一時二十五分北海道製酪販賣組合聯合會の製酪工場に御著相成り、一時間五十五分に亙り、同工場内を御視察、晝食を召させられた上午後一時二十分同所御發、同會皮革工場に成らせられ三十分間に亙り工場内御視察遊ばされた。其れより藤屋鐵工場に向はせられ二時御著、是れまた三十分に亙り所内御視察あらせられたる上同所御發二時三十五分札幌麥酒會社に成らせられた。同所に於ては一時間餘に亙り各工場を御視察あらせられ、三時四十五分五番館工場に御著、此處に於ても約三十五分間御熱心に工場を御視察あらせられ、四時十六分帝國製麻會社に御着遊ばされた。此處に於ては一時間に亙り同社の作業狀況を御視察の上、五時十一分同所御發、北大植物園に成らせられ、園内御視察の上、五時五十五分同所御發、定山溪に向はせられ、六時五十五分御旅館拓銀クラブに御著あらせられた。

翌七月十三日は午前九時御旅館御發、兩殿下御同列にて旭川陸軍病院定山溪臨時轉地療養所に成らせられ、職員一同の御奉迎裡に御著、直ちに同療養所長佐々木幸に謁を賜ひ、療養所の概況に關する言上を聞召されたる後、其の御先導を以て所内を御巡視親しく在院傷病兵に御慰問の御言葉を賜はつた。此の際に於ける療養所長の言上要旨左の如くである。

言上書

旭川陸軍病院定山溪臨時轉地療養所ノ實況ニ就キ謹ミテ言上ス

昭和十四年七月十三日

旭川陸軍病院定山溪臨時轉地療養所長　佐々木　幸

一　當療養所ハ支那事變患者ノ激增ニ伴ヒ轉地療養ヲ要スル事變患者收容ノ爲昭和十三年三月一日開設セラル、收容定員ハ七十名ナルモ目下百名ヲ收容スベク增築中ニシテ七月末完成ノ豫定ナリ泉質ハ單純食鹽泉ニ屬シ泉量豐富ニシテ泉溫攝氏八十度內外ナリ

二　開設以來收容患者ハ總數六〇五名ニシテ內支那還送患者五五四名滿洲還送患者五一名ナリ現在患者數五九名內戰傷患者二四名戰病患者三五名ニシテ一般ニ經過良好ナリ戰傷病患者中不具癒疾見込者一名アリ患者ニ對シテハ溫泉竝環境ヲ活用シ各種理學的療法ヲ施シ以テ治癒竝機能恢復ノ促進ヲ圖ルト共ニ職業準備敎育ヲ施シ尙厚生省職業輔導機關ト緊密ナル連繫ヲ圖リ機會アル毎ニ國家的援護施設ノ概要ヲ知ラシメ發奮興起ノ精神ヲ作興セシメ安心シテ療養ニ專念シ得ル如ク努力シアリ

三　昨年五月十三日　皇后陛下ニ於カセラレテハ畏クモ賀陽宮妃殿下ヲ遙々御差遣遊バサレ親シク御慰問ヲ賜ハルノ光榮ニ浴シタリ

四　患者ニ對スル銃後國民ノ後援ハ日增ニ熾烈トナリ或ハ金品ノ慰問或ハ勞力奉仕ヲナス等洵ニ感謝ニ堪ヘザルモノアリ今般畏クモ　殿下ニ於カセラレテハ遙々此ノ僻陬ノ地ニ御成リ遊バサレ親シク御慰問ヲ賜ハルノ光榮ニ浴ス傷病者一同此ノ洪大無邊ノ御仁慈ニ對シ感泣シアリ幸等マタ深ク感銘シ粉骨碎身一層診療看護ノ十全ニ努メ以テ御高恩ニ副ヒ奉ランコトヲ期ス

斯くて兩殿下には同所の御慰問を滯りなく終らせられ、同所御發眞駒內種畜場に向はせられたが、大宮殿下には附近御視察月寒ゴルフ場にて御晝餐を召させられ、女王殿下には本日の御旅館札幌グランドホテルに向はせられ、此處にて御晝餐遊ばされた。而して午後は大宮殿下には引續き附近御視察に過ごさせられ午後五時御旅館札幌グランドホテルに御歸還、又女王殿下には午後二時より札幌市內の御見學を仰出され、北海道帝國大學、拓殖館、月寒種羊場等御視察の後五時〇分御旅館に歸還遊ばされた。

當夜、殿下に於かせられては午後六時三十分より札幌市三井俱樂部に於て道廳長官以下に餐を賜はり、御旅館御歸還後道廳長官の本道軍事援護狀況言上を聽召され、且つ銃後援護狀況寫眞類を台覽に供したる處御滿足の御樣子に拜せられた。尙ほ御旅館に於て半井長官より道產品の獻上を御披露したる處御嘉納あらせられた。以下是等に就て詳述する。

一　賜　餐

朝香宮殿下には七月十三日午後六時三十分より札幌市三井俱樂部に於て今次御視察關係者に御賜餐あらせらるゝ旨仰出されたるは御繁忙なる御旅次誠に畏き極みで、お召しの光榮に浴したる者左記十一名である。

御　附　武　官
陸軍省大宮少佐
伊藤大阪工廠銃砲課長
松原札幌糧秣支廠長
窒蘭監督官林中佐
半井道廳長官
岩上道廳總務部長
三澤札幌市長
岡田拓銀頭取

二　軍事援護狀況言上

高須三井重役
大瀧札幌商工會議所會頭

朝香宮殿下には七月十三日午後六時二十分より三井倶樂部に於て長官以下關係者に御賜餐後、七時御旅館に御歸還遊ばされたが、半井道廳長官は直ちに御旅館に伺候本道軍事援護狀況を言上したる處、殿下には御熱心に御聽取遊ばされ至極御滿足の御樣子であつた。長官の言上したる要旨左の如くである。

言上書

本道に於きまする銃後後援は　皇室の深き御仁慈の下に擧道一體となつて遺憾なきを期しつゝある次第で御座いますが本道よりの應召軍人は〇〇〇名、現役出征軍人は〇〇〇名で御座いまして、戰病死者は〇〇名、召集解除者は〇〇〇名で御座います

事變發生致しまするや道廳は銃後後援の方針を決しますると同時に之が實行の根基を名實共に市町村に置くことと致し各市町村に銃後後援會なるものを組織せしめ市町村長を中心として其の市町村内の各種團體の代表者、公職者、有志等を網羅致しまして市町村一體の下に永續的且綜合的に銃後後援の完璧を期したので御座いますが今般政府の方針を體しまして銃後奉公會と改め益强力なる援護團體たらしめた次第で御座います　援護の内容に付いて申上げますれば

其の一は軍事扶助法に依る扶助で御座いまして昭和十三年度に於きましては戸數一萬六十二戸、人員二十萬四千五百七十七人此の扶助金額百八十七萬九千餘圓を支出致しました

其の二は軍事扶助法に該當すると否とを問はず事實援護を要しまする者及出動致しました軍屬救護看護婦等の家族、遺族にして同樣の事情のありまする者には國費、地方費及道内篤志者の寄附金に依り夫々扶助致しまする外市町村銃後奉公會及各種團體が協力致しまして精神的に或は勞力奉仕等に努めまして遺憾なきを期して居るので御座います

右につきましては昭和十三年度中には國費三十三萬七千圓地方費九萬七千圓道内篤志者寄附金中より八萬七千圓合計五十二萬一千圓を以て道廳直接に或は市町村銃後奉公會共の他關係團體を通じまして各種の援護を致したので御座います　又道廳の措置と相俟ちまして各種團體に於きましても夫々援護を致して居りまして其の主なるものを申上げますれば先づ市町村銃後奉公會は市町村内の各種團體の連絡統制をとりまして生活扶助を始め醫療、生業扶助、授産、壯行、恤兵、慰問、弔祭、家事、身上相談其の他各種の援護事業を實施致して居りまするが、昭和十三年度に於きましては其の收入額百五十六萬三千圓支出額百十六萬五千圓に達したので御座います　軍事扶助團體の施設を申上げますれば（恩賜財團）軍人援護會北海道支部は昨年十二月一日設立致し本年三月四日財團法人として許可を受け本道軍事扶助團體の中樞として活動致して居るので御座いまして昭和十三年度に於きましては事業實施期間僅か四ケ月でありましたに拘らず二萬二千圓の事業費を支出致しました次第で御座います　本年度は事業費九萬二千圓を以て夫々事業を施行して居るので御座います　日本赤十字社北海道支部に於きましては主として醫療扶助を擔當して居りまするが尚救護班三班八十名を戰地に派遣し中一班は其の任務を果して歸還致した次第で御座います　愛國婦人會北海道支部に於きましては法に該當せざる者に對する生活扶助、助産等を擔當致して居ります外尚遺族竝に家族の授産と之が精神訓練とを圖る爲陸軍省より委託を受け縫製竝に襟章胸章作業所を全道二十五箇市町村に經營致して居ります　又札幌市に母子寮を建設致しまして母子のみの遺族十七世帶五十六名を收容致し夫々授職輔導に努めて居るので御座います　此の他（恩賜財團）濟生會に於きましては醫療を擔當し帝國在鄉軍人會各支部及大日本國防婦人會各地本部に於きましては壯行、恤兵、慰問、

弔祭竝に遺族家族の慰藉慰問其の他の援護に力を盡して居るので御座います　尙又軍事扶助團體以外の北海道醫師會、北海道齒科醫師會、道内各學校及男女青年團等の諸團體に於きましても醫療に、授産に、或は壯行、愴兵、慰問、弔祭、勞力援助等に協力致して居る次第で御座います

次に傷兵保護事業に依る傷痍軍人の保護事業について申上げます

傷痍軍人の敎養竝に一般國民の敎化につきましては政府の方針と相俟つて各般の施設を致しますると共に優遇保護の途を講じ傷痍軍人をして各其の鄕に於て奉公の誠を盡すに遺憾なからしめんことを期して居る次第で御座います　而して醫療及職業の保護概況を申上げますれば本道の傷兵保護事業の對象となりますものは〇〇名に達し之を細別致しますと陸海軍病院を退院歸鄕致しました者〇〇名、大日本傷痍軍人會會員〇〇名と相成るので御座います　が右の退院歸鄕者の中〇〇名は肺結核又は胸膜炎の患者で御座います　道廳と致しましては只今の處醫療保護に重點を置きまして軍部及陸海軍病院とも密接な連絡のもとに遺憾のないやう努力致して居る次第で御座いますが現在迄に醫療保護を加へた者〇〇名で御座います

職業保護の狀況につきましては職業再敎育を實施したるもの六名、原職復歸者二百三十四名、聯業紹介所の紹介に依る就職者四十七名其の他就職者百九十名で御座います　尙職業再敎育施設と致しましては北海道廳種畜場及北海道農事試驗場に各傷痍軍人職業訓練所を設置致し又（財團法人）北海道社會事業協會に設備等を貸與致しまして職業再敎育施設を講ぜしめて居ります外一般民間にも委託致しまして職業の再敎育に努めて居る次第で御座います

尙爰に本道としての特殊援護狀況を申上げたいと存じます

其の一は生活困難の遺家族に對する多期燃料の供給でありまして燃料費扶助の外特に國有林及地方費林より薪材を供給致して居ります。其の昭和十三年度に於ける狀況は一千二百三十二戶に對し九千九百六十五立方米を給與致した次第で御座います

其の二は醫療施設不備の農山漁村に於ける遺族、家族に對し家庭救急藥竝に助産材料の無料配給で御座いまして其の昭和十三年度中の狀況は家庭救急藥箱詰五千七百十箱、助産材料四百二十七組を贈呈致したので御座います

以上は本道に於きまする銃後後援の大略を申述べた次第で御座います

事變發生以來今日迄略順調に進みつゝありまするが今後一層努力を致しまして銃後の完璧に邁進致す覺悟で御座います

（謹記）言上書中出征應召軍人數等ハ發表シ得ザル事項ニ付特ニ缺字トシタリ

三　銃後援護狀況寫眞台覽

本道軍事援護狀況言上に引續き銃後援護狀況寫眞三十八葉を台覽に供したが、殿下には　一々御眼通しに相成御滿足に拜せられた。該寫眞の說明書左の如くである。

銃後援護狀況寫眞說明書

一、北海道廳

二、驛頭ニ於ケル歡送

出征應召軍人ノ歡送ニハ都市、農山漁村共何レモ熱誠ヲ披瀝シテ之ニ衝ツテ居リマス

其ノ一ハ鐵道沿線ニ堵列シタ砂川町民ノ旺ンナ歡送狀況デアリマス

其ノ二ハホームヲ埋メタ留萌町民ノ熱狂振リデアリマス

其ノ三ハ同樣遠別村ノ狀況デアリマス

其ノ四ハ將ニ出發セントスル應召兵ガ納內村長カラ壯行ノ辭ヲ受ケテ居ルトコロデアリマス

三、皇軍ノ武運長久祈願

銃後ノ道民ハ常ニ皇軍將兵ノ勇戰奮闘ヲ感謝シ道内隅々ノ地ニ至ル迄其ノ武運長久ヲ祈ツテ居リマス
其ノ一ハ勤勞奉仕ノ爲將ニ出發セントスル興部村青年團員ガ黎明ニ皇軍ノ武運長久ヲ祈ル眞摯ナ姿デアリマス
其ノ二ハ篠路村ニ於ケル愛國婦人會員、國防婦人會員共ノ他婦人團體ガ積雪ヲ踏ンデ鎭守ノ社ニ皇軍ノ武運長久ヲ祈願スル狀況デアリマス
其ノ三ハ川西村民ガ神前ニ皇軍ノ武運長久ヲ祈願スル狀況デアリマス

四、慰問品ノ作成發送

銃後道民ハ常ニ慰問品ヲ送ツテ戰線ノ將兵慰問ニ力メテ居リマス
其ノ一ハ芽室村各婦人團體員ガ千人針ヲ作成シテ居ル狀況デアリマス
其ノ二ハ鹿部村女子青年團員ガ慰問袋ノ荷造リヲシテ居ルトコロデアリマス

五、獻納布團ノ作成

各地ニ於テ婦人團體ニ依リ布團獻納ガ行ハレタノデアリマス
其ノ一ハ津別村ニ於ケル狀況デアリマス
其ノ二ハ多寄村ニ於ケル狀況デアリマス

六、遺族家族ノ慰安會

各地共屢々遺族家族ノ慰安會ヲ開催シテ遺族家族ノ慰安ニ力メテ居リマス
其ノ一ハ稚内町ニ於ケル慰安會ノ狀況デアリマス
其ノ二ハ角田村ニ於ケル慰安會ノ狀況デアリマス

七、家業ニ精勵ノ應召軍人家族

遺家族ハ銃後後援ノ赤誠ニ感謝シツツ克ク自立自營ノ精神ヲ發揮シテ銃後ノ家庭ヲ守リツヽアルノデアリマス
其ノ一ハ篠路村應召軍人西岡常一家族ガ家業ニ精勵シテ居ルトコロデアリマス
其ノ二ハ浦臼村應召軍人深澤正平家族ガ玉蜀黍ノ收穫ヲ了ヘタトコロデアリマス
其ノ三ハ名寄町應召軍人硲岩太郎ノ妻女さつよガ長女ヲ背負ヒ水田ノ馬耕ニ精勵シテ居ルトコロデアリマス

八、出征軍人遺家族ノ縫製作業

愛國婦人會北海道支部ニ於テハ道内十六ケ所ニ縫製作業所ヲ設ケ主トシテ遺家族ヲ之ニ從事セシメ授職ノ途ヲ講ジテ居リマス
其ノ一ハ小樽市ニ於ケル狀況デアリマス
其ノ二ハ札幌市（隣保館）ニ於ケル狀況デアリマス

九、勤勞奉仕

出征軍人ノ遺族家族ニ對スル勞力援助ハ各方面ニ於テ熱心ニ行ハレテ居リマス
其ノ一ハ羊蹄山麓狩太村ニ於ケル小學校兒童ノ馬鈴薯掘リ作業奉仕デアリマス
其ノ二ハ留萌町ニ於ケル水田代掻キ作業奉仕ノ狀況デアリマス
其ノ三ハ東瀨棚村ニ於ケル水田苗植作業奉仕ノ狀況デアリマス
其ノ四ハ本別町ニ於ケル女學生ノ除草作業奉仕ノ狀況デアリマス
其ノ五ハ大江村ニ於ケル俱知安中學生ノ林檎袋掛作業奉仕ノ狀況デアリマス
其ノ六ハ興部村ニ於ケル棟上作業奉仕ノ狀況デアリマス
其ノ七ハ右左府村ニ於ケル馬耕作業奉仕ノ狀況デアリマス
其ノ八ハ川西村青年團員ノ薪割作業奉仕ノ狀況デアリマス
其ノ九ハ山部小學校（山部村）兒童ノ薪材搬出作業奉仕ノ狀況デアリマス

一〇、託兒所ノ狀況

遺家族ノ子供ヲ中心トスル託兒所殊ニ農漁繁期ニ於ケル季節的託兒所ヘ各地ニ設置セラレテ居リマス

其ノ一ハ札幌市內隣保館ニ於ケル愛國婦人會北海道支部經營ノ託兒所ノ狀況デアリマス

其ノ二ハ洞爺湖ニ於ケル農繁期託兒所ノ狀況デアリマス

一一、英靈ノ鄉土凱旋

其ノ一ハ弟子屈村ニ於ケル狀況デアリマス

其ノ二ハ音別村ニ於ケル狀況デアリマス

一二、戰歿軍人ノ葬儀

戰歿者ノ葬儀ハ最モ壯嚴嚴肅ニ市町村葬又ハ市町村銃後奉公會葬ヲ以テ執行致シテ居リマス

其ノ一ハ砂川町ニ於ケル町葬ノ狀況デアリマス

其ノ二ハ本別町ニ於ケル其ノ狀況デアリマス

一三、歸鄉軍人ノ戰捷奉告

砂川町ニ於テ歸鄉軍人ノ戰捷奉告式ヲ執行シテ居ル狀況デアリマス

四　献上品

御旅館に於て、御披露したる半井長官の献上品は左記三點である。

献上品調書

品名	數量	御披露ノ場所	說明	獻上者官職位勳功爵一氏名
瑪瑙細工、帶止	壹個	札幌市グランドホテル	本道特產ノ瑪瑙ヲ加工製作シタルモノニシテ多クハ首飾、印材其他裝身具等ニ製セラレ本道特殊ノ工藝品ナリ	北海道廳長官正四位勳三等　半井清
木彫熊	壹個	同	本道產桂材ニ彫刻セルモノニシテ八雲町農民美術研究會ニ於テ製作ノモノナリ	同　同
ホームスパン服地	貳反	同	本道各地ニテ飼育セル緬羊ヨリ剪毛シ製織セルモノニシテ北海道工業試驗場ノ試製品ナリ	同　同

第七節　小樽御視察

七月十四日大宮殿下には午前七時三十分御旅館御發自動車にて小樽に向はせられ八時四十分小樽三菱精機工場御著、河原小樽市長外工場關係者に謁を賜ひ、同工場內御視察、更に九時十五分極東罐詰工場御著、同所を御視察九時五十分北海製罐會社に成らせられ、女王殿下には大宮殿下より稍お遲れに相成り、九時四十五分札幌發列車にて小樽に成らせられ十時二十分小樽御著、直ちに北海製罐會社に成らせられ大宮殿下と御同列となり、同工場內を隈なく御視察あらせられた。

斯くして十時三十分兩宮殿下には同所御發、十時三十五分小樽驛發列車に召され一路函館に向はせられ、車中御晝食遊ばされ、四時二十三分函館驛御著、四時四十八分御旅館湯ノ川福井館に御著遊ばされた。

第八節　御退道、御禮言上

朝香兩宮殿下には七月六日函館御上陸本道御來道以來道内各地の軍需工場御視察並に陸軍病院、療養所等の御慰問を首尾よく終らせられ、本日は御退道の日である。

兩殿下には此の日午前七時五分御旅館湯ノ川福井館御發、七時三十分函館棧橋驛御著、直ちに連絡船に召させられ、長官代理岩上總務部長外多數官民の御奉送裡に御機嫌美しく同棧橋御發御歸京の途に就かせられた。

斯くして大宮殿下には御途中東北地方の御視察遊ばされ七月十八日午前七時五十分御差がなく上野驛御著、御歸邸相成り、又女王殿下には函館御發後大宮殿下と御別れ遊ばされ、御途中淺虫溫泉に御立寄御休憩の上同所御發十六日午前十時二十分上野驛御著御歸邸遊ばされた。

道廳に於ては兩宮殿下無事御歸邸の御由承り、十八日長官より御附まで御禮言上方を電信した。

第三章　時局認識運動

第一節　東亞新秩序建設の强調

支那事變勃發以來　皇軍は赫々たる戰果を收め、一昨年暮には首都南京を陷れ、更に昨年十月には敵が第二の首都武漢を陷れ、事實上蔣政權は潰滅に歸したるに拘らず、蔣介石は遠く重慶に遁れて地方政權に墮しつゝ、尙抗日の惡夢より醒めず、依然長期抗日を豪語して憚らない。是れに對する帝國不動の方針は既に政府聲明に明らかなる如く毫も變る處がない。從つて皇軍は昭和十四年の新春を陣中に迎へ、是を壽く閑もなく、占據地一帶に亘る殘敵掃蕩戰を開始し、治安の確立を圖ると共に、北支及中支に樹立せられる新興政權を支持して是が育成助長に努め、誤れる容共抗日政策の破綻より目覺めたる支那民衆をして、政治的には防共親日、經濟的には日滿支不可分關係の實現を目標とする帝國の事變處理方針を漸く了得せしむるに至り、玆に新支那建設の黎明が訪れるに至つたのである。即ち事變は今や東亞の天地に新秩序を樹立せんとする建設戰の段階に入り、稱して東亞新秩序建設戰と呼ばるゝに至ると共に、其の前途は極めて遼遠となり、單なる即戰即決の戰ひより所謂長期戰態勢の整備を必要とするに至り、國民は愈々國民精神を發揮し、國內體制を整ひ、軍需、民需の生產を確保し、貯蓄の增加を圖り、堅忍持久、政府を信賴して國策の遂行を扶け、以て一途國家奉公に邁進するの大覺悟を要するに至つたのである。

昨年十二月二十二日近衞內閣總理大臣は十一月三日の政府聲明の趣旨を敷衍して總理大臣談を發表したが、其の要旨左の如くで、此に明らかにせらるゝ如く、支那に求むる我方の方針は領土の領有にあらず、賠償金の獲取にあら

ず、實に八紘一宇肇國の理想に基く我が國是の顯現に依る新東亞建設の上にあるのである。即ち支那事變を以て聖戰と呼ぶ所以である。

近衞內閣總理大臣談

（昭和十三年十二月二十二日）

政府は本年度の聲明に於て明かにしたる如く、終始一貫抗日國民政府の徹底的武力掃蕩を期すると共に、支那に於ける同憂具眼の士と相携へて東亞新秩序の建設に向つて邁進せんとするものである。今や支那各地に於ては更生の勢澎湃として起り建設の氣運愈々高まれるを感得せしむるものがある。是に於て政府は、更生新支那との關係を調整すべき根本方針を中外に闡明し、以て帝國の眞意徹底を期するものである。

日滿支三國は東亞新秩序の建設を共同の目的として結合し、相互に善隣友好、共同防共、經濟提携の實を擧げんとするものである。之が爲には支那は先づ何よりも、舊來の偏狹なる觀念を清算して抗日の愚と滿洲國に對する拘泥の情とを一擲することが必要である。即ち日本は支那が進んで滿洲國と完全なる國交を修めんことを率直に要望するものである。

次に東亞の天地にはコミンテルン勢力の存在を許すべからざるが故に、日本は日獨伊防共協定の精神に則り、日支防共協定の締結を以て日支國交調整上喫緊の要件とするものである。而して支那に現存する實情に鑑みこの防共の目的に對する十分なる保障を擧ぐる爲には、同協定繼續期間中、特定地點に日本軍の防共駐屯を認むること及び內蒙地方を特殊防共地域とすべきことを要求するものである。

日支經濟關係に就いては、日本は何等支那に於て經濟的獨占を行はんとするものに非ず、又新しき東亞を理解しこれに即應して行動せんとする善意の第三國の利益を制限するが如きことを支那に求むるものに非ず、唯飽く迄日支の提携と合作とをして實效あらしめんことを期するものである。

即ち日支平等の原則に立つて、支那は帝國臣民に支那內地に於ける居住營業の自由を容認して日支兩國民の經濟的利益を促進し、且つ日支間の歷史的經濟關係に鑑み、特に北支內蒙地域に於てはその資源の開發利用上、日本に對し積極的に便宜を與ふることを要求するものである。

日本の支那に求むるもの〻大綱は以上の如きものである。

日本が敢て大軍を動かせる眞意に徹するならば、日本の支那に求むるものが區々たる領土に非ず、又戰費の賠償に非ざることは自ら明かである。

日本は實に支那が新秩序建設の分擔者としての職能を實行するに必要なる最小限度の保障を要求せんとするものである。

日本は支那の主權を尊重するは固より、進んで支那の獨立完成の爲に必要とする治外法權を撤廢し且租界の返還に對しては積極的なる考慮を拂ふに吝ならざるものである。

道民は事變以來、銃後の護りに或は生產の擴充に燃ゆるが如き赤誠を獻げ克く國民精神總動員の實を擧げつゝあるも、今後は更に是が永續を圖り、戰線將兵の慰問激勵に當り、遺族、家族の援護に努め、進んで勤儉力行飛躍的生產擴充を圖り、貯蓄の增加を期し、輸出の振興、國防資源の開發等に當ると共に、他面開拓の聖旨を奉じて本道拓殖の進展に貢獻し、以て東亞新秩序建設戰の一翼に最大の奉公を期せねばならぬ事は言を俟たざる處にして、道廳長官は特に官民一致協力の實を擧げ、以て此の歷史的重大時局に對處すべき事を力說し、部下吏僚自ら垂範儀表となり全道民を率ふべしとなし、會議に通牒に將た又ラヂオ放送に此の趣旨を闡明し、道民の最後の一人にまで趣旨の徹底を圖り、克く其の效果を擧げたのである。

舊臘十二月二十三日附石黑長官は文部次官に榮轉、後任として神奈川縣知事半井清氏其の後を襲うたが、半井長官は時局重大なるに鑑み、著任匆々三百萬道民に强く呼びかけ一段の時局認識深化に努めた。殊に本道は北門の寶庫と

して無盡の資源を有し、軍事、國防上枢要なる北方の據點として長期建設下に於ては國策的使命愈々加重し、國家が道民に期待する處極めて大なるものあり、道民は光榮なる此の要請と重責とに鑑み、父祖傳統の質實剛健なる精神と不撓不屈の氣魂とを益々發揮して、渾身の努力を献ぐべき事を強調したのである。

第二節　國民精神昂揚運動

事變は東亞新秩序建設の段階に入り、國民は所謂長期戰を覺悟しなければならぬ。此の爲には犧牲奉公の赤誠を献げ、堅忍不拔凡ゆる艱苦を克服して是に對處せねばならぬのである。即ち泰西思想に禍されたる個人主義、利己觀念等を一掃して、一億一心國に殉ずるの崇高なる肇國精神を發揮し、就中志氣の昂揚を圖り、萬難を排して邁進するの氣力を最高度に發揚する事が肝要である。此の趣旨に鑑み道廳に於ては昨年度の如く國體の本義に基く祝祭行事等の嚴修に努め、又過去戰役の記念行事等を盛大に擧行して、當時の苦難を忍び國民志氣の發揚に資したのである。

先づ本年二月十一日の紀元節に際しては紀元節奉祝を、四月二十九日天長節に際しては天長節奉祝を實施し、三月十日の陸軍記念日、五月二十七日の海軍記念日には各共の記念行事を盛大に實施したのである。以下其の概況を記述する。

一　紀元節祭並に奉祝行事

昭和十三年一月三十一日內務省令第一號公布せられ、同年一月十六日發表の支那事變に對する帝國政府聲明に基き國民は一層時局に對する認識を深化し、堅忍持久、一致團結、國威の宣揚を祈念する爲、全國官國幣社以下の神社に於て紀元節に當り是が祈願を行はしむる事としたのであるが、道廳に於ては昨年度既に全道各神社に此の旨通牒一齊に祈願祭を執行せしめたが、本年も亦同樣通牒を發して紀元節當日各神社に氏子一般市民等多數參列の下に是を嚴修せしめたのである。而して此の日全國民は我が肇國の理想に基き日本精神を昂揚し、萬邦無比の國體を仰ぎ、洪大無邊なる　皇恩を拜謝し奉り、時局認識の深化に資すべく、官公衙、學校、團體共他をして「紀元節奉祝式」を執行せしめ、且つ當日午前十時を期し、全國一齊に設定せられたる「紀元節奉祝の時間」に於て式典に參列し得ざる一般市民をして或は家庭に於て、或は職場に於て夫々宮城遙拜を行はしめたのである。此の「紀元節奉祝の時間」にはラヂオ放送を行ひ或はサイレン鐘等の吹鳴に依り其の合圖となした。

道廳に於ては當日午前九時より道會議事堂に長官以下全廳員の參集の上

一、修　禮
二、國歌齊唱
三、宮城遙拜
四、勅語奉讀
五、萬歲三唱

の式次第を以て奉祝式を嚴かに執行した。

又此の日道廳に於ては恆例に依る社會事業團體御下賜金傳達式を長官室に於て執行、引續き大藏省國民貯蓄奬勵局長官の國民貯蓄組合、國民貯蓄奬勵功勞者の表彰並に農林大臣の農山漁村に於ける銃後施設優良村の表彰を行つた。

此の中農山漁村銃後後援施設優良村として農林大臣より表彰せられたもの左の三村である。

雨龍郡沼田村　（代表者村長）　諏訪六七郎
紋別郡興部村　（同）　內藤周平
虻田郡狩太村　（同）　中村洋

二　天長節奉祝

昭和十四年四月二十九日の天長節に當り、道廳に於ては時局の現段階に鑑み、國民擧つて　聖壽の無窮を壽き皇室の御洪恩を仰ぎ奉ると共に、更に盡忠報國の精神を昂め、萬民翼贊の實を擧げ、東亞新秩序建設に邁進するの覺悟を堅からしむる爲、天長節奉祝を全道民に行はしむる事となり、要綱を定め各支廳長、各廨長、各市町村長、各中等學校長等に通牒趣旨の徹底を期した。通牒左の如くである。

卯社教第一八八號　昭和十四年四月十五日

各支廳長
各廨長
各市町村長
各中等學校長

天長節奉祝ニ關スル件

來ル四月二十九日天長節ヲ迎フルニ當リ左記要綱ニ依リ時局ノ新段階ニ於ケル天長節奉祝ニ付特段ナル意義ヲ强調之ガ實施相成度

總務部長
學務部長

天長節奉祝實施要綱

一　趣旨

事變下ノ天長節ヲ迎フルニ當リ　聖壽ノ無窮ヲ壽ギ　皇室ノ御鴻恩ヲ欽仰シ奉ルト共ニ愈盡忠報國ノ精神ヲ昂メ萬民輔翼ノ實ヲ擧ゲ新東亞建設ニ邁進スベキ國民ノ覺悟ヲ堅ムルノ趣旨ノ下ニ奉祝ヲ行フコト

二　實施方法

1　官公衙學校等ニ於テ奉拜式又ハ祝賀式ノ擧行ヲ行フニ當リテハ特ニ本文趣旨ノ徹底ヲ圖ルコト

2　從來擧式セザル向ニ在リテハ可成次號ニ揭グル時刻ヲ期シ別記奉祝式次第ニ依リ之ヲ行フコト

3　市町村ニ在リテハ一般市町村民ノ爲可成次號ニ揭グル時刻ヲ期シ神社、公會堂、其ノ他適當ナル場所ニ於テ別記奉祝式次第ニ依リ祝賀ノ方法ヲ講ジ適宜本文趣旨ノ徹底ヲ圖ルコト、尙各種團體、工場、鑛山、會社等ニ於テモ右ニ準ジ可成擧式スルコト

4　當日午前八時ヲ期シ全國一齊ニ「國民奉祝ノ時間」ヲ設定セラルヽニ付、前各號ノ式典ニ參列シ得ザル一般市町村民ニ對シ各家庭ハ勿論特ニ擧式セザル會社、工場、鑛山、商店其ノ他ノ場所ニ於テ夫々宮城遙拜ヲ行ハシムルコト此ノ爲同時刻ヲ期シ一齊ニ汽笛、サイレン、鐘等ヲ用フルノ外文書其ノ他適當ナル方法ヲ以テ管下一般ニ周知方法ヲ講ズルコト

5　當日同時刻ニ「國民奉祝ノ時間」ノラヂオ放送ヲ行フニ付之ヲ利用シ得ル向ハ右ニ依リ前記行事ヲ行ハシムルコト

6　市街內電車、バス等ヲ運轉シアル市町村ニ於テハ右時刻ヲ期シ一分間以內停車シ乘務員其ノ他適當ナル者ノ司會ニ依リ乘客ヲシテ宮城遙拜ヲ行フ樣方途ヲ講ズルコト

7　其ノ他天長節奉祝ニ適當ト認ムル事項

（別記）

天長節奉祝次第　（參考案）

一　開式

第三章　時局認識運動

二　國歌奉唱
三　宮城遙拜
四　教育勅語奉讀
五　國威宣揚並ニ戰歿將士ノ英靈追悼ノ爲默禱
六　天皇陛下萬歳奉唱
七　閉　式

是に依り官公衙、學校等に於ては一齊に祝賀式を擧行、一般市民は當日午前八時を期して設定せられたる「全國民奉祝の時間」に於て、或は家庭或は職場等夫々の場所に於て宮城遙拜を行ひ奉祝の誠意を效した。又市街内電車バス等は何れも一分間停車し乘務員の司會を以て同じく宮城遙拜を行つたのである。

三　陸軍記念日行事

昭和十四年三月十日、事變第三年に迎へたる第三十四回陸軍記念日は時局に對する國民認識の昂揚に最も好適なる機會なるに鑑み、道廳では陸軍の方針に基き全國に呼應して記念行事を盛大に行ひ、過去戰役に於ける將兵の苦艱を偲ぶと共に道民をして堅忍持久時艱克服に邁進するの決意を益々堅からしむる爲共の總參加に依る行事を催し、當日を意義あらしむるに努めた。是れが爲二月二十八日學務部長通牒を發し各市町村を督勵指導したが、通牒左の如くである。

卯兵第二一九號　昭和十四年二月二十八日

各支廳長

學務部長

各市町村長
各中等學校長

第三十四回陸軍記念日記念行事實施ニ關スル件

來ル三月十日ノ陸軍記念日ニ當リテハ其ノ前後三日間ヲ通ジ別記第一ノ方針ニ基キ記念行事ヲ實施セラルヽコト、相成候ニ付テハ本道ニ於テモ別記第二ニ依リ實施致度ニ付貴管下諸機關ト協力ノ上現下ノ時局ニ鑑ミ最モ有意義ニ實施相成度

（別記）

一　日露戰爭、滿洲事變竝ニ今次支那事變勃發當時ノ情勢ヲ明カニシ之等戰役竝ニ事變ガ帝國ノ國是ニ基キ東亞防衞乃至新秩序ノ建設ノ爲ノ聖戰タルノ意義ヲ明カニシ之ガ完遂ノ爲ニハ終始一貫堅忍持久時艱突破ニ擧國邁進スルノ決意ヲ益鞏固ニス

二　過去諸戰役竝ニ事變ニ於ケル先人ノ偉業ト苦難トヲ憶ヒ特ニ戰死傷者ニ對スル敬意ト謝意トヲ表ハシ益銃後陣ノ强化ニ努ム

第二　本道ニ於ケル記念行事

三月九、十、十一日ノ三日間又ハ其ノ前後ニ於テ左記行事ノ中地方ノ實情ニ應ジ適當ニ實施シ陸軍記念日記念行事トスルト共ニ國民精神總動員ノ趣旨ノ徹底ヲ圖ルモノトス

一　講　演　會

市町村ニ於テハ能フ限リ各種團體ト協力ノ上記念講演會ヲ開催スルコト

一　講　話　會

小學校中等學校青年學校等ニ於テハ適宜ノ時間ヲ選ビ講話又ハ訓話等ヲ行フコト
工場鑛山等ニ於テモ出來得ル限リ前項ニ準ジ實施スルコト

一　映　畫　會
事變又ハ記念日ニ因メル映畫會其ノ他ノ催物ヲ行ヒ一般ノ認識ヲ深ムルコト

一　座　談　會
市町村其ノ他團體等主催ノ下ニ日露戰爭、滿洲事變及今次支那事變ノ歷戰者ノ參集ヲ求メ座談會ヲ開催スルコト

一　遺（家）族慰安會
期間中遺（家）族慰安會ヲ開催シ感謝ノ意ヲ表スルコト

一　陸海軍病院ノ慰問
慰問催物ノ開催慰問狀ノ發送等ヲ行フコト

一　陸軍墓地、忠魂碑等ノ掃除

一　事變又ハ記念日ニ關スル展覽會

一　靖國神社遙拜及陸軍墓地參拜
記念日前後適宜ノ日時ヲ選ビ靖國神社ノ遙拜ヲ行ヒ又陸軍墓地ノアル向ニ於テハ一般參拜ヲ爲サシムルコト

一　傷痍軍人ノ優遇
行事實施ニ當リテハアラユル機會ニ優遇ノ途ヲ講ズルコト

即ち右に依り各市町村、團體或は學校等に於ては記念日及其の前後適當の日に地方の實情に應じ、講演會、講話會座談會、映畫の會、遺家族慰安會、軍病院慰問、陸軍墓地、忠魂碑等の清掃、記念日に因む展覽會等種々の催しを行はしめたが、此の他軍部が中心となり各都市等に於ては在鄉軍人、青年團員、中等學校生徒等を參加せしめ勇壯なる戰闘演習、市街行進等を展開して盛況を極めた。又各學校に於ては特に軍部將校の派遣を得て軍事講演會を催し是れまた盛況を極めた。

四　海軍記念日行事

事變第三年の五月二十七日第三十七回海軍記念日を迎へたが、道廳に於ては海軍の申越に基き陸軍記念日同樣、國民的記念日として、全道市町村に呼びかけ戰闘演習、街頭行進、祝賀會等例年以上盛大に實施せしむる事とし、五月九日學務部長通牒を發し其の趣旨の徹底を期した。尙ほ當日は今次事變に因る戰歿軍人英靈に對する敬弔及戰捷祈願の爲正午を期して全國的に一分間の默禱を獻げる事をしたので、全道民をして同時刻各所在に於て是を勵行せしめた。

右の通牒左の如くである。

卯兵第五一二號　昭和十四年五月九日

各支廳長
各市町村長

學務部長

海軍記念日行事ニ關スル件

來ル五月二十七日ハ第三十四回海軍記念日ニ有之右ニ關スル行事ハ每年全國民的ノ計畫ニ依リ盛大ニ擧行相成居候處本年モ昨年ノ例ニ準ジ長期建設下ノ海軍記念日ヲ最モ有意義ナラシムル爲夫々適切ナル計畫ヲ樹テ一般國民ノ協力參加ヲ求メ現時艱ニ對處スル覺悟ト認識ヲ一層徹底セシムル樣貴管下一般ニ周知ノ上所期ノ成果ヲ擧ゲラレ度尙札幌市ニ於ケル行事ハ左ノ通擧行セラルヽ豫定ニ付參考トセラレ度

追テ當日正午事變關係戰歿英靈ニ對スル敬弔及戰捷祈願ノ一分間默禱ハ全國的ニ實施セラルヽコトヽ相成候條了知相成度尚海軍短期現役兵出身者在職小學校ニ在リテハ努メテ同人ヲシテ海軍ニ關スル講話ヲ實施セシメラレ度特ニ申添候

第三十四回海軍記念日行事實施要領

主催者代表　札幌市役所

日次	行事	參會者	實施要領
二十七日	記念式	各種團體各學校	
	場所	市内同右	
	街頭行進	市内同右	一　會費五十錢トシテ會券ハ市役所ニ於テ發行各主催團體ニテ取扱フ
	祝賀會	公會堂一般	二　招待者ハ海軍戰死者遺族海軍傷痍軍人（會券及茶菓ヲ準備ス）
			三　次第
			1　奏樂　2　國歌合唱　3　宮城遙拜
			4　默禱一分間　5　主催者代表市長挨拶　6　開宴餘興
			7　萬歲三唱　8　解散
	懇談會	公會堂一、〇〇〇名	講師和波海軍中將
			講師招待夕食及茶菓ヲ準備ス
			會食者ハ自費トス但シ懇談會參會者ハ案内狀持參ノコト
			參會者ニハ案内狀發送
	講演會	公會堂一般	講師　和波海軍中將
			講演後　海軍映畫
	放送	公會堂一般	街頭行進曲　出發時ノ狀況ヲ現地ヨリ放送
			展覽會ノ成績放送
	映畫	㊎六階公會堂一般	海軍映畫
二十七日ヲ中心ニ前後數日	展覽會	㊎四階一般	器具「フイルム」ハ札幌地方海軍人事部ノモノヲ使用
二十七日午正	一分間默禱	各居所一般	海軍記念日生徒製作品展覽會出品要領ニ依ル
			事變關係戰歿者英靈ニ對スル敬弔及戰捷祈願

又海軍記念日に際し海軍より各市町村に對し講演官の派遣があつたが、其の日程並に狀況等左の如くである。

第三十四回海軍記念日講演官派遣表

月日	講演時刻	開催地	主催者	聽講者	講演官
五・二五	自一四・〇〇至一五・三〇	函館市	高等水產學校長	職員、生徒	和波中將
	自一九・〇〇至二〇・三〇		海軍協會函館支部	一般	
同二六	自一四・〇〇至一五・三〇	小樽市	高等商業學校長	職員、生徒	
	自一九・〇〇至二〇・三〇		海軍協會小樽支部	一般	
同二七	自一三・〇〇至一五・三〇	札幌市	帝國大學總長	職員、學生	
	自一九・〇〇至一五・三〇		札幌海軍協會（現札幌市長）札幌支部	一般	
同二八	自一九・〇〇至二〇・三〇	根室町	海軍協會根室支部	同	

五・二九	自一九・〇〇 至二〇・三〇	釧路市	海軍協會釧路支部	一般	
同二六	自一三・〇〇 至一四・三〇	札幌市	廳立第二中學校長	職員、生徒	札幌地方海軍人事部長 福田大佐
	自一九・〇〇 至二〇・三〇	岩見澤町	岩見澤町長	青年校生徒其ノ他一般	
同二七	自〇八・〇〇 至〇九・三〇	札幌市	札幌師範學校長	職員、生徒	
同二八	自一九・〇〇 至二〇・三〇	苫小牧町	苫小牧町長	青年校生徒其ノ他一般	
同二九	自〇八・三〇 至一〇・〇〇		廳立苫小牧工業學校長	職員、生徒	
同二七	自一〇・〇〇 至一一・〇〇	帶廣市	廳立帶廣中學校長	職員、生徒	在室蘭首席海軍監督官 岩瀬大佐
	自一三・〇〇 至一四・〇〇		帶廣刑務支所長	職員、受刑者	
	自一九・〇〇 至二〇・二〇		海軍協會帶廣支部	青年校生徒其ノ他一般	
同二八	自一九・〇〇 至二〇・三〇	清水市街	清水町長	同	
同二六	自一九・〇〇 至二〇・三〇	深川町	深川町長	同	大湊海軍航空隊 松尾中佐
同二七	自一〇・〇〇 至一一・三〇	旭川市	旭川師範學校長	職員、生徒	
	自一九・〇〇 至二〇・三〇		旭川市長	青年校生徒其ノ他一般	

同二八	自〇九・〇〇 至二〇・三〇		旭川刑務所長	職員、受刑者	
	自〇九・〇〇 至二〇・三〇	瀧川町	瀧川町長	青年校生徒其ノ他一般	
同二五	自〇八・三〇 至一〇・〇〇	函館市	廳立函館工業學校長	職員、生徒	第十四驅逐艦司令 高橋大佐
	自一〇・三〇 至一二・〇〇		廳立函館商業學校長	同	
同二六	自〇八・三〇 至一〇・〇〇		函館刑務所長	職員、受刑者	
	自一九・〇〇 至二〇・三〇	茅部郡森町	森町長	青年校生徒其ノ他一般	
同二七	自一〇・三〇 至一一・三〇	八雲町	廳立八雲中學校長	職員、生徒	
	自一四・〇〇 至一五・三〇		八雲町長	青年校生徒其ノ他一般	
同二八	自一九・〇〇 至二〇・三〇	虻田郡虻田市街	虻田町長	青年校生徒其ノ他一般	
同二六	自一三・〇〇 至一四・〇〇	函館市	函館師範學校長	職員、生徒	呉竹驅逐艦長 橋本大尉
	自一九・〇〇 至二〇・三〇	七飯村	七飯村長	青年校生徒其ノ他一般	
同二七	自一〇・〇〇 至一一・〇〇	函館市	廳立函館中學校長	職員、生徒	

	自一九・〇〇 至二〇・三〇	（湯ノ川市街）	函館市長	青年校生徒其ノ他一般	菊驅逐艦長 工藤少佐
五・二六	自一九・〇〇 至二〇・三〇	上磯郡木古内市街	木古内村長	同	
同 二七	自一二・〇〇 至一三・〇〇	檜山郡上ノ國村	上ノ國村長	同	
	自一四・〇〇 至一六・〇〇	江差町	江差町長	同	
同 二六	自一四・〇〇 至一五・〇〇	上川郡永山村	廳立永山農業學校	職員、生徒	札幌地方海軍人事部員 榧原少佐
	自一九・〇〇 至二〇・三〇	同 比布市街	比布村長	青年校生徒其ノ他一般	
同 二七	自一〇・〇〇 至一一・三〇	同 名寄町	名寄高等女學校長	職員、生徒	
	自一九・〇〇 至二〇・三〇		名寄町長	青年校生徒其ノ他一般	
同 二八	自一九・〇〇 至二〇・三〇	同 多寄村	多寄村長	同	
同 二九	自一三・〇〇 至一四・三〇	同 當別村	當別青年學校長	職員、生徒高等科生徒、其ノ他一般	
	自一九・〇〇 至二〇・三〇	同 東旭川村	東旭川村長	青年校生徒其ノ他一般	
同 二六	自一三・〇〇 至一四・〇〇		廳立室蘭高等女學校長	職員、生徒	

五・二七	自一〇・〇〇 至一一・〇〇	室蘭市	廳立室蘭中學校長	職員、生徒	室蘭海軍部長 池田千足
	自一八・三〇 至二〇・〇〇		海軍協會室蘭支部	青年校生徒其ノ他一般	
同 二六	自一三・〇〇 至一四・〇〇	空知郡砂川町	砂川青年學校長	職員、生徒高等科生徒、其ノ他一般	札幌地方海軍人事部附 井上特務少尉
	自一九・〇〇 至二〇・三〇	雨龍郡妹背牛市街	妹背牛村長	青年校生徒其ノ他一般	
同 二七	自〇九・〇〇 至一〇・三〇	留萌町	留萌青年學校長	職員、生徒高等科生徒、其ノ他一般	
	自一九・〇〇 至二〇・三〇	増毛郡増毛市街	増毛町長	青年校生徒其ノ他一般	
同 二八	自一九・〇〇 至二〇・三〇	空知郡赤平村	茂尻青年學校長	同	
同 二九	自一〇・〇〇 至一一・三〇	同 下芦別市街	芦別村長	同	
	自一九・〇〇 至二〇・三〇	下富良野市街	富良野町長	同	
同 二六	自一三・〇〇 至一四・〇〇	釧路市	廳立釧路高等女學校長	職員、生徒	在釧路市緑ヶ丘 酒井囑託
	自一九・〇〇 至二〇・三〇	釧路郡釧路村別保	釧路村長	青年校生徒其ノ他一般	
同 二七	自一〇・〇〇 至一一・〇〇	釧路市	廳立釧路中學校長	職員、生徒	

	自 一九・〇〇 至 二〇・三〇	釧路郡鳥取市街	鳥取村長	青年校生徒其ノ他一般
五・二六	自 一三・〇〇 至 一四・〇〇		廳立小樽商業學校長	職員、生徒
同 二七	自 一三・〇〇 至 一四・〇〇	小樽市	小樽市立中學校長	同
同 二九	自 一〇・〇〇 至 一一・〇〇		廳立小樽水產學校長	同

備考

一　講演時刻ハ直接講演官ニ協議ノ上適宜變更スルコト得

二　旅行ニ差支ナキ範圍ニ於テ學校生徒、青少年團員ニ對スル講演ヲ希望セラルル場合ハ直接講演官ニ協議ノコト

三　講演場ヲ主催者ヨリ直接講演官ニ至急通知ノコト　但シ青年學校ヲ除ク各學校ハ當該校以外ニ於テ行フ場合ニ限リ通知

四　講演時刻ハ二十四時間式トス

在小樽市
江河暢託

第三節　精動運動の新展開

事變以來政府は中央に國民精神總動員委員會、地方に地方委員會を設け、是に諸問して國民精神昂揚に關する施設方策の大綱を定め、別に朝野を打つて一丸とする國民精神總動員中央聯盟を結成せしめて諸般の企畫實踐に當らしめ昨年度に於ては政府並に中央聯盟の指令下に數次に亘る總動員運動を全國的に展開、各地方に於ては其の地方の實情に即したる地方委員會の決定に基く運動を起したのであるが、此の精動運動に對しては從來觀念運動に墮し、國民生活の實踐に即せざるものとして各方面に於て新運動方策樹立の要望があつたので、政府に於ては本年四月七日國民精神總動員委員會の諸問答申に基き國民精神總動員新展開の基本方策を定め全國に通牒して一層本運動の强化に努めた。

即ち支那事變は今や東亞の新秩序建設戰に展開しつゝあり、併かも國際情勢逆睹し難きものある時、國は擧げて一大覺悟を堅め是に對處する要あり、事變以來國民は克く盡忠報國の赤誠に燃え擧國一致の體制を整ひ來りたるも、今後の新局面に即應して國民たるの本分を盡す爲には、國民精神總動員運動を一層强化し、物心一如の實踐運動を押し進め所期の目的貫徹を圖らねばならぬとしたもので、道廳に於ては此の政府の方針に基き本道の實情に即したる具體的方策の樹立を策しつゝあつたが、不取敢五月十日各部長連署の通牒を關係方面に發して、今後の本運動の企劃實施に際する參考となし、一層の成果を擧ぐる事に努めたのである。

五月十日の通牒左の如くで、政府通牒の國民精神總動員新展開の基本方針、時局認識徹底方策、物資活用並に消費節約の基本方策を別記參考に供した。

卯社敎第二二三號　昭和十四年五月十日

勅任技師
各課長
第三章　時局認識運動

總務部長
學務部長
經濟部長
土木部長
拓殖部長
警察部長

各　支　廳　長
各　　醫　長
各　市　町　村　長
各　中　等　學　校　長

國民精神總動員新展開ノ基本方針ニ關スル件

首題ノ件ニ關シ今般國民精神總動員委員會及閣議ニ於テ別記ノ通企劃決定相成タル旨主務省ヨリ來牒ノ次第モ有之候處右ニ付本道ニ於ケル具體的實施要目等不日決定相成ベキ豫定ニ有之候ヘ共貴（管下、課、廳、校）ニ於ケル之ガ企劃ノ資料トシテ必要有之ベクト存候條豫メ了知ノ上本運動實施ニ關シ一層成果ヲ收ムル樣致度

記

一　國民精神總動員新展開ノ基本方針
二　時局認識徹底方策
三　物資活用竝ニ消費節約ノ基本方策

（別　記）

國民精神總動員新展開の基本方針

昭和一四・四・七　國民精神總動員委員會決定
昭和一四・四・二一　閣　議　決　定

一　趣　旨

支那事變は今や東亞の新秩序建設に展開しつゝある。而かも國際間の情勢は世界を擧げて前途寔に容易ならざるものがある。國民の一大覺悟を要すること實に此の秋に於ける如きはない。

曩に事變の勃發するや、國民は夙に盡忠報國の誠を效し、克く擧國一致の戰時態勢を確立し來たつたが、更に今後の重大なる新局面に即應するには國民精神總動員運動を一層强化し、物心一如の實踐運動に推し進めねばならぬ。今や我が國の急務は、擧國の大理想に鑑み興亞の聖業を達成し、世界的國際難局の前途を打開するが爲、全國民の傳統的精神力を結束して國家總力の飛躍的增强を圖る一事にある。玆に全國民は一大覺醒の下に其の決意を新たにし、打つて一丸となり所期の目的貫徹に驀進すべきである。

二　綱　領

（一）擧國の大理想を顯揚し東亞新秩序の建設を期す
（二）大に國民精神を昂揚し國家總力の充實發揮を期す。
（三）一億一心各々其の業務に精勵し奉公の誠を效さむことを期す。

三　實　施　要　項

（一）時局の眞相を明にしてその世界的重大性の認識を深め、皇國臣民として精神的團結を一層强固にし、新東亞建設の擔當者たるべき橫溢せる精神力と卓絶せる國民道德との振起涵養を圖ること。
（二）生産力擴充竝に物資動員、物價調整等の經濟國策への積極的協力に努め、特に物資の活用、消費の節約、貯蓄の實行、勤勞の增進、體力の向上に主力を注ぎ業務竝に生活の間に於て刷新を圖ること。
（三）事變の進展に伴ひ、益々銃後後援の實を擧ぐること。

四　實施上特に留意すべき事項

（イ）眞に官民一體の實を擧げ明朗闊達なる國民運動たらしむべきである。
（ロ）政府諸機關は自ら率先して一致協力の實を擧げ、本運動の趣旨を絶えず積極的に庶政の上に具現すべきである。

(ハ) 各種團體は相共に國民精神總動員中央聯盟を中軸として、緊密なる連絡の下に充分なる機能を發揮すべきである。特に經濟團體に在りては團體員をしてその業務遂行に當り本運動の效果を一層適切ならしむる樣工夫實施すべきである。

(ニ) 官民共に指導的地位にある者は率先實行を期せねばならぬ。

(ホ) 次代の中堅たるべき青年竝に家庭生活に於て重要なる役割を擔ふ婦人の一段の奮起協力が必要である。

(ヘ) 日常生活に於ける實踐と修錬とを第一義とし、週間運動等はなるべく統制し徒らに形式に墮することを排すべきである。

(ト) 從來の經驗に鑑み都市については格別の考慮を拂ひ特に殷賑產業關係者の自肅自戒を徹底すべきである。

(チ) 本運動の展開に當つては努めて地方の實情、運動の對象に即し主力を注ぐべき點を定めて集中的に之を行ひ、各方面に於て來るべき紀元二千六百年を期とし、今後一年間に實現すべき具體目標を揭げて之に全力を注ぐべきである。

時局認識徹底方策

昭和一四・四・二七國民精神總動員委員會決定
昭和一四・四・二八閣議決定

國民精神總動員新展開の基本方針に基いて、時局認識の徹底方策を講ずるに當りては、支那事變の本質に對する透徹せる認識に基き、國の內外に於ける實際の情勢と之に處する我が國の根本目的竝に其の實現策を普く全國民に浸透するやう各方面に對して具體的且有機的に知らしめ「成程、日本は今容易ならぬ場面に臨んでゐる世界史上一大時期を劃する最も重大な地位に立つてゐる」といふことを充分自覺せしむると同時に「我が皇國の興廢一に懸つて事變處理の如何に存する、如何なる苦難を忍んでも肇國の精神を世界的に發揚するやう、國民相共に誓つてこの光榮ある任務を成し遂げねばならぬ」といふ決意を固めさせ、以て國民の全能力を集中發揮して、强力日本を建設しなければならぬ。

一　何を徹底すべきか。

(一) 興亞大業の意義と帝國の使命

東亞全局の安定、世界永遠の平和の爲にする東亞新秩序の建設は、帝國を中心として「日滿支三國相携へ、政治・經濟・文化等各般ニ亙リ互助連環ノ關係ヲ樹立スルヲ以テ根幹トシ、東亞ニ於ケル國際正義ノ確立、共同防共ノ達成、新文化ノ創造、經濟結合ノ實現ヲ期スルニアリ」（昭和十三年十一月三日政府聲明）これこそ我が肇國の大理想に淵源する未曾有の大業であつて、之を完成することは、現代日本國民に課せられたる最も光榮ある責務であること。

(イ) 支那事變の本質

今次の支那事變はその由て來る處遠く、國民政府多年の抗日侮日の根底に橫はる思想は、我が國體と相容れざるものであつて、事變の深刻なる所以また此處にある。從つてこれが解決には國民政府を徹底的に潰滅して東亞の新秩序を建設しなければならぬ。而して東亞新秩序の建設は、日滿支三國の互助連環關係の樹立を基調とするが飽く迄も日本が指導者であることを念としなければならぬ。

(ロ) 東亞に於ける國際正義の確立

東亞の安定は世界政局上最も必要なことであり、之を實現することが、國際正義の確立である。而して先づ植民地的狀態から東亞を離脫せしめることが、東亞に於ける國際正義確立の第一步である。

(ハ) 共同防共の達成

(1) 防共協定は、今後益々强固ならしめねばならぬ。

(2) 東亞に於ける共同防共を確立しなければならぬ。即ち支那共産黨を擊滅し、其の他の東亞各地に於ける共産的分子を掃蕩しなければならぬ。

(ニ) 新文化の創造の要諦は、日本文化を發揮して東亞を撫育するに在る。即ち一方に於て日本文化を益々醇化發達せしめると同時に、その日本文化を以て、支那文化共の他に新生命を吹込んで更生再建せしめる所に存する。

(ホ) 東亞經濟ブロックの結成

東亞新秩序の建設は、東亞經濟ブロックの結成に俟たねばならぬ。それには日本の指導的立場の確立が根本である。即ち日本經濟の强化を圖ると共に、これに基いて他の經濟を指導すべきである。日本と他との關係は、相互扶助の經濟關係を確立するにある。

(二) 國際情勢の變移と日本の決意

(イ) 援蔣諸國の動向に徹し、帝國の意圖する國民政府の潰滅、東亞新秩序の建設に對する第三國の干涉に對しては、相手の如何を問はず、斷乎として之が排除に當る國民的決意を確立せねばならぬ。

(ロ) 世界は今や再び世界戰爭への危機に直面してゐる、この騷然たる國際情勢に處する我が國としては、獨自の立場に據り、東亞に於ける唯一の强大國としてその指導的地位を確立して、以て東亞全局の安定に努力邁進しなければならぬ。

(三) 長期建設の遂行と國力の充實

以上に列擧する大使命を負擔し、長期建設を遂行する爲には、國家總力の飛躍的增强を期し、就中國防力特に軍備の充實を圖りこれに伴ふ經濟上の難局、戰時財政の實體を正確に理解し、當面に於ける物資需給、物價調整等の諸問題を克服し、國家總動員體制の確立、生産力の擴充に努むること。

二　如何にして徹底すべきか。

(一) 以上の點に關し政府は常に時局の進展に應じ新事態の發生とこれに伴ふ施策とを一般國民に向つて速に諒せしむること。即ちこれがためには、官民各部の啓發宣傳機關を總動員しあくまで實效を期すること、殊に權威ある實踐網の整備確立を急ぐことが最も重要である。

(イ) 啓發宣傳の徹底

官民各部の啓發宣傳機關、別けても新聞雜誌の全的協力を更に强化すること。

(ロ) 實踐網の整備確立

權威あり最も信賴し得る實踐組織を國民各階層の間に整備充實することが喫緊の急務である。

(1) 既にその整備を見たる方面にありては、これが運用を萬全ならしむること。

(2) 中央、地方共に實踐網指導者の養成施設に力を用ふること。

(3) 指導者の選任には特に意を用ひ眞に適材をこれに當らしむること。

(二) 都會生活の特殊性より生じ易き人心の弛緩を克服し、その緊張味を醸成するため、國民の時局認識に逆行する樣な政治的社會的その他の不健全現象を絶滅すること。ただ之が爲市民生活の萎微退嬰を來すことなき樣、常に潑剌なる意氣を振作する施設に留意すること。

三　實施上の注意

以上の實施に際しては、次の諸點について一般の注意を加へつゝ、その效果を確保せねばならぬ。

(一) 官民各部の啓發宣傳機關の總動員に當つては、相互に矛盾の起らぬ樣調整すること。

(二) 時局認識に基く實踐は形式に流れることを排する。苟も上辷りがあつてはならぬ。實質的に且具體的に各地の情勢に應じ國民各層の實生活に即せしめねばならぬこと。

(三)　時局認識徹底の效果を隨時檢討すると共に從來の方法について此の際再檢討を試み是正すべき點は、速かに是正すること。

物資活用竝に消費節約の基本方針

昭和一四・四・二七國民精神總動員委員會決定
昭和一四・四・二八閣議決定

緊迫せる國際情勢下に於て今後の事態に備へ、東亞新秩序の建設に邁進せんが爲には、國力の增强こそ目前の急務である。それには戰鬪遂行及び經濟開發その他生產力擴充に必要なる資材を確保すると同時に、國民生活の維持輸出の振興を圖らねばならぬ。

我々は須く現下の物資需給の實情と物價抑制の重要性とを十分認識し、全國民、各階層を通じ公私生活の全面に亙り徹底せる刷新を圖り、各種物資の活用に全力を注ぐと共に極力消費の節約を期すべきである。これ日常生活日常業務の裡に國民精神總動員を生かし、長期經濟戰に耐へる國力を養ふ所以である。即ちさきに決定せる國民精神總動員新展開の基本方針に基き、物資活用竝に消費節約の基本方策を定めその實行に邁進せんとするものである。

一　物資活用竝に消費節約運動の展開

(一)　簡素生活の實踐

公私生活の全面的刷新を圖り、質實剛健なる精神を以て長期建設に即應せる簡素生活を敢行すべく生活刷新運動を起すこと。

(二)　物資の愛用

物資需給の現狀に鑑み、物資を尊重し各種用品の流用等に努むると共に、一切の無駄を排除し物資を完全に消費するの風を奬勵し、以て物の效用を最大限度に發揮せしむる爲物資愛用運動を起すこと。

(三)　空閑地、荒蕪地の活用

國家資源尊重の見地よりして空閑地、荒蕪地を徒らに放置することなく、生產的勤勞奉仕を促進し、樹樹、開墾その他の方法により之が活用を圖る運動を起すこと。

(四)　全面的消費節約

時局の現段階に於ては軍需資材、輸入物資、輸出可能物資等の消費を極力節約すべきことは勿論、全面的なる消費節約運動を强化すること。

(五)　不急品、不用品の活用

不急品、不用品を死藏することなく、交換賣買等の方法に依り極力その活用を圖る運動を旺ならしむること。不急品、不用品の活用に付ては取扱業者をして團體を組織せしめ、その協力を促すと共に、交換賣買等の便宜を圖る爲、土地の事情に應じ、公共團體その他各種の團體に常設又は臨時の機關を設けてその實行に當らしむること。

(六)　廢品回收

國家に必要な物資、特に鐵、非鐵金屬（銅、鉛、亞鉛、錫、アルミニユーム等）、纖維質（棉花、羊毛、麻類紙類）、ゴム類及び皮革を確保する廢品回收運動を一層强化すること。

廢品回收への協力に付ては主として廢品取扱業者をして團體を組織せしめて之を統制することゝし、青少年團體、婦人團體等の各種團體は業者をして回收せしむることが困難又は不適當なる場合に限り之に當るものとすること。

(七)　金の集中

金の政府への賣却勸奬運動を旺にすると共に、例へば金裝飾全廢運動の如きものを各地方別に工夫實施するこ

と。

(八)　貯蓄の實行

貯蓄奬勵運動を更に強化し、百億貯蓄の目標に向つて邁進すること。

二　運動の展開に當り特に留意すべき事項

(一)　物資活用竝に消費節約の實效を擧ぐる爲には政府に於て財政經濟の實情を充分國民に知らしむべきである。

(二)　物資活用竝に消費節約の趣旨を徹底せしむるに當つては、實行を容易ならしむるため都市、農村等の實情に應じ又對象を考慮して具體的方法を明らかにすべきである。

(三)　官公署は率先して物資活用竝に消費節約の實を擧ぐると共に、官公吏の實踐垂範が緊要である。

(四)　本運動に背馳する行爲、例へば買占、買溜、遊興等は時局を認識せざる行爲なることを強調し、一般の自肅自戒を徹底するは勿論、之に即應して取締その他の施策を政府に於て斷行すべきである。

(五)　殷賑産業關係者の生活行動は本運動の成否に多大の影響あるを以て、格段の考慮と對策が必要である。

(六)　本運動を徹底する爲實踐網の整備とその積極的活動を促すことが肝要である。

(七)　物資活用竝に消費節約は家庭に於ける主婦の努力工夫に俟つ所大なるを以て、特に婦人に對し積極的協力を求むる方法を講ずべきである。

(八)　生産、加工、配給、販賣等に携はる業者は物資活用竝に消費節約の運動の趣旨に背馳するが如き行爲を嚴に戒むべきは勿論、本運動をして效果あらしむる樣積極的に協力すべきである。

(九)　運動の實績を不斷に調査檢討し、是正すべきものは速に對策を講じ、不徹底の向に對しては飽く迄も實踐を貫徹せしむるに努むべきである。

而して本年度の精動運動は二月五日より同十一日に亘る一週間を日本精神昂揚週間として從前の計劃要綱に基き實施し、週間中特に紀元節奉祝行事を加へ、相當實績を擧げたが、四月に至り政府の右の精動新展開方針決定したので爾後の精動運動は何れも是に則り實踐し新生面を拓いた。

本年度に於て展開したる精動運動の主なるものは百億貯蓄强調週間、健康週間、銃後後援强化運動、經濟戰强調運動等で外に七月七日の事變二周年記念日に於ける運動、十一月三日明治節に於ける奉祝竝に國民精神作興詔書渙發記念日行事等がある。又九月以降每月一日を以て興亞奉公日を設定したので同日を以て本運動の實踐强化の日と定め、大いに力を入れたのであるが、各運動とも期間を必ずしも一週間とせず適宜に定め、從來の如く何々デー等の實踐日を定めず飽くまで其の實效を期し實踐を圖つたのである。

尙ほ貯蓄奬勵、興亞奉公日等の主要運動は別節に於て更に記述し、又銃後後援强化運動は本編の性質上章を設けて詳述する事とした。

第四節　國民貯蓄奬勵運動

國民貯蓄は事變以來極力奬勵しつゝある處であるが、時局の現段階が東亞新秩序の建設に發展したる今日に於ては一層其の緊要の度を加へてゐる。即ち今後此の建設戰を完遂する爲には巨額の費用を要し、併も是を外債に仰ぐが如き事不可能の現狀に於ては一に國內自給に俟たなければならない。昨年政府が國民貯蓄奬勵運動を起してより、全國民の理解と協力とに依り大體順調に進展し所期の成果を擧げてゐるが、本年は貯蓄目標の增大に依り一層の成果を期せねばならぬのであつて、道廳に於ては先づ三月十日より二日間、大藏省國民貯蓄奬勵局と共催を以て、札幌グランドホテルに全道支廳、市國民貯蓄關係者の打合會を開き、札幌鐵道局、札幌遞信局、札幌鑛山監督局、各銀行、無盡會社、信用組合代表等の參加も求めて貯蓄奬勵上今後執るべき方策を協議し、是れに基き昭和十四年度國民貯蓄奬勵

方策を定め總務、學務兩部長より全道支廳長、市町村長宛通牒、趣旨の徹底に努めた。即ち昭和十四年度の全國貯蓄増加目標は、昨年の八十億圓より一躍百億圓に上りたる爲、本道の目標を三億圓と定めたのであるが、前年度二億圓に比し更に一億圓の増加を示し、道民一人當三十餘圓に當り其の目標達成は仲々容易でない。併かも戰時經濟政策の成否は懸りて國民貯蓄達成の如何にあるので、道廳では各般の措置を講じ是が奨勵に努めたのである。

昭和十四年國民貯蓄奨勵方策に關する件通牒左の如くである。

卯社教第二〇六號　昭和十四年四月二十九日

各支廳長
各市町村長　殿

總務部長
學務部長

昭和十四年度國民貯蓄奨勵方策ニ關スル件

昭和十四年度ニ於ケル國民貯蓄奨勵運動ハ別記方策ニ基キ展開スルコトニ今般決定候條了知相成度

追テ具體的實施ニ關シテハ後日通牒可致候

（別記）

昭和十四年度國民貯蓄奨勵方策

國民貯蓄奨勵運動開始以來貯蓄ノ増加ハ各方面ノ協力ニ依リ大體順調ナル狀況ヲ示セルモ未ダ必ズシモ充分ナリト稱シ難シ惟フニ事變ハ既ニ新ナル段階ニ入リ武力戰ト併行シテ大陸經營ノ巨歩ヲ進メツヽアリ東亞新秩序ノ建設ハ愈々其ノ緒ニ就ケルモノニシテ之ガ達成ノ爲ニハ今後巨額ノ資金ト多量ノ物資ヲ要スルコトハ言ヲ俟タズ貯蓄増加ノ必要ハ益々増大シ來レルモノト謂フベシ更ニ我國ノ當面スル物價及物資需給ノ問題ヲ克服スル爲ニモ消費節約貯蓄實行ノ强化徹底ヲ圖ルノ要極メテ緊切ナルモノアリ寔ニ戰時財政經濟政策ノ成否ハ繫ツテ國民貯蓄實行ノ如何ニアリト謂ハザルベカラズ

右ノ事態ニ鑑ミ政府ニ於テハ昭和十四年度ニ於ケル國民貯蓄奨勵ニ付テハ新ニ百億圓國民貯蓄増加ノ目標額ヲ樹立シ一段ノ强化ヲ圖ルコトニ決定シタルニ付テハ本道ニ於テモ一層ノ熱意ト努力トヲ以テ之ニ當リ新ナル目標額ヲ樹立シ從來採リタル方策ヲ繼續實施スルハ勿論更ニ左記諸對策ヲ實施シ以テ成果ノ萬全ヲ期スルモノトス

第一　貯蓄増加目標額

昭和十四年度ニ於テハ各種金融機關ニ集積スル貯蓄額竝ニ國債、公債等ニ對スル直接投資額トヲ併セ一箇年間ノ増加目標額ヲ三億圓程度トス

第二　貯蓄奨勵一般方策

一　貯蓄ノ實行ハ畢竟國民ノ時局認識ニ懸ルヲ以テ事變長期化ノ此ノ際一層國民ニ時局認識ヲ徹底セシメ更ニ一段ノ緊張ヲ促スコト

二　貯蓄増加百億圓（本道三億圓）ノ目標ヲ達成スル爲ニハ國民擧ツテ極力生活ヲ刷新シ貯蓄ヲ増加セザルベカラズ特ニ殷賑産業方面其ノ他所得ノ増加セル方面ニ於テハ一層貯蓄ノ實行ニ努メシムルコト

三　貯蓄奨勵ノ趣旨普及宣傳ニ當リテハ貯蓄ハ國家ノ爲ナルコトヲモ說キテ其ノ實效ヲ擧グルコト

四　消費節約ト貯蓄増加トノ實效ヲ收ムルガ爲ニハ官公衙ハ勿論地方公共團體其ノ他ノ各種團體、銀行、會社、工場等ニ於テ率先節約ノ實ヲ示シ各方面ヲ擧ゲテ其ノ實效ニ當ルノ風ヲ作ルコト

五　貯蓄實績ノ向上ヲ圖ル爲ニハ消費生活ノ擔當者タル家庭ノ主婦ニ呼ビ掛クルヲ最モ有效ナリト認メラルヽヲ以テ此ノ際一層婦人ノ協力ヲ求ムルコト

六　貯蓄奨勵ニ當リテハ一層地方議員、有識者、市町村長、教育機關、言論文藝機關、報導機關、宗教團體、教

化團體、經濟團體、在鄉軍人會、青年團體等ノ協力ヲ求ムルコト

第三　貯蓄奬勵特殊方策

一　都市及殷賑産業方面ニ於ケル貯蓄ノ徹底

(一)　都市及殷賑産業方面ニ於ケル貯蓄實行ノ程度ヲ檢討スルニ未ダ充分ナラザルモノアリト認メラル、ヲ以テ今後ノ運動ニ當リテハ特ニ之等ノ方面ニ主力ヲ注ギ組織的且强力ニ貯蓄ノ實行ヲ求ムルコト

(二)　都市（七市）ニ於テハ其ノ貯蓄增加目標額ヲ樹立スルト共ニ適當ナル貯蓄奬勵計畫ヲ樹立シ成績ノ向上ニ努ムルコト

(三)　殷賑産業方面ニ於ケル貯蓄奬勵ノ實效ヲ擧グル爲ニハ特ニ會社、工場、鑛山ノ經營首腦部及從業者中堅幹部ノ時局下ニ於ケル貯蓄奬勵ニ對スル認識ト熱意トヲ必要トスルヲ以テ此ノ點ニ關シ一段ノ努力ヲ拂フコト

(四)　殷賑産業方面ニ對シテハ從業者ノ自發的協力ニ依リ勞務者銃後生活刷新運動ヲ强化徹底スルト共ニ各會社工場、鑛山ニ於ケル貯蓄狀況ヲ個別的ニ檢討シ其ノ充分ナラザルモノニ對シテハ所得增加狀況其ノ他ヲ勘案シテ當該會社、工場、鑛山ニ於ケル貯蓄額ヲ定メ其ノ實現ニ努メシムルコト

(五)　都市及殷賑産業方面ニ對スル宣傳ノ徹底ヲ期スル爲ニハ一層大衆ニ接觸スル機會多キ業者又ハ有力ナル民間團體等ノ協力ヲ求ムルコト

(六)　殷賑産業方面ノ從業者ニ對シテハ勞働能率ノ向上浪費ノ防止ヲ圖リ以テ貯蓄ノ充實ヲ求ムル爲環境ノ整備敎養餘暇ノ善用等ニ付適當ナル施設ヲ講ズルコト

二　農山漁村方面ニ於ケル貯蓄ノ勵行

農山漁村方面ニ於ケル貯蓄ノ實行ハ大體ニ於テ良好ナリト認メラル、モ時局ノ重大性ニ鑑ミ一層之ガ勵行ヲ期スルト共ニ此ノ方面ニ於テモ時局ニ依リ收入ノ增加シタル者ハ特ニ貯蓄ノ增加ニ努メシムルコト

三　生活ノ刷新

(一)　公私生活ニ更ニ一段ノ刷新ヲ加フルハ貯蓄ノ增加ヲ圖ル爲缺クベカラザル要件ナリト認メラル、ヲ以テ貯蓄奬勵ニ當リテハ特ニ生活ノ刷新ニ力ヲ注グコト

(二)　生活刷新ヲ徹底スル爲戰時生活樣式ヲ示シ之ト併行シテ道民各自ノ自覺ヲ促スト共ニ時局ノ要求ニ即應セル指導ヲ行フコト

(三)　婦人團體等ヲ動員シ特ニ都市及殷賑産業方面ノ主婦ニ對シ生活刷新ノ指導ヲ行フコト

四　青年勤勞總動員運動ノ實施

本運動ノ實效ヲ擧グル爲ニハ次代ノ財政經濟ヲ擔當スベキ青年ニ依ル貯蓄ヲ奬勵スルノ必要アルニ付全道青年ヲ總動員シ青年團員一人當愛國公債一枚ヲ目標トシ勤勞倍加ニ依ル一千萬圓愛國公債消化ノ青年勤勞總動員運動ヲ實施スルコト

五　貯蓄奬勵委員制度ノ設置

貯蓄奬勵ノ實效ヲ擧グル爲貯蓄奬勵委員ノ制度ヲ設ケ各地方ニ於ケル熱心ナル適任者ヲ委員ニ囑託シ貯蓄狀況ノ檢討及成績ノ向上ニ努ムルコト

六　市町村指導網ノ强化

市町村ニ於テハ事變以來銃後事務繁忙ヲ極メ爲ニ現在ノ市町村吏員ノミヲ以テシテハ貯蓄奬勵指導ノ萬全ヲ期シ難キニ付市町村ニ於ケル適任者ニ適當ナル指導ヲ行ヒ多數指導者ヲ養成シ以テ指導網ノ强化ニ努ムルコト

七　組合貯蓄ノ徹底的增加

(一)　貯蓄組合ノ貯蓄ハ此ノ際特ニ增加ノ要アリト認メラルヽヲ以テ本年度ニ於テハ先ヅ最少限度組合貯蓄ノ倍

加ヲ期シ全道的運動ヲ起スコト

(二)　各貯蓄組合ハ其ノ實情ニ即應シ本年度中ニ達成スベキ組合貯蓄額ノ目標ヲ定メ其ノ實現ニ努ムルコト

(三)　貯蓄組合ハ大體其ノ普及ヲ見タルモ尚設置ノ餘地アリト認メラル、方面特ニ都市ニ於テハ此ノ際急速之ガ普及ニ努ムルコト

(四)　貯蓄組合ノ普及ト共ニ其ノ自治的監督ニ一層周到ヲ期スル爲適當ナル方策ヲ講ズルコト

八　金融機關等ノ積極的活動

(一)　各種金融機關ノ團體ハ此ノ際夫々目標額ヲ定メ之ニ依リ一層積極的ニ國民貯蓄ノ吸收ニ當ルベク殊ニ殷賑地帶ニ於ケル金融機關ハ殷賑産業從業者ノ貯蓄方法ニ付便宜ヲ供與スル方策ヲ講ズルコト

(二)　預金貯蓄、信託、無盡、保險、年金等各種貯蓄方法ニ付新工夫ヲ凝スト共ニ國債貯蓄債券其ノ他確實ナル有價證券ノ普及ニ依リ貯蓄ノ增加ヲ圖ルコト

尙ほ貯蓄奬勵に關し講ぜられたる措置の主なるもの以下の如くである。

一　百億貯蓄强調週間

本道に於ては昭和十四年度國民貯蓄增加目標を三億圓として其の奬勵方策を樹立し、極力是が達成を期しつゝあるが、六月十五日より同二十一日迄一週間をトして政府に於ては百億貯蓄强調週間を實施する事となつたので、道廳に於ては此の趣旨を體し、全道に於ける貯蓄組合の擴充整備、組合貯蓄目標額の設定、殷賑産業地帶の貯蓄徹底、高額貯蓄組合の結成、年末賞與國債支給等を揭げて、大々的に此の運動を展開する事とした。

是が爲六月八日、六部長連署の左の通牒を發し趣旨の徹底を期した。

卯社教第三一九號　　昭和十四年六月八日

各　課　長
各　支　廳　長
各　市　町　村　長
各　警　察　署　長
各　中　等　學　校　長
各　　廨　　長

百億貯蓄强調週間ニ關スル件

今般別記要綱ニ依リ標記週間實施ノコト、決定候條之ガ實效ヲ收ムル樣特段ノ配意相成度右依命

記

百億貯蓄强調週間實施要綱

一　趣　旨

事變ハ既ニ新ナル段階ニ入リ武力戰ト併行シテ大陸經營ノ巨歩ヲ進メツヽアリ、之ガ爲ニハ今後一層巨額ノ資金ト多量ノ物資トヲ要スルコト言ヲ俟タズ依テ貯蓄ノ强化徹底ハ愈緊要トナレルヲ以テ此ノ際現段階ニ即應シテ克

総務部長
學務部長
警察部長
土木部長
拓殖部長
經濟部長

ク長期ニ亘ル經濟戰ニ堪フベキ體制ヲ整ヘ本年度ノ目標タル百億（本道三億）貯蓄ノ達成ヲ期セントス

二　名稱　百億貯蓄強調週間

三　期間

自昭和十四年六月十五日（木）　一週間

至同　年六月二十一日（水）

四　實施事項

昭和十四年四月二十八日閣議決定「時局認識徹底方策」及「物資活用並ニ消費節約ノ基本方策」ノ趣旨ヲ體シ昭和十四年四月二十九日卯社教第二〇六號通牒「昭和十四年度國民貯蓄奬勵方策」ニ基キ特ニ左ノ事項ニ重點ヲ置キ國民貯蓄奬勵運動ノ强化ヲ圖ルコト

(一) 新提唱「一億一心、百億貯蓄」ノ趣旨ヲ徹底セシムルコト

(二) 貯蓄組合ヲ整備擴充シ組合貯蓄倍加運動ノ徹底ヲ圖ルコト（組合員數並ニ貯蓄額ノ倍加ニ目標ヲ置クコト）

(三) 貯蓄組合ニシテ本年度中ニ達成スベキ組合貯蓄額ノ目標額ヲ未ダ定メザル向ハ本週間中ニ必ズ定ムルコト

(四) 殷賑産業方面ノ貯蓄組合ハ從來ノ實績ヲ檢討シ貯蓄實行程度十分ナラザル向ハ本週間ヲ期トシ引上ヲ斷行スルコト

(五) 都市ニ於ケル貯蓄組合ハ町內會各種經濟團體方面ニ於テハ尙設置ノ餘地アリト認メラルヽニ付本週間ヲ期トシ急速設置スルコト

(六) 賞與高率貯蓄及賞與國債支給運動ノ趣旨徹底ヲ圖ルコト

(七) 貯蓄ノ實行ノ實ヲ擧グル爲生活ノ全般ニ亘リ檢討ヲ加ヘテ簡素生活ノ風ヲ作リ一般物資ニ付極力消費ノ縮減ニ努ムルコト

此ノ爲官公署學校、其ノ他各種職場、地域團體及貯蓄組合ハ生活刷新、貯蓄實行ニ關スル具體的實踐項目ヲ決定シ、又既ニ決定ヲ見タル向ハ之ガ實績ヲ檢討シ本週間ヲ機トシ勵行ヲ期スルコト

五　實施方法

(一) 當廳ニ於テハ都市及殷賑産業方面ニ重點ヲ置キ左ノ方法ニ依リ右實施事項ノ徹底ヲ圖ルモノトス

(イ) 本週間ヲ中心トシ七市及殷賑産業地帶一、二箇所ニ於テ大藏省國民貯蓄奬勵局ヨリ婦人講師ノ派遣ヲ求メ婦人ヲ對象トシテ講演協議會ヲ開催ス

(ロ) ポスターヲ市町村ヲ通ジテ一般ニ配付スルト共ニ警察署長ヲ通ジ各映畫館ニ「スライト」ヲ配付映寫セシム

(ハ) 都市及殷賑産業方面ノ各會社、工場、鑛山等ニ係官ヲ派遣シ個別的ニ實地ニ貯蓄狀況ヲ檢討セシムルト共ニ右方面ノ指導者幹部ヲ集メ懇談會ヲ開催ス

(二) 各支廳長、市町村長ハ既往實績ニ顧ミ又農村方面ハ農繁期ニ際スル事情ヲ考慮地方ノ實情ニ即シタル適切ナル實施計畫ヲ樹立實行シ本週間ヲシテ實効ヲ擧ゲシムル樣努ムルコト

(三) 各方面ニ亘リ生活刷新、貯蓄實行ノ趣旨ニ背馳スルガ如キ事項ヲ極力抑制スルコト、之ガ爲各警察署ニ於テハ料理店、飮食店、カフエー業者等ノ自肅自戒ヲ求ムルコト

(四) 各學校ニ於テハ各學校長ヨリ週間中適當期日ヲ選ビ生徒兒童ニ訓話ヲ爲スト共ニ適當ノ方法ニ依リ本週間ノ趣旨ヲ家庭ニ迄浸透セシムル樣努ムルコト

(五) 各種團體ハ本週間ヲシテ實効ヲ擧ゲシムル樣全面的ニ協力スルコト

(六) 各種金融機關ハ本週間ノ趣旨徹底ニ協力スルコト

(七) 各官公署ハ其ノ啓發宣傳機關ヲ總動員シ本週間ノ趣旨徹底ニ努ムルコト

(八)　本週間運動ハ上半期賞與等ノ給與サル、向ハ特ニ重點ヲ注ギ實施スルコト

六　備　考

(一)　農漁村ニ在リテハ其ノ地方ノ實情ヲ考慮シ適宜本週間ノ期日ヲ變更スルコトヲ得ルモノトス

(二)　本週間ノ宣傳ニ方リテハ金集中運動ノ宣傳ト併合實施スルモ支障ナシ

(三)　本週間ノ名稱ハ地方ノ目標額ヲ表示スルモノニ變更スルモ妨ゲナシ

二　貯蓄奬勵委員の設置

道廳では昭和十四年度の本道國民貯蓄目標を三億圓と定め、極力其の奬勵に當る事となり前記の如く奬勵方策を樹立し目的達成に努めたが、是が爲直接市町村民の間に働きかけ、其の實効を收めしむる爲各市町村に貯蓄奬勵委員を設置する事に決し、九月六日北海道廳告示第九百九十七號を以て貯蓄奬勵委員規程を設定し、活躍せしむる事とした。此の爲同日附總務、學務、警察三部長連署の通牒を各支廳、市町村長宛發し、委員候補者の內申を行はしめた。

通牒左の如くである。

卯社教第五一一號　昭和十四年九月六日

各　支　廳　長
各　市　町　村　長

貯蓄奬勵委員ノ設置ニ關スル件

總　務　部　長
學　務　部　長
警　察　部　長

標記ノ件ニ關シ本日別途規程告示相成候處右ハ國民貯蓄奬勵運動ヲ强化シ之ガ實效ヲ擧グル爲特ニ設置スルモノニ付之ガ趣旨ヲ體シ左記ニ依リ實施シ遺憾ナキヲ期セラレ度

記

一　委員ノ內申

貯蓄組合長、郵便局長、金融機關々係者、市町村會議員、會社、工場鑛山等ノ首腦部、生活刷新班長、實業家、教職員、官公吏、宗教團體、敎化團體、經濟團體、在鄉軍人會、婦人會、青年團等ノ幹部其ノ他適任者ニ付內申スルコト

婦人委員ヲ相當數加フルコト

（町村ノ內申書ハ支廳ヲ經由スルコト）

二　委　員　數

委員數ハ概ネ市ハ百名內外、町村ハ五十名內外トシ地方ノ狀況ニ依リ適當數ヲ定ムルコト

三　設置市町村

左ノ市町村ハ急速設置方取運ビ內申ハ九月末日迄ニ爲スコト

(イ)　札幌市、函館市、小樽市、旭川市、室蘭市、釧路市、帶廣市

(ロ)　石狩支廳　豐平町、圓山町、江別町、手稻村、千歲村
　　渡島支廳　上磯町、八雲町、福山町、長萬部村
　　檜山支廳　江差町
　　後志支廳　俱知安町、岩內町、余市町、小澤村、赤井川村
　　空知支廳　岩見澤町、美唄町、砂川町、瀧川町、夕張町、深川町、歌志內町、三笠山村、芦別村、赤平

村、栗澤村
上川支廳　士別町、名寄町、美深町、富良野町、下川村、上川村、愛別村
留萌支廳　天鹽町、增毛町、留萌町、羽幌町
宗谷支廳　稚內町
網走支廳　網走町、野付牛町、遠輕町、紋別町、生田原村、雄武村
膽振支廳　苫小牧町、幌別村
日高支廳　浦河町、靜內町、平取村
十勝支廳　新得町、池田町、本別町、幕別村
釧路國支廳　厚岸町、鳥取村、弟子屈村
根室支廳　根室町

(ハ)　右以外ノ町村ニ就イテハ其ノ支廳長必要ト認ムルモノニ付逐次設置スルコト

四　委囑後ノ處置

委員ニシテ他市町村ヘ轉ジタル者ハ當然解カレタルモノトシテ取扱ヒ其ノ他解囑ヲ必要トスル者或ハ新ニ囑託ヲ要スル者等ニ就イテハ一ニ準ジ內申スルコト

五　委員ノ任期

委員ノ任期ニ就イテハ別段ニ定メズ

北海道廳告示第九百九十七號

貯蓄奬勵委員規程左ノ通定ム

昭和十六年九月六日

北海道廳長官　半井清

貯蓄奬勵委員規程

第一條　國民貯蓄奬勵ノ目的ヲ以テ之ガ實效ヲ擧グル爲必要ニ應ジ市町村ニ貯蓄奬勵委員若干名ヲ置クコトヲ得

第二條　委員ハ名譽職トシ當該市町村ニ在住スル左ニ揭グル者ノ中ヨリ市町村長ノ內申ニ依リ長官之ヲ囑託ス

一　市町村會議員、實業家、教育家、各種團體幹部其ノ他適任者
二　官吏

第三條　委員ハ概ネ左ノ職務ヲ行フ

一　國民貯蓄組合ノ設置竝ニ其ノ活動ノ促進ニ關スル事項
二　國民貯蓄奬勵ニ關スル指導督勵
三　國民貯蓄奬勵上必要ナル調査
四　其ノ他國民貯蓄奬勵上必要ナル事項

第四條　委員ハ率先國民貯蓄ヲ實行スルモノトス

尙ほ國民貯蓄奬勵委員は規程に示す如く、國民貯蓄組合の設立、普及並に其の活動促進を圖り是に關する必要なる調査指導督勵等に當ると共に自ら率先國民貯蓄を實行するもので、其の任期を定めず獻身的奉公を期せしめたものである。而して道廳では各市町村の內申に基き十一月一日附全道に總數、二千餘名の委員を任命、直ちに活動を開始せしめた。

三　經濟戰强調運動

道廳では昭和十四年度の國民貯蓄目標を三億圓とし是れが達成を期して國民貯蓄奬勵方策を樹立し、殊に全道各市

町村に貯蓄奬勵委員を設置して共の指導督勵に當らしめ著々實績を擧げつゝあつたが、更に時局下の要請に鑑み、全面的に經濟戰强調運動を起すの必要を認め、十二月一日より末日までを期間とし精動運動の一環として本運動を起し三億圓貯蓄達成は勿論、公私生活の刷新、消費節約、物資活用、戰時食糧の充足、金買上の協力等凡ゆる經濟强化刷新運動を展開した。殊に警察部に於ては殷賑産業勞務者の生活刷新を期し、銃後生活刷新委員を擧げ共の指導に當らしむる等各般の措置を講じたのである。

四　奬勵實績

昭和十四年度に於ける國民貯蓄奬勵運動は前各項記述の如く三億圓を目標に各種方策を講じ共の目的達成を期したが、昭和十五年三月末日調査の狀況は見事に共の目標額を突破した。

第五節　興亞奉公日の設定

本年四月政府に於ては國民精神總動員の新展開を策し、共の要綱を定め、是れに則つて中央、地方の精動委員會を通して新たなる實踐方策を樹立し、是に依る新運動を起さしめたが、時局の重大は更に是を强化實施するの要を認め、毎月一日を卜して興亞奉公日と定め、九月以降此の日を以て國民は戰場の將兵の勞苦を偲び、自肅自戒、共の日常生活の上に是を具現して一意奉公の誠を效さしむる事とし內閣告諭を發せられた。依つて本道に於ては此の趣旨を體し擧道一致是が實踐をなす事となり、道廳では要綱を定め、內閣告諭と共に是を各支廳長市町村長等に通牒趣旨の徹底を圖つた。

興亞奉公日實施要綱及內閣告諭左の如くである。

興亞奉公日實施要綱

一　趣　旨

當日全道民ハ擧ツテ戰場ノ勞苦ヲ偲ビ自肅自省之ヲ日常業務生活ノ上ニ具現スルト共ニ興亞ノ大業ヲ翼贊シテ一億一心奉公ノ誠ヲ效シ强力日本建設ニ向ツテ邁進シ以テ恒久實踐ノ源泉タラシムルノ日トナスモノトス

二　名　稱

興亞奉公日

三　日

一日

四　實踐項目

(一)　全道民擧ツテ同日早朝宮城遙拜、神社參拜又ハ神棚奉拜ヲ行ヒ　皇運ノ隆昌ト護國ノ英靈竝ニ出動勇士ノ武運長久トヲ祈念スルト共ニ祖先ノ靈ニ禮拜ノコト

(二)　朝　禮

當日各官衙、學校、團體及職場ニ於テハ始業前適當時ニ於テ大體左記ニ準ジ朝禮ヲ實施スルコト

イ　修　禮

ロ　宮城遙拜

ハ　護國ノ英靈ニ對スル感謝追悼竝ニ出動勇士ノ武運長久ノ祈念默禱

ニ　體操（但右ノ內閣告諭朗讀竝ニ訓話、申合等ヲ可成加ヘ實施ノコト）

(三)　銃後後援

1　慰　靈

各種團體及生徒兒童等ハ戰歿勇士ノ墓參ヲ行ヒ其ノ墓域ノ清掃ヲ行フコト

2　感謝慰問

イ　各學校各種團體等ニ於テハ地元銃後奉公會ト連携ノ下ニ傷痍軍人、遺族、家族ノ慰問見舞ヲ行フコト

ロ　各學校ニ於テハ感謝及慰問文及手藝品等ヲ兒童、生徒ニ作製セシメ出動鄉土勇士竝ニ病院各療養所ニ在ル傷病兵ニ送付スルコト（右ニ要スル經費ハ可成地元銃後奉公會ニ於テ負擔ノコト）

ハ　一般市町村民ハ當日必ズ少クモ「一戶一本」ノ慰問文ヲ出動鄉土勇士及知人ノ勇士等ニ發送ノコト

(四)　勤勞報國

1　能率增進勤勞倍加

各官公衙、學校、會社、工場、鑛山、商店其ノ他職場ニ在ル者ハ「職場ハ戰場」タル意識ノ下ニ能率增進生産ノ倍加ヲ目指シテ業務ニ精勵ノコト

2　勤勞奉仕

(五)　資源回收

當日ハ特ニ各家庭ニ於テ家內、屋敷等ノ整頓ヲ爲シ不用品廢品等ノ整理區分ヲ爲シテ之ヲ供出スルコト各官公衙、學校、會社、工場、鑛山等ニ於テモ右ニ準ジ之ヲ實施ノコト

(六)　戰時生活ノ徹底

堅忍持久、必勝ノ信念ヲ昂メ戰線將兵ノ勞苦ヲ偲ビ日常ノ生活ヲ反省スルト共ニ左ノ事項ヲ必行スルコト

イ　飮酒、喫煙抑制ノコト

ロ　宴會、遊興等ハ嚴ニ自制ノコト

ハ　外出、訪問ノ爲ノ服裝ハ特ニ質素ニスルコト

ニ　食事ハ榮養ニ意ヲ用ヒ質素ニスルコト

ホ　物ト金ノ浪費ハ絕對避クルコト

(七)　體位ノ向上

1　早起ヲ勵行シ、ラヂオ體操等ヲ爲スコト

2　努メテ步クコト

(八)　貯蓄ノ勵行

當日ノ節約、廢品ノ供出等ニ依リ生ジタル金ハ必ズ國民貯蓄トスルコト

五　實施期

昭和十四年九月ヨリ實施シ事變中之ヲ繼續スルモノトス

六　備考

本實踐項目ノ外內閣情報部決定「戰時國民生活十戒」ヲ參照シ適切ナル事項ニ付實踐ノコト

內閣告諭號外

支那事變勃發以來玆ニ二年有餘、稜威ノ下皇軍將兵ノ勇戰健鬪ト銃後國民ノ協心戮力トニ依リ、未曾有ノ戰果ヲ獲得セリ。然レドモ事變ノ推移ニ善處シ、國際政局ノ情勢ニ對應シ、此ノ時艱ヲ克服シ聖戰所期ノ目的ヲ貫徹シ、以テ東亞新秩序ノ建設ヲ完成センガ爲ニハ、更ニ國民精神ノ昂揚ト國家總力ノ發揮トニ俟タザルベカラズ。是レ畏クモ　聖勅ノ旣ニ諭シ給ヘル所ナリ。全國民宜シク　叡旨ヲ奉體シテ、奉公ノ誠ヲ效スベキナリ

顧フニ國民精神總動員ハ、事變勃發直後ヨリ實施セラレ、各自相競ウテ盡忠報國ノ精神ヲ振起シ、之ヲ日常ノ業務生活ノ間ニ實踐シ來レリ。唯夫レ今後局面ノ益々重大ナルベキヲ豫想スレバ、國民精神總動員モ亦之ニ卽應シテ更ニ一層ノ强化ヲ必須トスベシ。是レ曩ニ其ノ新展開ニ關スル基本方針ヲ決定シテ、全國民ノ決意ヲ新ニシ、銳意

之ガ實効ヲ擧ゲンコトヲ期シツヽアル所以ナリ。因テ玆ニ國民精神總動員委員會決定ノ趣旨ヲ採擇シ、每月一日ヲ以テ興亞奉公日ト定メ、之ヲ恒久實踐ノ源泉タラシム、是ノ日即チ全國民ガ特ニ戰場ノ勞苦ヲ想ヒ、自肅自省、的確ニ之ヲ實際生活ノ上ニ具現シ、一億一心、興亞ノ大業ヲ翼贊シ、以テ國力ノ增强ヲ圖リ、强力日本ノ建設ニ邁進スルノ日タリ。全國民必ズヤ克ク此ノ趣旨ヲ諒トシ、小ナル實踐モ之ヲ積ンデ大ナル目的ニ到達セシメ、傳統的精神力ヲ集結シテ、國家總力ノ發揮ニ努メ、以テ叡旨ニ奉對スル所アラン。是レ本大臣ノ深ク期待スル所ナリ

昭和十四年八月十一日

內閣總理大臣　男爵　平沼騏一郎

興亞奉公日に際しては右の要綱に基き、九月以降道內官公衙、會社、銀行等は固より一般市民は早起神社參拜を行ひ、皇軍の武運長久を祈願し、又朝禮を行ひ宮城遙拜をなし、特に此の日を以て銃後後援、勤勞報國、資源回收、戰時生活の徹底、體位向上、貯蓄勵行等の日と定め其の實績を擧げたのである。

尙ほ興亞奉公日實施に依る精動運動の强化に伴ひ、道廳では從來此の事務を社會教育課の一係として擔當せしめたが新たに精動課を設置し、又精動運動の實施事項の聯絡調整を一層圓滑ならしむる爲、國民精神總動員北海道廳委員會を設置する事とし共に十一月十日廳達を發せられた。

一　精動課新設

精動運動は其の新展開殊に興亞奉公日の設定等に依り愈々實績を發揮するに至つたが、道廳に於ては本運動を益々强化する爲、從來社會教育課の一係として、其の事務を擔當せしめつゝあつたのを改め、新たに國民精神總動員課を設置し、特に專任の國民精神總動員主事を新設し、課長以下堂々の陣容を整ひ新發足をなし其の實績を擧げた。

國民精神總動員課設置に際し發せられたる處務規程改正に關する廳達左の如くである。

廳達第十三號

北海道廳處務規程中左ノ通改正ス

昭和十四年十一月十日

北海道廳長官　戶塚九一郎

第一條　總務部ニ左ノ一號ヲ加フ

國民精神總動員課

第七條ニ左ノ一項ヲ加フ

國民精神總動員課

一　國民精神總動員運動ニ關スル事項
二　國民精神總動員北海道實行委員會ニ關スル事項
三　國民貯蓄奬勵運動ニ關スル事項
四　金集中運動ニ關スル事項
五　紀元二千六百年祝典ニ關スル事項

二　精動北海道廳委員會設置

國民精神總動員課の新設に伴ひ、國民精神總動員北海道廳委員部を廢止し、新たに國民精神總動員北海道廳委員會を設け、精動運動に關する實施事項の聯絡調整に關する審議を行はしむる事とし、國民精神總動員北海道廳委員會規程を定められ、十一月十日廳達を以て發布された。廳達左の如くである。

廳達第十四號

國民精神總動員北海道廳委員會規程左ノ通定ム

昭和十四年十一月十日

北海道廳長官　戸塚九一郎

國民精神總動員北海道廳委員會規程

第一條　國民精神總動員ニ關スル實施事項ノ連絡調整ニ付審議スル爲廳内ニ國民精神總動員北海道廳委員會（以下委員會ト稱ス）ヲ置ク

第二條　委員會ハ委員長、副委員長及委員若干人ヲ以テ之ヲ組織ス

第三條　委員長ハ總務部長、副委員長ハ學務部長ヲ以テ之ニ充ツ

委員中一人ハ國民精神總動員課長ヲ以テ之ニ充テ其ノ他ノ委員ハ廳中課長中ヨリ長官之ヲ命ズ

第四條　委員會ニ參與ヲ置ク

參與ハ土木部長、經濟部長、拓殖部長及警察部長ヲ以テ之ニ充ツ

第五條　委員長ハ會務ヲ總理ス

副委員長ハ委員長ヲ輔佐シ委員長事故アルトキ之ヲ代理ス

國民精神總動員課長タル委員ハ委員長ノ命ヲ承ケ庶務ヲ掌理ス

第六節　時局講演會・ラヂオ放送

事變は東亞新秩序建設の段階に入り、國民をして一層時局の認識を深化せしむるの要あり、政府に於ては本年四月國民精神總動員の新展開を策し、其の基本方策を定めて、全國一齊に是に基く新運動を圖らしめたが、一方精動中央聯盟では政府の旨を受け、講師を全國に派遣して、時局大講演會を各地に開催する等大々的活動に當らしめた。本道に於ては四月中札幌、旭川、函館、小樽の各地に講師の派遣あり、道廳並に地元市の共催を以て最も盛大に本大講演會を開催したのである。尙ほ時局講演會は此の他本年中隨時に或は中央の名士、或は地元の講師等に依り開催せられたが何れも盛況を呈した。

又時局講演會の一方銃後家庭の強化刷新を目的とする戰時生活講習會の開催に就ても精動中央聯盟より講師派遣ありたるを以て、道廳に於ては更に地方の適當なる講師をも委囑し、各支廳、市町村に極力其の開催方を慫慂したが、本講習には婦人の聽講多く所期以上の效果を擧げた。

右時局講演會、戰時生活講習會等の開催に依る時局認識運動の外、道廳當局等のラヂオ放送も屢次行はれたが、其の中四月十二日夜、札幌市に於ける大講演會に引續き岩上總務部長は札幌中央放送局のマイクを通じ、「國民精神總動員强化に際し道民各位に望む」の題下に大放送を行はれ大なる反響を呼んだ。放送要旨左の如くである。

（昭和十四年四月十二日夜札幌中央放送局より）

北海道廳總務部長　岩上夫美雄

本日玆に政府並に國民精神總動員中央聯盟共同主催の大講演會に引續き、精神總動員の强化に關しまして些か私の所信を披瀝致し、道民各位に御協力をお願ひする機會を得ましたことは、私の最も欣幸とする處であります。

思へば一昨年の七月、北支の一角に今次事變の端が發せられましてから既に一年九ケ月、驀て二箇年にならうとしてゐます。此の間　御稜威の下、我が忠勇無比なる皇軍將士は、陸に海に、又空に赫々たる武勳を樹て、既に廣東、武漢三鎭は固より敵の要衝は殆ど全く之を我が手中に收め、壓倒的勝利を確保して居るのであります。吾々銃

後國民は陸海將兵各位の目覺しき御奮闘に對し、唯々感謝感激の外無いのであります。

併しながら輓近の戰爭は所謂總國力戰であると言はれて居ります。單に武力だけでなく精神力も經濟力も其の他國家のあらゆる力を綜合した總力を充分發揮することによつて、始めて輝しき戰捷を確保し得るのであります。固より武力戰に於て徹底的に勝ち抜くことは第一要件でありますが、この事は吾が忠勇武烈の皇軍が素晴らしき戰果を擧げつゝあることに鑑み、絶對に信賴して間違ひないのであります。然らば吾々銃後を守る者は精神力、經濟力を總動員し、國家を强化向上せしめ、第一線の將兵各位に些かも後顧の憂なからしむることに努めなければならないのであります。

戰は戰場だけではないのであります。否、今日に於ては國民精神力を昂揚し、如何に生産の飛躍的增大を計つて經濟力を旺盛ならしめ、之を强化せしむるかといふこと自體が、その儘戰ひなんだと思ふのであります。支那事變は第一線で戰はれてゐるだけではない、國內に於て國民各自の手によつて行はれてゐるのであります。

今次聖戰の目的が東亞に於ける道義的新秩序を建設し、以て永遠の安定を確保せんとするに在ることは旣に御承知の通りであります。此の東亞新秩序の建設と言ふことは我が肇國の大精神に由來するものでありまして、今次事變を通じ今日生を享けたる我が日本民族に課せられた崇高なる一大使命であると信ずるのであります。此の聖業に翼贊し奉ることは吾々同時代國民の無上の光榮とするところでありますが、同時にその責任の極めて重大なるを痛感する次第であります。四圍の事情を想察するにまだ〳〵種々の艱難があり、難關が疊々と横たはつて居ると思ふのであります。

支那が第三國の力を借りて許し難き抗日の迷夢を固執する限り徹底的に膺懲を加へなければならぬことは勿論でありますが、國內に於ても東亞新秩序建設といふ一大使命遂行にふさはしい態勢が充分に整へられねばならないと思ふのであります。

道義的新秩序の建設といふことは、決して他にのみ之を求むるに非ずして、先づ自らその範を示すべき問題であります。今日吾が健全なる日本國民は、日夜孜々として生業に從ひ、銃後を守り、例へ生活上の不便困難と戰ひつゝも何等不平を言ふことなく「御國の爲だ」とその偉大なる力を發揮しつゝありますことは全く感激に堪へぬ所であります。この力あればこそ徹底的にこの事變に勝ち抜くことが出來るのだと思ふのであります。併し萬一にも自己の利益のみを主張し、總てを自己の利害打算のみを中心として吾が國家の發展を妨ぐるが如き者あるに於ては、正しくこれは國民の敵であると言はなければなりません。

國民の總べてが、手前勝手を言はず利己的なことをやらないで、自分の利害を第一義として動くといふことでなく、國家の爲に、正義の爲にと云ふことによつて活動すると云ふことにならねばならぬと思ふのであります。

戰場に於て皇軍の勇士は、陛下の萬歲を唱へ、皇國にその生命を献げてゐるではありませんか、吾々も護國の英靈に恥ぢない樣努めねばならぬことは當然のことであります。今日の如く總國力を發揮することが第一に要望される時、決して各自バラ〳〵の勝手氣儘は許されないのであります。各種の統制の實施、消費節約、貯蓄の問題、生活刷新、殊に生産力の擴充等色々國民として國策に協力すべき問題が澤山ありますが、銘々が勝手氣儘に自分の利益を中心に動いたら一つもその成果を擧げることは出來ないのであります。特に今日の社會に於て地位、資力等を有する人々に格別の認識を期待致し度いのであります。

生産力の飛躍的擴充と云ふことは今日我國に於て最も要望せられ、國民擧つて努力しなければならぬことでありますが、吾が北海道は其の豐富なる資源を有する點から考へまして、この國家的要望に副ふべき重大なる使命を負ひ、地位を有して居るものと思ふのであります。お互に心を協せ力を戮せて使命の達成に邁進致し度いと思ふのであります。

由來我々日本人は凡てが愛國の熱情を其の胸奥に藏してゐるのであります。祖先以來國に殉ずるの熱血は、脈々

と我々の血管を流れてゐるのであります。而して此の熱情熱血は國家の一大事に臨み力強く躍動するのであります。

今や時局は全國民に對し、一人殘らず全力を發揮して國家百年の大業達成の爲協力を要望してゐるのであります。

聖戰目的たる新秩序建設は先づ自らの生活を正しく立て直すことからだと思ひます。吾々三百萬道民はお互に正しく時局を認識し、深き自覺に立つて祖國の要望に應へるべく協力致し度いものであると思ふ次第であります。

第四章　軍事援護事務の整備

第一節　道廳以下の事務

事變第三年、本道に於ける軍事援護事務は益々繁激を來したが、是に即應して道廳、支廳或は市町村等に於ては其の事務擔任者を督勵して軍事援護事務の實施に遺憾なからしむる事を期した。以下其の概要を記述する。

一　道廳の事務

道廳に於ける軍事援護に關する事務は事變前に於ては軍事扶助法適用に關する事務に止まりしを以て、屬官一名を以て是を擔任せしめたのであるが、事變勃發直後、內務省に臨時軍事援護部設置に伴ひ、昭和十二年十一月一日より社會課內に臨時軍事援護係を特設し係員の增加を圖つた。然るに政府に於ては翌昭和十三年四月傷兵保護院を新設し更に昭和十四年七月には軍事保護院を新設して右の臨時軍事援護部及傷兵保護院の事務を統合實施するに至り、地方廳の機構も擴充の要を生じ逐次豫算の配付あつたので、道廳では屬官以下數名の增員をなし、各事務を分掌せしめた。併も軍事援護事業は事變の進展に伴ひ益々複雜多岐となり、單り社會課のみならず各課に亙つて各種の事業が施行せらるゝ狀態となつたので、是が聯絡統一を圖るの必要を生じ、道廳では昭和十三年五月二十五日廳達第十號を以て、道廳內に總務部長を首班とする軍事援護事務局を設置し、各關係部課の軍事援護事務關係者を以て部並に係を組織せしめ、毎月定例に會議を開いて此に凡ゆる事務の打合聯絡をなし其の圓滑なる施行を圖る事となした。府縣中には一課

を新設し軍事援護關係事務一切を擔任處理せしむる處もあるが、本道に於ては種々の關係より是を避け、軍事援護事務局の統制下に各課に於ける軍事援護關係課を以て是が施行に當らしめたのである。而して軍事援護事務を擔當する職員として屬官以下の數著しく增加し、昭和十四年度初めには社會課に屬六、雇員六、臨時雇二、囑託二、計十六名又職業課に技師一、囑託一、會計課に屬一、雇一を配置されるに至つた。右以外の課には專任職員の設置はなきも一般職員をして關係事務を兼務せしめたのである。

今各擔任課の事務分掌を略述すれば左の如くである。

軍事援護事務擔任一覽表

擔任課名	擔任事務
社會課	一、軍事援護思想普及ニ關スル事項 一、銃後後援强化運動ニ關スル事項 一、軍事援護諸調査ニ關スル事項 一、遺家族指導員ニ關スル事項 一、銃後奉公會軍事援護相談所ニ關スル事項 一、遺族職業輔導事業ニ關スル事項 一、戰歿者並ニ傷痍軍人子弟學資補給ニ關スル事項 一、召集解除者ノ生業援護ニ關スル事項 一、歸鄉軍人ノ援護指導事業ニ關スル事項 一、傷痍軍人療養所入所ニ關スル事項 一、國立結核療養所入所ニ關スル事項 一、傷痍軍人溫泉療養所入所ニ關スル事項 一、傷痍軍人委託療養ニ關スル事項 一、傷痍軍人居宅醫療ニ關スル事項

職業課	
	一、入營者職業保障法ニ關スル事項 一、支那事變銃後後援誌編纂ニ關スル事項 一、財團法人北海道社會事業協會附屬厚生社ニ關スル事項 一、市町村銃後奉公會相談所ニ於テ解決困難ナル事件ノ調停ニ關スル事項 一、軍事扶助北海道地方委員會ニ關スル事項 一、銃後後援特別資金ニ關スル事項 一、軍事援護事業ノ助成ニ關スル事項 一、應召並出征軍人家族、遺族ノ慰藉慰問ニ關スル事項 一、軍事扶助ニ關スル事項 一、祭粢料ニ關スル事項 一、皇后陛下御下賜品ニ關スル事項 一、失明傷痍軍人洗眼器具ノ配給ニ關スル事項 一、傷痍軍人介護用具支給ニ關スル事項 一、傷痍軍人健康診斷ニ關スル事項

社寺兵事課	一、傷痍軍人職業相談並ニ就職斡旋授産ニ關スル事項 一、傷痍軍人職業再教育ニ關スル事項 一、傷痍軍人委託職業再教育ニ關スル事項 一、傷痍軍人學校教員養成ニ關スル事項 一、傷痍軍人職業再教育ノ爲ニスル學資給與ニ關スル事項 一、傷痍軍人ノ爲ノ作業設備改善ニ關スル事項 一、傷痍軍人作業義肢作業補助具配給修繕ニ關スル事項 一、失明傷痍軍人保護施設ニ關スル事項 一、傷痍軍人ノ就職後ノ輔導ニ關スル事項 一、歸鄉軍人、遺族、家族ノ就職斡旋授産ニ關スル事項 一、軍需勞務動員ニ關スル事項
社寺兵事課	一、軍人遺族記章ニ關スル事項 一、軍人傷痍記章ニ關スル事項 一、殉國章ニ關スル事項 一、祭祀料ニ關スル事項 一、供物料ニ關スル事項 一、戰傷（病）兵見舞ニ關スル事項 一、死歿者特別賜金ニ關スル事項 一、殉國者奉齋ニ關スル事項 一、恤兵慰問ニ關スル事項 一、國防獻金及恤兵金ニ關スル事項 一、在鄉軍人ニ關スル事項
學務課 農産課	一、兒童就學奬勵並ニ授業料減免ニ關スル事項 一、臨時農村負債處理ニ關スル事項 一、勤勞奉仕ニ關スル事項
商工課	一、支那事變農村負債處理資金融通ニ關スル事項 一、應召商業者營業援護施設ニ關スル事項 一、歸還軍人等ニ對スル統制物資配給ニ關スル事項
調政課	一、忠靈塔建設工事ニ關スル事項
衞生課	一、遺族、家族ノ救療ニ關スル事項 一、召集解除者ノ「マラリヤ」再發者ノ治療ニ關スル事項
保安課	一、支那事變ニ關スル碑表建設ニ關スル事項 一、事變關係金員募集取締ニ關スル事項
特高課	一、各種情報蒐集ニ關スル事項
林産課	一、應召家族、遺族ニ對スル自家用薪材其ノ他配給ニ關スル事項 一、出征並應召軍人家族、遺族ニ對スル森林鐵道軌道並貯木場無償貸付ニ關スル事項
庶務課	一、軍人遺族、家族ニ對スル北海道地方稅減免ニ關スル事項 一、殘算ニ關スル事項

而して道廳に於ける事務の整備に伴ひ支廳、市町村に於ても亦夫々事務分掌を定め、逐次是を整備して克く繁激なる事務の施行に當つて間然する處なきを期したのである。

二　支廳に於ける事務

軍事援護事務の激增に伴ひ、支廳に於ける事務も亦繁激を加へたが、特に此の爲人員の增員を行はず、從來の定員內で是が施行に當り、纔かに事務員、筆耕等を採用したに過ぎない。而して支廳の軍事援護事務は主として町村係に於て擔當したが、中には特に社會係或は時局係を新設し是をして取扱はしめたものもある。

支廳には從來社會係が獨立設置されてゐたが、後處務規程の改訂に依り社會係は町村係に統合せらるゝに至つた。然るに昭和十三年度に至り輓近の社會事務の激增殊に社會事業の勃興に即應して右社會係の復活意見が擡頭するに至り是が導因となり各支廳に社會事業主事補一名の配置が行はれ、町村係に屬して關係事務の處理に當らしめたので、從つて軍事援護事務も亦是に依つて擔當されたものが多い。併し支廳中には特に社會係を設置し、又は時局係を新設したものあるは其の事務の繁激を加へた爲である。

三　市町村に於ける事務

市町村に於ける軍事援護事務は社會課或は社會係に於て擔當し、特に一課、一係を新設したるもの等は殆どない。而して此の爲一部市に於ては人員の增加を行ひたる向あるも、一般には從來の定員內に於て差繰り事務の分擔をなしたものが多い。併も事變以來吏員の應召其他に依る缺員も相當多く其の補充意の如くならず事務の繁激日に加はるの際、眞に夜を日に繼ぐの勵精振りを發揮した事は多とするに足るのである。

而して諸般の軍事援護事業の實施は市町村銃後奉公會を第一線に立たしめ是に當らしめ、當該市町村に於ける課又は係は是と表裏一體の關係にあり、軍事援護事務の處理に當つたのである。

第二節　軍事援護事務局の强化

軍事援護事務は前節に示すが如く各課の管掌に係り、併も事變の進展に伴ひ益々複雜多端となつたので、其の施行上聯絡統制を圖るの要極めて緊切なるものあり、昨年五月廳內に軍事援護事務局の設置を見たのであるが、本年に入りて同事務局に於ては隨時其の聯絡會議を開き事務運用の違算なきを期し、殊に軍事援護に關する重要事項は本事務局の首腦者會議を以て決し、最も圓滑なる實施を期したので其の實績大いに擧つた。

次ぎに本年に入り道廳では戰歿軍人遺族、應召軍人家族中、婦人、子供若くは老人のみの家庭の援護を完璧ならしむる爲是等の家庭の相談相手として適當なる婦人を選び、專ら其の指導に當らしむる事とし、軍人遺家族指導員囑託要綱を定め、八月七日附九名の指導員を囑託、同十二日一名を補充十名の委員を決したのである。此の婦人指導員は是を軍事援護事務局に所屬せしめ、市町村銃後奉公會相談所と緊密なる聯絡を保持して活動に當らしむる事としたもので、軍事援護事務局の機能を大いに强化したものと云へる。指導員は八月三十一日其の初顏合を道會議事堂に於て行ひ、長官の指示並に諸般の打合をなし直ちに其の擔任區域に於て活動に當つたのである。

遺家族指導員設置に際し發したる通牒並に要綱及指導員氏名左の如くである。

卯社第六八二二號　昭和十四年八月十二日

各支廳長
各市町村長　　學務部長

軍人遺家族指導員囑託ニ關スル件

戰歿者遺族、應召軍人家族ノ援護ニ關シテハ常ニ格段ノ配意相成居候處遺族、家族中ニハ婦人、子供若クハ老人ノミノ家庭モ勘カラズト存候之等家庭ノ相談相手トシテ婦人ノ適任者ヲ指導員ニ囑託ノ上積極的ニ共ノ相談指導ニ當ラシムルコトハ時局下洵ニ緊要ト認メラル、ノミナラズ遺族ニ對シテハ特ニ其ノ必要ヲ痛感セラル、ヲ以テ今般當廳ニ於テ左記ノ者ニ軍人遺族、家族指導員ヲ囑託候條貴管內（部內）擔當者ト緊密ナル連繫ヲ圖リ其ノ活動ニ協力相成度

追テ軍人遺家族指導員囑託要綱及執務要綱別記ノ通リニ付了知相成度

記

軍人遺家族指導員

擔當區域	住所	氏名
空知支廳管內	空知郡岩見澤町二條東三丁目	岡野ナヲ
上川支廳管內	上川郡東旭川村字上兵村	楠原ミスヱ
網走支廳管內	常呂郡野付牛町大通東八丁目	中村マス
石狩支廳管內及札幌市	札幌市北二條西十四丁目	安藝サヨ
渡島支廳管內及函館市	函館市高砂町	外山はつ
後志支廳管內及小樽市	小樽市綠町二丁目	井上とめ
留萌宗谷支廳管內及旭川市	旭川市六條通十三丁目	佐野文子
釧路國根室支廳管內及釧路市	釧路市富士見町	長谷ヤスヱ
十勝支廳管內及帶廣市	帶廣市東四條南十一丁	臼田梅
膽振日高支廳管內及室蘭市	室蘭市大町一一〇番地	土井美惠

軍人遺家族指導員執務要綱

一　軍人遺家族指導員（以下指導員ト稱ス）ハ市町村銃後奉公會相談所（以下相談所ト稱ス）ト緊密ナル連絡ノ下ニ擔當區域內ニ於ケル家族及特ニ遺族ヲ訪問シ相談指導ニ當ルコト

二　相談指導ニ當リテハ左記事項ニ留意スルコト

1　精神指導ニ重點ヲ置キ家庭ノ强化ニ努メシムルコト尙遺族ニ對シテハ特ニ自立自營ノ精神ヲ喚起セシムルコト

2　輕易ナル事項以外ノ相談指導ハ相談所ト充分連絡ノ上行フコト

3　相談指導ニ付知得セル秘密事項ハ他ニ漏洩セザルコト

三　遺族、家族ヲ訪問セル場合ハ第一號樣式ノ指導票ニ家庭ノ狀況並ニ相談指導事項ヲ記入ノコト

但シ相談指導ノ要ナキ家庭ニ付テハ作成ヲ要セズ

四　指導員ハ每年九月及三月末日ヲ期トシ既往六箇月間ニ於ケル相談指導ノ狀況ヲ第二號樣式ニ依リ翌月十日迄ニ報告ノコト

五　指導員居住地以外ノ地ニ出張セントスル場合ハ豫メ第三號樣式ニ依リ出張命令ヲ申請スルコト但シ往復二日以內ノ出張ノ場合ハ出張命令到達セザル時ト雖モ出發差支ナキモノトス

第一號樣式

軍人遺家族相談指導票

入營應召軍人 戰歿軍人	官等級				
	氏名				
	生年月日			年 月 日生	
	入營團應召年月日	昭和 年 月 日	入營團應召		
	戰歿年月日	昭和 年 月 日	戰死 戰傷病死 死亡		
本籍					
現住所					

遺家族代表者	續柄	職業
		年　月　日生
遺家族ノ狀況		
生活程度		

備考　本表ハ印刷ノ上配付スルモノトス

第二號様式

昭和　年度 自　月　日 至　月　日 遺家族指導狀況調

種別	擔當區域別 何々市	何々支廳	何々支廳	何々支廳	計
打合會出席數					
懇談會出席數					
講演會出席數					
家庭訪問數					
相談ヲ受ケ直接處理シタル數					
相談ヲ受ケ相談所ニ移シタル數					
其ノ他					

第三號様式

出張命令申請書

一　用　務　軍人遺家族相談指導ノ爲
一　用務地名
一　出張期間　昭和　年　月　日ヨリ昭和　年　月　日迄　日間

右ニ依リ出張致度候條出張命令相成度及申請候也

昭和　年　月　日

住所
軍人遺家族指導員　㊞

社會課長　殿

軍人遺家族指導員囑託要綱

一、軍人援護事務局內ニ軍人遺家族指導員ヲ置キ市町村銃後奉公會相談所ニ於ケル相談指導關係者ノ督勵連絡ヲ爲サシメ特ニ遺族ノ相談指導ニ當ラシム

二、軍人遺家族指導員ハ戰歿軍人遺族タル婦人又ハ其他ノ婦人ニシテ左記條件ヲ具備シタル者ヨリ長官之ヲ囑託ス

1　年齢三十歳以上ノ健康ナル者
2　軍人援護事業ニ熱意ヲ有シ且職業及家庭ノ狀況等ヨリ遺家族ノ相談指導ニ適スル者
3　刑罰ニ處セラレタルコトナキ者

三　軍人遺家族指導員ハ空知上川網走ノ各支廳管內及各市一名トシ左記區域內ノ相談指導ヲ擔當セシム

遺家族指導員配置箇所名	擔當區域

空知支廳管内　空知支廳管内
上川支廳管内　上川支廳管内
網走支廳管内　網走支廳管内
札幌市　石狩支廳管内及札幌市
函館市　渡島、檜山支廳管内及函館市
小樽市　後志支廳管内及小樽市
旭川市　留萌、宗谷支廳管内及旭川市
室蘭市　膽振、日高支廳管内及室蘭市
釧路市　釧路國、根室支廳管内及釧路市
帶廣市　十勝支廳管内及帶廣市

四　軍人遺家族指導員ハ無給トス但シ謝禮金並ニ旅費ヲ支給ス

五　軍事援護相談指導員ハ關係各支廳長、市長ヲシテ共ノ管内（部内）居住者ヨリ推薦セシム

第三節　軍事援護團體の事務

軍事援護を行ふ團體として道廳には軍事扶助北海道地方委員會、帝國軍人後援會北海道支會等があつたが、昭和十三年十一月（恩賜財團）軍人援護會の設立に依り此に凡ての軍事援護事業を統合實施する事となり、本道には（財團法人）軍人援護會北海道支部が誕生し、在來の帝國軍人後援會支會を中心に其の他の團體を統合强化して軍事援護事業の遂行に當らしむる事とした。一方市町村には事變勃發以來銃後奉公會の普及を計り、當該市町村長を中心に市町村民の全一的協力に依る軍事援護事業の施行を策したので、道内を區域とする事業は專ら軍人援護會北海道支部に於て實施し、市町村毎のものは市町村銃後奉公會が各種團體の事業を統制實施する事となり、兩者の運用に依つて軍事援護事業が實施されたのである。軍人援護會支部に於ては右の如く道を區域とする軍事援護に當つたのであるが、一面市町村銃後奉公會の事業に對する助成をも實施したので、事實上其の聯合團體の如き觀をなすに至つた。右の如き實狀で本道の軍事援護事業は從來軍事扶助北海道地方委員會に於て統制實施しつゝあつたのであるが、事變以來同會は有名無實的存在となるに至つた。

軍人援護會北海道支部の事務は當初社寺兵事課内及社會課内に分屬取扱はれたが爾後專ら社會課内に於て取扱はれる事に改められた。而して同會支部に於ては當初一名の專任職員を以て執務したのであるが、事變の進展に伴ひ事業頓みに增加を見るに至り逐次增員して數名の係員を置くに至つた。

又市町村銃後奉公會の事務は逐次複雜多岐となり、從來主として市町村吏員の兼務を以て是に當つたのであるが、專任職員の必要を感ずるに至り、既に若干の市等に於ては此の專任職員を設置したものもあり、兩者は緊密なる協力の下に其の事務事業の實施に當つたのである。

第四節　軍事援護事務擔當者會議

道廳では軍事援護の完璧を期し、軍事扶助法の運用其の他軍事援護事務の整備を圖り、市町村銃後後援會の全機能發揮に指導督勵を加ふる處あつたが、殊に本年度に入り軍人遺家族の外傷痍軍人の保護、歸還軍人の保護等各種事務が益々繁激となつたので、是等に對し必要指示を與へ違算なからしむるの要を認め、昭和十四年二月一、二兩日、赤十字社支部樓上に於て支廳市社會事務擔當者會議の後を享け支廳、市軍事援護事務擔當者會議を開催した。

當日の出席者

道廳側

社會課	學務部長	高辻武邦
同	社會課長	山田三義
同	技師	近藤貞次
同	社會事業主事	桐越信雄
同	同	野村琢民
同	屬	石倉豐太
同	同	牧野嘉孝
同	同	渡部貞喜
同	同	松橋專三
同	同	松田俊夫
同	社會事業主事補	福原敏麿
同	同	一ノ關政雄
同	囑託	橋本董
大日本傷痍軍人會北海道支部主事		藤田周吉
恩賜財團軍人援護會北海道支部主事		村上渉
經濟更生課	農林主事補	伊藤六郎
同	屬	澁江東雲

支廳側

石狩支廳	社會事業主事補	森田虎太郎
同	屬	井出映一
渡島支廳	屬	小林勇
同	社會事業主事補	間瀬一郎
檜山支廳	同	中谷幸藏
後志支廳	屬	松本岩吉
同	社會事業主事補	長尾正義
空知支廳	屬	前岡利明
上川支廳	社會事業主事補	吉田常雄
同	屬	清水清志
留萌支廳	屬	池田賢治
同	社會事業主事補	木造胖
宗谷支廳	屬	黑井政藏
網走支廳	同	德光武四郎
同	社會事業主事補	千秋定吉
膽振支廳	屬	武中敏郎
同	社會事業主事補	氏家清一
日高支廳	屬	阿部貞夫

日高支廳	社會事業主事補	鳥山藤雄
十勝支廳	屬	石原慶藏
釧路國支廳	屬	長島尙壽
同	社會事業主事補	齋藤章二
根室支廳	同	福田勝俊
市役所側		
札幌市	書記	栗原寛元
同	同	三田村東一
函館市	社會課長	羽賀果
小樽市	同	渡邊藤七
同	書記補	大瀧清治
旭川市	書記	毛木正晴
室蘭市	同	小原俊雄

の四十七名にして兩日共午前九時開會、午後五時閉會、第一日には高辻學務部長長官に代つて一場の訓辭を述べ、共れより同部長（後山田社會課長代）より諸般の指示注意あり、是れに對して各支廳、市事務擔當者の質疑應答等あり、又第二日には各支廳、市提出の事項に就き討議或は質疑應答等をなし最も有意義に終了した。

長官の訓辭並に指示注意事項等左の如くである。

訓辭

支廳市軍事援護事務擔當者會議ノ開催ニ當リ玆ニ所懷ノ一端ヲ述ブルノ機會ヲ得マシタコトハ深ク欣幸トスル所デアリマス

一一七

長クモ　天皇陛下ニ於カセラレマシテハ事變發生以來出征軍人及遺家族ノ上ニ深ク　大御心ヲ垂レサセ給ヒ有難キ御沙汰ヲ賜リ又　皇后陛下ニ在ラセラレマシテハ銃後ノ家庭傷痍軍人及戰歿者ニ對シ數々ノ　御仁愛ヲ垂レサセ給ヒマシタコトハ我々國民齊シク恐懼感激ニ堪ヘザル所デアリマス

我々任ニ銃後後援事業ニ在ルモノハ倍々粉骨碎身銃後奉公ノ赤誠ヲ捧ゲ銃後完璧ヲ期シ以テ有難キ　聖旨竝ニ懿旨ニ副ヒ奉ルベク努メナケレバナラヌト信ジマス

事變發生以來本道ノ銃後後援施設ハ官民一致ノ努力ニ依リ順調ニ推移致シテ居リマスコトハ同慶ノ至リデアリマスルト共ニ關係各位ノ平素ノ御勞苦ニ對シ玆ニ敬意ト感謝ノ意ヲ表スル次第デアリマス然シ乍ラ此ノ一年有半ノ實績ヲ顧ミマスルニ今後改善補强ヲ要シ又ハ新ニ施設スベキモノガ決シテ尠クナイト存ジマス特ニ各位ノ御留意ト工夫ヲ煩シタイモノハ生業扶助ニ關スル事項デアリマス應召遺家族ノ勞働力ヲ活用シ物資ノ生產ニ貢獻セシムルコトハ當ニ應召遺家族ノ經濟ヲ緩和シ勤勞精神ヲ振作スルノミナラズ現下需給ノ平衡ヲ失ハントスル物資ノ調節ニ貢獻スル所決シテ少クナイト存ジマス何卒生業扶助ノ充分ナラザル地帶ニ在リテハ其ノ原因ヲ討究シ適切ナル對策ヲ樹テラレンコトヲ希望シテ已ミマセン

次ニ事變ノ長期ニ亘ルニ伴ヒ今後愈々各種銃後ノ紛爭事件ノ發生ヲ豫想セラレマス此ノ方面ニ對シテモ一段ノ工夫ヲ施サレ之ガ斡旋解決ニ當ラレンコトヲ切望致シマス更ニ此ノ際最モ意ヲ致サナケレバナラナイモノハ應召遺家族ノ緊張セル精神ノ保持デアリマス事變ノ長引クニツレ一層銃後ノ遺家族ハ其ノ精神ヲ緊張シ苟モ第一線將兵ヲシテ後顧ノ憂ナカラシムベク努メナケレバナラヌコトハ言ヲ俟タヌ次第デアリマス特ニ各位ノ工夫ト努力ヲ望ンデ已ミマセン

次ニ軍事援護ト密接ナル關係ヲ有スル傷痍軍人ニ對スル世人ノ認識竝ニ處遇ノ未ダ充分ナラザルハ洵ニ遺憾ト存ズ

ル所デアリマス傷痍軍人ニ對スル政府ノ保護優遇方法ニ付テハ既ニ各位御了知ノ所ト存ジマスガ昨秋從來ノ傷痍軍人ニ關スル團體ヲ統合シ新ニ大日本傷痍軍人會ノ組織ヲ見各道府縣ニ其支部ヲ置キ著々活動ノ歩ヲ進メツヽアル次第デアリマス何卒各位ノ御支援ヲ希望シテ已マナイ次第デアリマス

尚又應召兵ノ召集解除者ニ對スル援護施設ニ關シテハ未ダ一般的ニ趣旨ノ普及徹底ヲ缺ク憾ナシトセザル現狀ニアリマスガ之亦其ノ徹底ニ力ヲ致シテ戴キタイト存ジマス

終リニ臨ミ一言シタキ事ハ軍事援護ノ適正ヲ期スベキコトデアリマス軍事扶助等ニ關シ最近相踵ギ世ノ指彈ヲ受クベキ事務取扱者ヲ出シマシタコトハ洵ニ痛嘆極リナキ次第デアリ全道公務員ノ名譽ヲ汚損シタル之ヨリ大ナルハナイト存ジマス何卒此ノ點ニ對シ一段ノ留意ヲ切望致シマス

以上ハ從來ノ實績ニ徴シ特ニ必要ト認メラル、事項一、二ヲ申述ベタ次第デアリマスルガ之ガ詳細ニ就テハ會議事項トシテ御手許ニ差上ゲテアリマスノデ充分熟議檢討ヲ遂ゲラレンコトヲ切望スルノデアリマス

支那事變ハ今ヤ東亞新秩序建設ノ新段階ニ入リ國家ノ總力ヲ擧ゲテ之ガ目的達成ニ邁進致シテ居ル次第デアリマスガソレニツケテモ愈々銃後後援ノ强化完璧ヲ圖リ以テ出征將兵ヲシテ物、神兩面ニ付後顧ノ憂ナカラシムルコトハ銃後ノ一般ニ與ヘラレタル最大ノ責務デアリマス職ヲ公ニ奉ジ此ノ銃後後援ノ事務ニ關係ヲ有スルオ互ノ責任ハ洵ニ重且大デアリマス何卒各位ニ於カレテハ充分健康ニ留意セラレ益々加餐自重以テ此ノ重大責務ヲ遂行シ以テ上皇室ノ恩寵ニ應ヘ下萬民ノ信賴ニ副ハレンコトヲ切望シテ已マザル次第デアリマス

軍事扶助法關係指示事項

一、軍事扶助法ニ依ル扶助許可指令書及扶助金交付ニ關スル件

軍事扶助法ニ依ル扶助許可指令書及扶助金ノ交付ニ付テハ單ニ市町村ノ窓口ヨリ交付スル等ノコトナク市町村長又ハ其ノ代理者ニ於テ軍事扶助ノ趣旨及遺家族心得等懇示ノ上交付スル樣嚢ニ通牒（昭和十三年十二月九日寅社第一〇三八二號）シタル所ナルガ右ハ被扶助者ニ對スル精神的處遇竝ニ扶助ノ公正ヲ期スル上ニ於テ極メテ緊要ナル措置ト認メラル、ヲ以テ一層之ガ勵行ニ努メラレタシ

一、軍事扶助ノ適正ニ關スル件

軍事扶助ヲ受クル者ノ中ニハ扶助開始後相當ノ年月ヲ經過スルニ伴ヒ扶助事項ニ相當異動アルベキコトヲ豫想セラル、ヲ以テ單ニ扶助開始ヲ以テ能事終レリト爲スガ如キコトナク引續キ生活現況竝ニ實施中ノ扶助ノ方法及程度ニ關シ反覆調査シ之ガ適正ヲ期スルニ格段ノ配意アリタシ

一、召集解除者ノ生業援護ニ關スル件

召集解除者ノ生業援護ハ歸鄕軍人ヲシテ速ニ生業ニ復歸シ生活ノ安定ヲ得シメントスルモノニシテ曩ニ詳細通牒（昭和十三年三月二十三日及同年八月二十六日寅社第三四六一號）シタル所ナルモ召集解除者ノ增加ニ伴ヒ愈々本事業ノ重要性ヲ加フルニ至リタルヲ以テ一層之ガ普及徹底ニ意ヲ致シ以テ所期ノ目的達成ニ努ムルト共ニ特ニ左記事項ニ付遺憾ナキヲ期セラレタシ

記

(一)　召集解除者又ハ除隊者ニ付テハ其ノ都度進ンデ其ノ實情ヲ詳カニシ援護ヲ要スル者ニ付其ノ實情ニ應ジ生業費ノ給與、生活費ノ補給又ハ醫療ノ援護申請等ヲ爲サシメ苟クモ援護ノ要アル者ニシテ之ニ漏ルヽガ如キコトナカラシムルコト

(二)　今次事變ニ依リ傷痍又ハ疾病ノ爲召集解除又ハ除隊トナリタルモ一種以上ノ兵役ヲ免除セラレザル者ノ醫療ハ（傷痍軍人ノ療養ノ對象トナル者ヲ除ク）本事業ニ依リ援護セラルベキコト

(三)　召集解除又ハ除隊後其ノ家族ニ於テ軍事扶助法第十三條ノ二ノ規定ニ依ル二十日間ノ限度ヲ超エ猶扶助ノ要

アル場合ハ本事業ニ依リ援護セラルベキコト

軍事扶助法關係注意事項

一、軍事扶助法ニ依ル扶助ヲ受クル者ノ資格ニ關スル件

軍事扶助法ニ依リ扶助ヲ受クル者ノ資格ニ關シテハ法第一條乃至第四條ニ規定セラレアルトコロナルモ未ダ誤解ノ向アルヲ以テ特ニ左記事項留意セラレタシ

記

左ノ者ハ何レモ軍事扶助法ニ依リ扶助ヲ受クル資格ナキ者トス

(一)　入營又ハ應召ニ於ケル養子ニシテ家督相續人ニ非ラザル者但シ入營又ハ應召前ニ於ケル養子及入營又ハ應召後ニ於ケル養子ニシテ家督相續人タル者ハ該當ス

(二)　入營又ハ應召後ニ於テ下士官兵ト同一ノ戸籍（例、應召後ニ於テ戸籍ヲ同ジクセル養父母）又ハ同一ノ世帶（例、應召後ニ於テ戸籍ヲ同ジクセル直系血族、兄弟姉妹ー戸籍ヲ異ニセル場合）ニ入リクルモノ

但シ配偶者及子（戰死後ニ於テ出征シタル戰死者ノ子ヲ含ム）ハ入營又ハ應召若ハ戰死後ニ入籍シクル場合ト雖モ該當ス

(三)　現役下士官ノ家族

但シ現役上等兵トシテ除隊シ事實上退營セシムルコトナク即日應召ノ上下士官ニ任用セラレタル者ノ家族ハ該當ス

(四)　本人及父母ノ內緣ノ配偶者

但シ實父母ハ同一世帶ニ在ル場合ニ該當ス

(五)　同一世帶ニ在ル伯叔父母、兄弟姉妹ノ配偶者、甥及姪

但シ下士官兵戸主ナル場合ハ該當ス尙戸籍ガ同一世帶ニ在ル モ現ニ扶助ヲ受ケザル者死亡シタル場合ハ本法ニ依ル埋葬妹ニ限ル

(六)　扶助ヲ受クル者ト同一戸籍又ハ同一ノ世帶ニ在ル費支給ヲ受ケ得ザルモノトス

一、軍事扶助願書等ノ取扱ニ關スル件

軍事扶助法ニ依ル扶助ヲ要スル者ニ對シテハ速ニ出願ノ手續ヲ爲サシムルハ勿論之ガ取扱ニ付テハ屢々通牒シタル所ナルモ特ニ左記事項留意セラレタシ尙支廳ニ於テハ單ニ願書ヲ經由スルニ止ムルガ如キコトナク內容審査ノ上進達セラレタシ

記

(一)　扶助願書ノ作成

(1)　兵種官等級（現役、豫備、後備役及補充兵役ノ區別等）所屬部隊名及現役又ハ應召ノ年月日ヲ明確ニ記載スルコト

(2)　「扶助ヲ受ケムトスル者」ニハ世帶人員中扶助ヲ要スベキ者ノミヲ記載シ「出願ノ事由」ニハ下士官兵ノ從前ノ職業及收入ヲモ記載スルコト

(3)　出願ノ日ハ故意ニ遡及セシムルコトナク實情ニ即セシメ（支廳、市町村ニ於テハ受付日附印ヲ捺スコト）進達ノ日ト著シク相違アルトキハ其ノ事由ヲ副申スルコト

(二)　扶助願書ニ添付スベキ戸籍謄本ハ扶助ニ直接關係ナキ死亡者竝ニ除籍者等ヲ省略シタル戸籍抄本ヲ以テ之ニ代フルハ差支ナキモ扶助關係者ニ付テハ身分事項ノ記載ヲ省略セザルコト

(三)　生活扶助ヲ受クル者醫療、助産、生業扶助、災害ニ依ル臨時生活扶助ヲ出願スル場合ニ於テハ願書ニ生活扶助ノ許可年月日及番號ヲ附記シ醫師ノ診斷書、助産婦ノ證明書、生産調書及災害扶助調書ノミヲ添付シ戸籍謄本及扶助調書ノ添付ヲ要セザルコト

(四)　軍事扶助金支拂委任狀ハ生活扶助願書ト同時ニ進達スルト共ニ印紙ノ貼付ヲ洩ラサザルコト
尙市村町長更迭シタル場合ハ速ニ新市町村長ノ職ニ在ル個人ニ對スル委任狀ヲ提出セシムルコト

(五)　扶助調書ノ作成
扶助調書ハ扶助ノ要否竝ニ程度ヲ決スルモノナルヲ以テ實地調査ノ上正確ニ作成スベキモノナルニ拘ラズ調査杜撰ナルモノ尠カラザルノミナラズ甚シキハ調書ヲ誇大ニ作成セシニアラズヤト認メラルヽモノアルヲ以テ單ニ出願人ノ申出ノミニ依ラズ方面委員、區長、銃後後援會役員等ノ意見ヲモ參酌ノ上愼重ニ作成スルト共ニ左ノ事項留意スルコト

(1)　遺家族中勞働能力ヲ有スルモ收入ナキトキ又ハ其ノ收入僅少ナルトキハ其ノ事由附記スルコト

(2)　「全世帶員ノ狀況」ニハ現ニ同居セル者ハ扶助ノ要否ニ拘ラズ全部之ヲ記入シ假令同一ノ戸籍ニ在ルモ同居セザル者ハ除クコト

(3)　「生活費見積額」ハ最低生活費ヲ記入スベキモノナルニ拘ラズ見積過大ナルモノ尠カラズ依テ實情ニ即セシムルコト

(4)　「生活種類程度及方法ニ關スル意見」ニハ特ニ要扶助額ニ對スル意見ヲ記入スルコト此ノ場合ハ收支ノ不足額ニ付扶助ノ限度額以內ニ止ムルコト
若シ其ノ不足額ガ扶助限度額ヲ超エルトキハ之ヲ補フ方法ヲモ記載スルコト

一、軍事扶助法ニ依ル醫療ニ關スル件

軍事扶助法ニ該當スル者ノ醫療ハ總テ本法ニ依リ出願セシムルト共ニ左記事項ニ付テハ一層遺憾ナキコトヲ期セラレタシ

記

(一)　醫療ハ其ノ性質上急速ニ處理スベキモノナルヲ以テ生活扶助ヲ受クル者ニシテ醫療ヲ要スルトキハ其ノ醫療費ガ限度額以內ナル場合ニ限リ扶助許可前ニ於テ醫療ヲ開始スルモ差支ナキニ付其ノ場合ハ醫療開始ノ日附ヲ以テ出願セシムルコト

尙醫師ノ診斷書ノ日附ハ特別ノ事情ナキ限リ醫療開始ノ日附ト同一ニスルコト

(二)　醫療ヲ開始スル場合ハ患者ノ希望ヲ參酌シテ醫師ヲ指定シ必ズ醫療券ヲ交付スルコト

(三)　醫療費ノ限度外支出ヲ要スルトキハ限度外支出ヲ要スル事項（手術名、金額等）ヲ具シ醫療ノ出願ト同時ニ之ガ認可申請ヲ爲スコト

尙北海道醫師會長トノ醫療協定書ニ定メアル手術料ニ在リテハ一人一回二圓五十錢以上ヲ要スルトキハ協定額ニ依リ限度外支出ノ認可ヲ要スルモノトス

(四)　醫療費請求書ニ醫師ノ請求印又ハ市町村長ノ證明捺印洩ノモノ及病名記入洩ノモノ多キヲ以テ留意スルコト
尙醫療費ハ特別ノ事情ナキ限リ北海道醫師會長トノ協定料金ニ依リ請求セシメ請求書摘要欄ニハ入院、投藥、處置、注射（種類及數量）其ノ他醫療事項ノ施行月日及限度外支出認可ノ年月日ヲ記入セシムルコト

(五)　傳染病豫防法ニ依ル傳染病ノ醫療ハ本法ニ依リ扶助セラレザルニ付留意スルコト

(六)　醫療ガ收容扶助ノ場合ハ生活扶助ハ爲サザルモノトス

一、軍事扶助法ニ依ル扶助事項異動報告ニ關スル件
軍事扶助法施行規則取扱手續第十二條ノ規定ニ依ル異動事項ハ被扶助者ヨリ直チニ届出ヲ爲サザルトキハ市町村

長ニ於テ之ガ報告ヲ爲スベキモノナルニモ拘ラズ未ダ之ガ報告遲延ノ向アル場合ハ速ニ其ノ事由ヲ具シ之ガ爲扶助金ノ支拂竝ニ扶助ノ適正ヲ期スル上ニ於テ支障尠カラザルヲ以テ特ニ左記事項留意ノ上遺憾ナキヲ期セラレタシ

記

(一)　召集解除、除隊、兵役免除、戰傷病死、現役下士官任用、轉出、出生、死亡、廢疾其ノ他扶助事項ニ關シ異動ヲ生ジタル場合ハ速ニ軍事扶助法施行規則取扱手續第八號ノ三ノ樣式ニ依リ特ニ異動年月日明記ノ上報告シ扶助日額ノ增減ヲ要スル場合ハ扶助調書ヲ添付スルコト

(二)　扶助ノ廢止又ハ停止若ハ扶助日額ノ減額其ノ他ノ事由ニ依リ扶助金ノ要否ニ付報告スルコト
尙兵役免除者ニ付テハ其ノ除役ノ種類及年月日竝ニ爾後本人及家族ニ對スル扶助ノ要否ニ付報告スルコト
ムルト共ニ返納不可能ナル場合ハ本人ヨリ事情ヲ具シ之ガ免除方申請セシムルコト

(三)　戰傷病死者ノ遺族ニシテ軍事扶助ヲ受クル者遺族扶助料ノ支給アルトキハ之ニ依リ生計ヲ維持シ得ル場合多キヲ以テ速ニ異動報告ヲ提出スルコト

一、軍事扶助金請求委任狀ノ件

軍事扶助開始セルモノ、扶助金請求委任狀ニ關シテハ曩ニ通牒濟ノ處被委任者更迭セル場合往々ニシテ提出遲延スル向アルノミナラズ甚敷ハ其ノ手續ヲ執ラズ放任スルモノアリ之ガ爲扶助金ノ支出ヲ一時保留スルノ已ムナキニ至ル等處理上支障ヲ來シ居ル事例アルヲ以テ急速支出ヲ要スベキ本件ノ性質ニ鑑ミ甚ダ遺憾トスルノ次第ナルヲ以テ委任狀ハ迅速取纏メ提出スル樣遺漏ナキヲ期スルコト

一、軍事扶助金返納ニ關スル件

軍事扶助金返納ニ關シテハ從來ノ實績ニ徵スルニ往々數ケ月ヲ經過セルモノアリ右ハ各關係市町村ニ於テ要扶助者ノ異動乃至扶助廢止ニ對スル手續ヲ迅速ニ運バザルニ起因スルモノ、外返納基準年月日ノ誤謬竝ニ返納金額算定上ノ違算報告等ニ依リ徒ニ往復ニ日時ヲ重ヌルコトモ其ノ一因ト思料セラル、ニ付自今此點ニ關シテハ充分留意ノ上迅速適正ニ處理スルコト
尙返納調書ニハ處理上必要ニ付小切手振出年月日小切手番號等必ズ揭記スルコト

軍事援護事業關係指示事項

一、銃後後援會ノ指導監督ニ關スル件

支那事變ハ今ヤ長期建設ノ段階ニ入リ國家ノ總力ヲ擧ゲテ之ガ目的達成ニ邁進ヲ要スベク從テ今後益々銃後後援ノ强化持續ヲ圖リ以テ銃後生活ノ安定ヲ期セザルベカラズ幸ヒ本道銃後後援事業ハ官民一致ノ努力ニ依リ順調ニ遂行セラレツヽアリト雖從來ノ實績ニ徵シ左記事項ニ關シ一層ノ留意ヲ致シ萬遺憾ナキヲ期セラレタシ

(一)　銃後後援ノ强化持續ハ一ニ道民ノ隣保相扶ノ道義ニ基ク銃後奉公ノ赤心ノ發揚ニ俟ツベキモノナルヲ以テ進ンデ之ガ施設ヲ講ジ又各種ノ機會ヲ捉ヘテ本精神ノ振作ニ不斷ノ努力ヲ致スコト

(二)　銃後後援會ノ運營上今後一層市町村內各種機關ノ橫斷的聯絡協力ノ强化ヲ圖ルニ非ザレバ會設立ノ主要目的タル住民一致ノ體制ヲ缺キ延イテハ市町村內ノ全一的活動ヲ低調化セシムル虞アルヲ以テ委員會、實行班會議關係官民合同ノ打合會等ノ開催其ノ他適切ナル方途ヲ講ジ市町村部內ノ全一的活動ノ强化持續ヲ期スルコト

(三)　銃後後援會ノ會計ニ關シ最近不正事件ノ頻發ヲ見ツヽアルハ其ノ影響スル處甚大ニシテ眞ニ慨歎ノ至リニ堪ヘズ依テ之ガ防止ニ關シテハ特ニ出納事務ノ處理方法竝ニ事務擔當者ノ選定等ニ遺憾ナカラシムルト共ニ隨時出納事務ノ嚴重監査ヲ勵行シ不正事件ノ絕無ヲ期スルコト

(四)　國民皆兵ノ本義ト隣保相扶ノ道義トニ基キ擧鄕一致兵役義務服行ノ準備ヲ整フルト共ニ軍事援護ノ實施ニ當リ愈々義勇奉公ノ精神ヲ振作スルヲ目的トシ今般政府ニ於テハ全國市區町村ニ銃後奉公會ヲ設置セシムルコト

トナリ近ク當廳ニ於テ之ガ措置ニ關シ方針決定ノ上指示ノ見込ナルヲ以テ豫メ承知シ置クコト

一、財團法人軍人援護會北海道支部設立ニ關スル件

昨年十月三日　天皇陛下ヨリ内閣總理大臣ニ對シ優渥ナル　勅語ヲ賜リ且軍人援護ノ資トシテ　御内帑金ヲ下賜アラセラレタルニ因リ政府ハ　聖旨ヲ奉體シ昨年十一月五日　恩賜金ヲ以テ（恩賜財團）軍人援護會ヲ設置シ一般國民ノ協力ノ下ニ強力ナル軍人援護ノ中央團體トシテ各種ノ援護事業ヲ行ヒ政府ノ施設ヲ補完シテ銃後後援ノ完璧ヲ期スルト共ニ更ニ地方ニ支部ヲ設ケテ全國的ニ連絡統制アル活動ヲ爲サントスルモノナリ而シテ本道ニ於テハ財團法人（恩賜財團）軍人援護會北海道支部ノ設置ヲ圖リ本道ニ於ケル軍人援護ノ中樞團體トシテ各種ノ銃後後援事業ノ遂行ヲ期セントスルモノナルヲ以テ今後同支部ノ事業實施ニ對スル聯絡協力ニ關シ特段ノ配意ヲ致サレタシ

一、軍人遺家族生業援護事業ノ擴充强化ニ關スル件

生業援護事業ノ擴充强化ハ軍人遺家族ヲシテ事變ノ長期ニ對應シ自主自立ノ精神ヲ作興シテ家庭經濟ヲ確立シ以テ銃後生活ノ安定ヲ期セシムル上ニ於テ緊要缺クベカラザルモノナリ然ルニ本事業ノ實績ハ他ノ援護事業ニ比シ著シク不振ノ現況ニアルハ一面本事業ノ選擇實施ニ特殊ノ困難ヲ伴フニ因ルモノナルベシト雖之ガ重要性ヲ深ク認識シ各地方ノ實情ニ即應シテ一段ノ熱意ト努力トヲ以テ積極的ニ工夫創意ヲ凝ラシ以テ本事業ノ擴充强化ヲ策スルニ遺憾ナキヲ期セラレタシ

一、銃後後援季節的託兒所ノ設置奬勵ニ關スル件

農漁繁期ニ於ケル季節的託兒所ハ農漁村ニ於ケル兒童保護上極メテ緊要ナル施設ナルノミナラズ軍人遺家族ニ對スル生業援護事業ノ實施上特ニ必要ナル施設ト認メラルヽヲ以テ之ガ設置奬勵ニ關シ今後一層力ヲ致サレタシ

一、銃後後援會相談所機能發揮ニ關スル件

事變ノ長期ニ對應上銃後相談事業ノ積極的强化ハ其ノ要愈々緊切ナルモノアリ然ルニ從來ノ實績ニ徴スルニ其ノ活動ハ漸次活潑トナリツヽアルモ所期ノ成績ニ達スルニハ未ダ遠キ憾アルヲ以テ更ニ一段ノ工夫努力ヲ致シテ所内構成ノ充實ヲ期シ普ク相談網ヲ完成シテ名實共ニ市町村部内ニ於ケル相談援護ノ中樞施設トシテ積極的ニ之ガ機能發揮ヲ圖ラレタシ

一、出征竝ニ應召軍人遺家族家庭强化ニ關スル件

軍人遺家族ヲシテ自肅自戒家庭ノ護リヲ鞏固ナラシメ以テ護國ノ英靈ニ應フルト共ニ自主自立ノ精神ヲ振起シ以テ第一線軍人ヲシテ後顧ノ憂ナカラシムルハ正ニ銃後遺家族トシテノ責務ナルヲ以テ左ノ示例參考ノ上遺家族ノ家庭强化ニ一段ノ工夫努力ヲ致サレタシ

記

(一) 軍人遺家族懇談會座談會講演映畫會等ノ開催

(二) 軍人遺家族ノ美事善行等ノ表彰

(三) 軍人遺家族ノ實踐事項

(1) 皇室ニ對スル報恩

(2) 軍人遺家族タル矜恃ヲ堅持スルコト

(イ) 自家ヨリ出征セル軍人ノ勞苦ヲ不斷ニ偲ビ後顧ノ憂ナカラシムルコト

(ロ) 自家ヨリ出征セル軍人ヘノ不斷ノ慰問ニ心掛ルコト

(ハ) 慰靈竝ニ平癒及武運長久祈願ニ努ムルコト

(3) 家族精神ノ强化

(イ) 祖先崇拜

(ロ) 家族制度ノ美風尊重

第四章　軍事援護事務の整備

(ハ) 母性愛ノ昂揚
(ニ) 子女ノ健全ナル教育
(ホ) 家庭紛議ノ防止自肅
(4) 勤勞精神ノ强化
(5) 家庭經濟ノ確立
(6) 國家國民ノ後援ニ對スル感謝

一、遺族ノ生活方法樹立ニ關スル件

軍人遺族ノ援護ニ關シテハ曩ニ之ガ臺帳ヲ備付ケ遺漏ナキヲ期セラレツヽアルトコロナルモ右ハ一時的援護ニ墮スルコトナク將來ニ亘リ遺族ノ生活環境ニ即應シテ適當ナル生活方法ヲ樹立セシムルニ不斷ノ用意ト努力ヲ致スヲ特ニ緊要ナルヲ以テ常ニ遺族各戸ノ實情ヲ詳カニスルト共ニ各種關係援護機關ト連繫協力シテ生活方法ノ樹立ニ關シ遺憾ナキヲ期セラレタシ

一、軍事援護金品ノ取扱ニ關スル件

軍事援護ヲ受クル者ハ何レモ生活困難ナル者ナルヲ以テ軍事援護金品ノ如キハ取扱上精確且迅速ヲ期シ生計上ノ安定ヲ得シメザルベカラズ然ルニ近時軍事援護事務ニ從事スル吏員等ニシテ扶助許可指令書ヲ本人ニ交付セズシテ扶助開始ノ日ヨリ數ケ月後ニ開始セラレタルガ如ク裝ヒ或ハ市町村役場ノ窓口ヨリ被扶助者ノ印鑑ヲ受取リ恣ニ領收印ヲ捺印シテ扶助金ノ全部又ハ一部ヲ交付セズ或ハ扶助廢止ノ達書ヲ交付セズシテ事實上廢止ノ日以前ニ扶助廢止セラレタリト稱シ或ハ召集解除又ハ除隊ノ通知ヲ爲サズ又ハ其ノ月日ヲ遲レタルガ如ク報告シ其ノ他軍事援護金ヲ極メテ狡猾ナル手段ヲ弄シテ詐取橫領シタル等ノ憎ムベキ不正事件ノ惹起ヲ見ツヽアルハ眞ニ慨歎ノ至リニ堪ヘズ之ガ銃後人心ニ及ボス影響亦極メテ大ナルモノアルヲ以テ此ノ際一層軍事援護金品ノ取扱ニ萬全ノ留意ヲ致シ斯種事件ノ絕無ヲ期スルハ勿論聊モ世上ノ疑惑ヲ招クガ如キコトナカラシムル樣特段ノ配意アリタシ

軍事援護事業關係注意事項

一、軍人援護事業助成金ニ依ル事業施行ニ關スル件

軍人援護事業助成金ニ依ル事業施行ニ當リテハ特ニ左記事項留意ノ上遺憾ナキヲ期セラレタシ

記

一、本助成金ニ依ル事業ノ對象トナルベキモノ

(一) 軍事扶助法上扶助ヲ爲シ得ザルモ我ガ國家族制度ノ精神ニ則リ實情上法ニ準ジテ扶助ヲ要スル者例ヘバ出征又ハ應召セル者ト同世帶ニ在ル內緣ノ妻、私生子、伯叔父母、甥、姪等

(二) 軍事扶助法ニ依リテハ扶助ヲ爲シ得ザルモ實際上扶助ヲ要スル狀況ニ在ル者（法ニ該當スルニ至ラザルモ援護ヲ要スル者）

備考　前二號ニ依リ援護ヲ受クベキ者ノ中ニハ出征竝ニ應召軍人ノ外現役軍人及軍屬ノ家族若シクハ遺族ヲ包含シ差支ナキモノトス

二、本助成金ニ依ル事業種目竝ニ施行方法

(一) 本助成金ニ依リ施行スベキ事業ハ左ノ通トス

(1) 生活扶助
(2) 醫療
(3) 助産
(4) 罹災者ノ臨時援護

(5) 埋　葬
(6) 生　業　扶　助
(二) 本助成金ニ依ル事業施行方法ハ軍事扶助法ニ準ズルコト
(三) 扶助決定ノ場合ハ軍事扶助調書ノ様式ニ準ズル調書ヲ作製ノコト
(四) 軍事扶助北海道地方委員會加盟團體ヨリ扶助ヲ受ケツヽアル者ニ對スル扶助額ハ兩者ヲ合シ法ノ限度内タルベルキコト
(五) 本助成金ニ依リ扶助セル場合ハ軍事扶助臺帳様式ニ準ズル臺帳ヲ備付ノコト
(六) 本助成金ハ現ニ軍事扶助法ニ依リ扶助シツヽアル者ニ對スル追加扶助ノ爲支出シ得ザルコト

三、其　ノ　他

(一) 本助成金ハ銃後後援會ノ豫算ニ計上ノコト歳出豫算科目ハ本事業種目毎ニ設クルコト
(二) 本助成金ノ使途不適當ト認メタルトキ又ハ支出精算額ガ助成金額ニ達セザルトキハ助成金ノ全部又ハ一部ヲ返還セシムベキコト
(三) 本助成金ノ使途内譯金額ヲ流用スル場合及指定使途外ニ支出スル場合ハ豫メ其ノ事由及事業計畫ヲ具シ承認ヲ受クルコト
(四) 本助成金ニ依ル事業ハ年度内ニ完結シ其ノ收支精算書及事業成績書正副二通ニ決算書若クハ決算見込書ヲ添付シ昭和十四年六月十日迄ニ報告スルコト

一、扶助料立替前貸事業利用ニ關スル件

恩賜財團　軍人援護會ニ於テ施行ノ遺族扶助料立替前貸事業ハ扶助料交付迄ノ期間生活費ニ不足ヲ生ズル遺族ニ對シ立替ヲ爲シ死歿者特別賜金ノ保護活用ヲ計ルヲ以テ目的ト爲スモノナルヲ以テ之ガ利用ニ際シテハ本事業ノ趣旨ニ基キ遺憾ナキ様指導アリタシ

一、應召家族ニ對スル自家用薪材其ノ他ノ供給ニ關スル件

應召家族ニ對スル自家用薪材其ノ他ノ無料採取ニ關シテハ夫々斡旋セラレツヽアル處ナルモ一層關係官署ト連絡協力シ更ニ之ガ採取ノ勞力奉仕等ヲ考究斡旋シ以テ應召家族ヲシテ特ニ今冬嚴寒ニ際シ不安ナカラシムルニ努メラレタシ

一、軍人生業援護事業助成ニ關スル件

(一) 第一次助成未申請ハ後志、日高、十勝ノ三支廳管内及ビ小樽、旭川、釧路、帶廣ノ四市ナリ至急申請ノコト
(二) 助成金使途變更申請ハ遲滯ナク勵行スルコト
一月二十九日寅經第四、二五三號通牒參照ノコト
(三) 第二次軍人生業援護事業助成ニ關スル件一月二十二日寅經第五七〇六號通牒ニテ市、支廳別ノ割當ヲナセリ、依テ二月末日迄ニ支廳ニ申請書提出セシメ右期限以後ニ提出ノ申請書ハ町村ヘ返戻スルコトヲ町村ヘ周知セシメ支廳ニテ右勵行シ支廳ニテ査定ノ上三月五日迄ニ進達ノコト、三月五日ノ道廳受付印ナキ書類ハ助成セズ各市ノ申達期日モ右ニ準ズルコト
(四) 第二次割當額中兎ノ件ニ關シテハ曩ニ道廳ニテ斡旋セルモノ、中生業援護關係ノ頭數ハ洩レナク助成致度ニ付申請セシムル様町村ニ留意セシメラレ度
(五) 共同事業中藥工機ハ大體左ノ十ケ町村ノモノニ付助成ノ豫定ニ付了知セラレ度
1 空知四　秩父別、沼田、栗澤、岩見澤
2 上川二　東川、神居
3 後志二　發足、前田

4　膽振一　鵡川
5　旭川市一　農村

(六)　個人事業說明書ノ生業援護事業計畫欄ハ具體的ニ記載セラレ度特ニ資金等ハソノ內容不明ノモノ多キ故留意セシムルコト

傷痍軍人保護關係指示事項

一、一般國民ノ敎化ニ關スル件

一般國民ヲシテ傷痍軍人ニ對スル感謝優遇ノ念ヲ昂揚持續セシムルコトハ傷痍軍人保護對策ノ根幹ナルヲ以テ之ガ敎化ニ就イテハ速ニ左記目標ニ適應スベキ適切ナル計畫ヲ樹立スルト共ニ之ガ實施ニ當リテハ關係諸團體等ヲ指導協力セシムルノ外各種ノ機會ヲ利用シテ本趣旨ノ徹底ニ努メラレタシ

記

(一)　傷痍軍人ニ對スル感謝ノ念ヲ昂揚シテ國民各層ノ日常生活ニ具現徹底セシメ傷痍軍人ノ理想トスル再起奉公ヲ容易ナラシムル樣各般ノ立場ヨリ支援協力セシムル樣指導訓練スルコト

(二)　傷痍軍人ニ對スル感謝ノ念ハ事變後ト雖モ永ク之ヲ持續セシムル樣指導スルコト

一、傷痍軍人ノ敎養ニ關スル件

傷痍軍人ニ對シ其ノ矜恃ヲ保持シ品性ノ向上ニ努メ自力自活ノ氣槪ヲ涵養セシムル爲精神的敎養ノ途ヲ講ズルハ極メテ喫緊ノ要務ナルヲ以テ速ニ左記目標ニ適應スベキ適切ナル計畫ヲ樹立シ之ガ實施ニ努メラレタシ

記

(一)　精神力ノ練磨ニ基キ肉體的缺陷ニ依ル苦痛不便ヲ完全ニ克服シタル事例勘シトセズ此ノ點ヲ傷痍軍人ニ理解確信セシメ無爲徒食ニ終ルコトナク自力自活ノ氣槪ヲ涵養セシムルヤウ指導スルコト

(二)　傷痍軍人ヲシテ自己ノ功績ニ驕ルコトナク國家ノ恩遇國民ノ接遇ニ感謝ノ念ヲ抱持セシメ苟クモ恩典ニ忸怩テ妄リニ保護優遇ノ要求ヲナスガ如キコトナカラシムル樣指導スルコト

一、傷痍軍人ノ優遇ニ關スル件

身ヲ挺シテ皇國ニ報ジタル傷痍軍人ニ對シテハ官民擧ツテ感謝ノ至誠ヲ致シ其ノ名譽ヲ彰スル爲各種ノ特典ヲ附與スル等各般ノ優遇ヲ講ズルコト、ナリタルモ之ガ實施ニ當リテハ十分ノ考慮ヲ回ラシ苟モ弊害ヲ釀スガ如キコトナキヲ期シ傷痍軍人優遇保護ノ恆久的成果ヲ擧グルニ力ヲ致サレタシ

一、傷痍軍人ノ委託療養及居宅醫養ニ關スル件

傷痍軍人ノ委託療養及居宅醫療ニ關シテハ曩ノ通牒ニ基キ之ガ實施ニ力ヲ致サレツヽアル所ナルモ醫療ノ適否ハ傷痍軍人ノ幸不幸ニ關スルノミナラズ延イテハ皇軍ノ士氣ニモ影響スル所尠カラザルヲ以テ左ノ諸點ニ留意シ今後一層之ガ實施上遺憾ナキヲ期セラレタシ尙本施設ノ趣旨ハ未ダ十分ニ徹底セザルヤノ嫌アルヲ以テ今後一層之ガ普及徹底ニ努ムルト共ニ其ノ取扱ハ迅速懇切ヲ旨トシ傷痍軍人ヲシテ快適ニ之ヲ利用セシムル樣格段ノ留意ヲ致サレタシ

記

(一)　傷痍軍人ノ委託療養及居宅醫療ヲ受クベキ者ノ範圍擴張ニ關シ昭和十三年九月二十九日寅社第八〇七六號ヲ以テ通牒セラレタル所ナルガ右ハ傷痍疾病者ノ實情ニ鑑ミ特ニ擴張セラレタルモノナルヲ以テ醫療保護上遺漏ナキ樣留意スルコト

(二)　今次事變以降ノ除役者及召集解除者ノ住所氏名等ヲ當廳ヨリ通報シタル場合ハ直ニ保護ノ要否ヲ調査スルハ勿論右以外ニ於テ今次事變以前ニ除役セラレタル者ニシテ保護ヲ要スル者アルベキヲ以テ各陸海軍當局、各種

團體、其ノ他關係等ト連絡ヲ執リ本制度ノ周知徹底ヲ圖リ保護ニ漏ルヽ者ナキヲ期スルコト尚最初ノ調査ニテ保護ヲ要セザル場合ニ於テモ爾後隨時及定期的ニ其ノ要否ヲ調査スルコト

(三)　昭和十三年九月二十九日寅社第八〇七六號通牒中「服務ニ關聯シテ傷痍ヲ受ケ又ハ結核性疾患（胸膜炎ヲ含ム）等ニ罹リ」トアルハ結核性疾患ノ外精神病ヲ含ム其ノ他ノ疾病ニ就イテハ必要ニ應ジ保護ヲ加フル方針ニシテ其ノ都度傷兵保護院醫療課長ニ協議スルノ要アルヲ以テ急ヲ要スル者ニ對シテハ取敢ヘズ軍事扶助又ハ召集解除者ノ生業援護ニ依リ醫療ヲ受ケシムルコト

(四)　結核性疾患ハ其ノ疾病ノ性質上全治迄ニハ相當期間ヲ要スルニ拘ラズ傷痍軍人ニヨリテハ家庭ノ都合其ノ他各種ノ事情ニ依リ療養ヲ憚カル傾向アリ之等ニ對シテハ病毒傳染ノ眞ニ恐ルベキコト竝ニ完全ニ治癒スル迄ハ必ズ療養ヲ必要トスル所以等ヲ周知徹底セシムルト共ニ居宅醫療ハ原則トシテ之ヲ爲サズ委託療養ニ據ラシムル樣指導スルコト

(五)　委託療養中病狀重篤ニシテ常時看護ヲ要スル場合若ハ身體不自由ニシテ附添看護ヲ必要トスルトキハ委託先ニ於テ醫師ノ診斷ニ依リ附添看護婦又ハ附添人ヲ各地方ノ規定料金以內ニ於テ傭上グベキモノナルコト

(六)　鍼灸術師、マッサージ師及柔道整復術師等ノ施術ハ醫師ノ指示ナキ限リ之ヲ受ケシメザル方針ナルコト

(七)　療養所、病院等ヘノ委託料ハ一日二圓五十錢程度以內トシ已ムヲ得ザルトキハ一日三圓迄支出シ得ル所ナルモ右委託費ニハ食費、室料、光熱費、煖房費、寢具費、普通看護費、處置、藥劑注射等普通治療上必要ナル諸經費ヲ含ムモノナルコト

(八)　委託療養及居宅醫療ニ關シテハ積極的ニ充分之ガ活用ヲ圖ルハ勿論ナルモ一面濫療ニ陷ラザル樣留意スルコト

(九)　願書ニハ必ズ恩給證書寫、裁定通知書寫、恩給受給見込證明書寫又ハ服務關聯證明書寫等ヲ添付シ速達等ノ方法ニ依リ迅速ニ進達スルコト

一、傷兵保護院療養所ニ關スル件

皇國ノ爲勇奮力鬪傷痍ヲ受ケ疾病ニ罹リタル軍人ヲシテ身心ノ完全ナル恢復ニ努メシムル爲傷兵保護院ニ於テハ各地ニ療養施設ヲ設置シ昭和十三年十二月ヨリ逐次事業ヲ開始シツヽアリテ本道ニ建設セラルベキ療養所モ本年六月ヨリ事業開始ノ豫定ナルヲ以テ各位ハ療養所設置ノ趣旨及入所規程ノ普及徹底ニ努ムルト共ニ豫メ要入所者ヲ調査シ置キ事業開始ト同時ニ入所セシメ得ルニ必要ナル準備ヲ整ヘ置カレタシ

一、傷痍軍人雇傭促進ニ關スル件

傷痍軍人雇傭促進ノ一方法トシテ民間作業設備改善費ニ對シ國庫補助ヲ爲スコトヽナリ之ガ手續等ニ關シテハ曩ノ通牒ニ基キ之ガ實施ニ力ヲ致サレツヽアル所ナルモ更ニ之ガ趣旨ヲ充分民間業者ノ間ニ周知徹底セシメ傷痍軍人ノ雇傭奬勵ニ努メラレタシ

一、傷痍軍人ノ職業再教育ニ關スル件

傷痍軍人ニ職業上必要ナル知識及技能ヲ授ケ速ニ生業ニ就キ生活ノ安定ヲ得シムルハ喫緊ノ要務ナルヲ以テ左記各項留意ノ上本事業ノ趣旨內容ノ周知徹底ニ努ムルト共ニ關係各方面ト緊密ナル連絡ヲ保チ保護ニ洩ルヽ者ナキヲ期セラレタシ

記

(一)　國立職業補導所

1　國立職業補導所ハ近ク開所ノ見込ナルヲ以テ其ノ入所手續ニ關シテハ追テ通牒セラルベキモ既ニ除役トナリタル傷痍軍人ニシテ長期ノ再教育ヲ必要トスルモノアルトキハ財團法人啓成社ニ入所セシムルヲ得ベキニ付之ガ利用ニ依リ速ニ再教育ヲ受ケシムル樣配意ノコト

2　就業ノ爲必要ナル作業義肢（作業補助具）ノ製作配給ハ啓成社ニ於テハ既ニ實施中ナルヲ以テ除役セラレタル傷痍軍人ニシテ作業義肢（作業補助具）ヲ必要トスルモノアルトキハ速ニ其ノ手續ヲ爲サシムルコト

(二)　北海道廳ニ於ケル職業再教育施設

1　本道ニ於ケル傷痍軍人ノ多數ハ農村出身者ナルニ鑑ミ北海道農事試驗場及北海道廳種畜場ニ夫々北海道傷痍軍人職業訓練所ヲ附設シ農業及畜産ニ關スル教育ヲ施スコト、ナリ二月十一日紀元ノ佳節ヲトシテ開所ノ豫定ナルヲ以テ其ノ入所手續等ニ關シ追テ通牒セラルベキモ既ニ除役トナリタル傷痍軍人中將來農業又ハ畜産業ヲ營ミ又ハ畜産ヲ加味シタル農業ヲ營マントスル者ニシテ再教育ヲ必要トスルモノアルトキハ豫メ要入所者ヲ調査シ置キ事業開始後直ニ入所セシメ得ル樣配意ノコト

2　委託ニ依ル職業再教育ニ關シテハ曩ノ通牒ニ基キ之ガ適用ニ關シ配意中ノコト、信ズルモ本施設ノ趣旨ハ未ダ十分ニ徹底セザルヤノ嫌アルヲ以テ關係各方面ト協力シ今後更ニ一層之ガ普及ニ努ムルト共ニ當廳ヨリ通報ノ除役者ニ對シテハ特ニ注意シ本施設ノ恩惠ニ洩ルルガ如キ者ナキ樣充分留意セラレタシ

(三)　學資給與

1　學資給與ニ關シテハ昭和十三年八月二十四日寅社第七三三一號ヲ以テ通牒セラレタル所ナルガ學資給與ハ長期ノ職業再教育トシテ學校ニ入學スル者ニ對シ之ヲ行フモノナルヲ以テ短期ノ講習等ニ依ラントスル向ニ對シテハ委託ニ依ル職業再教育ニ依ラシムルコト、ナシ之ガ手續等ニ關シテハ近ク通牒セラルベキニ付共ノ利用ニ遺憾ナキヲ期スルコト

2　本道内ニ在ル中等程度ノ學校ニ入學シタル者ニ對シテハ當廳ノ職業再教育施設ニ依ラシムルコト、ナシ之ガ手續等ニ關シテハ近ク通牒セラルベキニ付共ノ利用ニ遺憾ナキヲ期スルコト

3　學資給與ノ出願ニ對シテハ本人ノ明記シタル傷痍ノ程度、修學ノ理由及將來ノ方針等及學資給與ヲ必要トスル事情ヲ出來得ル限リ正確且詳細ニ調査ノ上意見ヲ附シ進達スルコト

(四)　失明傷痍軍人ノ保護施設

失明傷痍軍人ニ對シテハ傷兵保護院ニ於テ特別ノ教育保護施設ヲ設ケ既ニ事業ヲ開始シタルヲ以テ其ノ入所ニ當リテハ當廳ト連絡ノ上遺憾ナキヲ期スルト共ニ特別ノ事情ニ依リ地方ニ於テ保護ヲ希望スル者ニ對シテハ委託ニ依ル職業再教育又ハ學資給與ニ依リ盲學校ヘ委託シ又ハ學資ノ給與ヲ爲スヲ以テ之ガ保護ニ洩ルルモノナキヲ期スルコト

一、傷痍軍人保護原簿ノ作製管理ニ關スル件

保護原簿ノ作製管理ニ關シテハ左ノ諸點ニ留意セラレタシ

記

(一)　保護原簿ハ要點ヲ簡潔ニ記載シ整然トシテ一目判明シ得ル樣作製スルコト

(二)　保護事項ハ其ノ都度必ズ保護原簿ニ記載シ同時ニ關係ノ向ニ通知スルコト

(三)　保護概況記載例左記ノ通

保護原簿記載例

醫療保護　年　月　日何々療養所ヘ入所（又ハ何々病院ヘ委託）　年　月　日退所（退院）

職業再教育　年　月　日何々職業訓練所ヘ入所（又ハ何々ヘ委託）　年　月　日右修了（退所）

學資給與　年　月　日何々學校ニ入學　年　月　日右學校卒業（修了、退學）

就職斡旋　年　月　日何々會社ヘ斡旋ニ依リ就職

生業資金　年　月　日生業資金何圓貸與

年　月　日長男何某何々學校ニ入學　年　月　日育英助成（月何十圓）開始

年　月　日右學校卒業（終了、退學）

一、傷痍軍人相談所及同支所ニ關スル件

今次事變ニ際シ國及公共團體ノ傷痍軍人保護對策ノ全面的實施ニ伴ヒ大日本傷痍軍人會ヲ充實強化シ專ラ精神修養ノ中心團體トシテ國、道府縣ノ保護對策ト相表裏シテ之ガ圓滑ヲ期スルト共ニ地方支部ニ傷痍軍人相談所及同支所ヲ設ケ傷痍軍人身上萬般ノ相談國公共團體等ノ施設利用ノ手續斡旋、巡回ニ依ル傷痍軍人ノ實情調査其ノ他ヲ取扱フコト、ナリタルガ北海道支部ニ於テモ相談所及同支所ヲ設置シ事業ヲ開始シツ、アルヲ以テ之ト緊密ナル連絡ヲ執リ傷痍軍人保護上遺憾ナキヲ期セラレタシ

第五節　軍事援護事務講習會、協議會等

本年に入り軍事援護事務は益々多岐多端となり、道廳では極力各市町村事務擔當者の指導に意を用ひたが、特に陸海軍省或は厚生省の協力を得軍事援護事務擔當者の講習會を開き、又恩賜財團軍人援護會支部をして主催せしめ、中央の講師を招聘して軍事援護事務協議會を開催する等一般指導の强化を圖つた。是等の内主なるもの、概況を述ぶれば次の如くである。

一　軍事援護事務講習會

道廳社會課では三月十三日より三日間札幌市今井記念館に於て支廳、市町村軍事援護事業關係者事務講習會を開催した。受講者百五十名の多數に及び、講師として恩賜財團軍人援護會理事遠藤五郎（軍人援護會の事業に就て）、陸軍省恩賞課山口少佐（陸軍省關係事項に就て）、傷兵保護院理事長竹倉太郎（傷兵保護事業に就て）、厚生事務官青木大吾（一般軍事援護事業に就て）の四氏を聘し各關係事項の講演を行ひ効果を擧げた。

二　軍事援護事務協議會

軍人援護事業の趣旨徹底を圖り且つ事務の連絡を密ならしむる目的を以て道廳では恩賜財團軍人援護會と共催して陸海軍省、厚生省及傷兵保護院の協力を得、七月七日、八日の二日間札幌市今井記念館に於て軍人援護事務協議會を開催した。出席者は道廳並に支廳に於ける軍人援護事務擔當者其の他約二百名に及び最も有意義に是を終了した。此の際の要綱左の如くである。

軍人援護事業關係者事務協議會要綱

一　目　的　軍人援護事業ノ趣旨徹底ヲ圖リ且事務ノ連絡ヲ密ナラシメントスルニアリ

二　主　催　北海道廳並ニ恩賜財團軍人援護會

三　參加者ノ範圍

1　道廳並ニ支廳ニ於ケル軍事援護事務擔當者

2　職業輔導部主事

3　恩賜財團軍人援護會支部職員

4　市町村長、同吏員竝ニ銃後奉公會相談所相談委員及相談指導員

5　大日本傷痍軍人會支部竝ニ相談所職員

參加人員數ハ別表（省略）ノ通トス

四　期日及場所　七月七日（金）、八日（土）ノ二日間　札幌市南一條西一丁目　今井記念館

五　時間及科目

第四章・軍事援護事務の整備

第一日　午前　協議科目　恩賜財團軍人援護會事業（二時間）
講　師　恩賜財團軍人援護會理事
質　疑　質疑協議（一時間）
午後　協議科目　一般軍人援護事業（二時間）
講　師　厚生省派遣官
質　疑　質疑協議（一時間）
第二日　午前　協議科目　傷兵保護事業（二時間）
講　師　傷兵保護院派遣官
質　疑　質疑協議（一時間）
午後　協議科目　陸海軍關係（二時間）
講　師　陸海軍省派遣官
質　疑　質疑協議（一時間）

備考
1　受付　午前八時ヨリ開始
2　協議　午前八時三十分ヨリ開始

六　經費
1　參加者ニシテ宿泊ヲ要スル者ニハ一名ニ付會期間四圓（宿泊一夜ノ者ニ對シテハ二圓）ヲ補助ス
2　各日ノ晝食ハ支給ス
3　其ノ他ノ經費ハ出席者ノ負擔トス

第五章　銃後奉公會の普及

第一節　銃後後援會の改組

事變勃發直後本道に於ては銃後の護りを全うする爲、全道市町村に銃後後援會を設立せしめ、從來より軍事援護を事業とした各種團體を是に統合し、市町村長を中心に統一ある援護事業を實施する事としたが、事變は長期化し、愈々軍事援護の强化實施を必要とするに至つたので、政府に於ては昭和十四年一月全國市區町村に一齊に銃後奉公會を普及結成せしめ、以て銃後援護事業の統制强化を圖る事となり、其の旨通牒に接した。依つて本道に於ては此の銃後奉公會を新たに設立するの煩を避け、在來の市町村銃後後援會を改組强化して、政府の趣旨に副はしむる事とし種々考究の末、從來の銃後後援會規則は不備となつたので、政府の趣旨とする處を體し、新たに準則を設定して地方の實情に即して是が改組强化に當らしむる事となり、三月十二日全道支廳、市の主務者會議を開催指示すると共に、三月二十八日是に關する通牒を發し、趣旨の徹底に努めた。

而して銃後奉公會の目的は國民皆兵の本義と隣保相扶の精神とに基き擧郷一致兵役義務服行の準備を整ふると共に市區町村に於ける軍事援護團體の中樞機關として是等と緊密なる聯絡を保ち、軍事援護事業の完璧を期し益々義勇奉公の精神を振作せしむるを趣旨とし、平時戰時を問はず是を常置する趣旨に依るもので、從來の本道の銃後後援會が專ら銃後援護事業を行ふを目的としたるに對し、擧郷一致兵役義務服行の準備を整ふると云ふ積極的趣旨を加へられたもので、從つて銃後奉公會は一層其の使命が積極化されたものである。三月二十九日の通牒左の如くである。

卯社第四〇六〇號　　昭和十四年三月二十九日

各　支　廳　長
各　市　町　村　長

銃後奉公會設置ニ關スル件

今般政府ノ方針ニ基キ左記並ニ別記準則ニ依リ市町村銃後後援會ヲ改組シ銃後奉公會設置ノコト、相成候ニ付速ニ地方ノ實狀ニ即シテ之ガ措置ヲ講ジ所期ノ目的達成ニ萬遺憾ナキ樣配意相成度依命

記

一　銃後奉公會ノ設立ハ銃後後援會ノ改組强化ニヨルコト、シ別ニ新設スルヲ避クルト共ニ之ト目的ヲ同ジクスル團體ハ之ニ統合スルコト

二　銃後奉公會ハ國民皆兵ノ本義ト隣保相扶ノ道義トニ基キ平戰兩時ヲ通ジ永ク活動セシムル樣指導スルコト

三　銃後奉公會ハ市町村ニ於ケル軍事援護ノ中樞團體タラシムル方針ナルヲ以テ市町村內ニ於ケル關係團體ト緊密ナル聯絡ヲ保チ軍事援護事業ノ連絡統制ニ努ムルコト

四　銃後奉公會ノ事業實施ニ當リテハ地方ノ實狀ニ應ズベキハ勿論ナルモ各町村ニ於ケル共通ノ事項ニ付テハ成ルベク均衡ヲ保タシムル樣努ムルコト

五　銃後奉公會ノ寄附金品等ニ於テハ負擔過重ニ陷リ又ハ兵役代償ノ觀念ヲ生ゼシメザル樣努ムルコト

六　銃後奉公會ハ恩賜財團軍人援護會並ニ其ノ北海道支部ト緊密ナル連繫ヲ圖リ其ノ事業實施ヲ援助スルコト

七　町村銃後奉公會ノ會計ニ付テハ適切ナル指導監督ニ努ムルコト

（別　記）

何々市（町村）銃後奉公會準則

第一條　本會ハ何々市（町村）銃後奉公會ト稱ス

第二條　本會ノ事務所ハ何々市役所（町村役場）內ニ置ク

第三條　本會ハ國民皆兵ノ本義ト隣保相扶ノ精神トニ基キ擧鄕一致兵役義務服行ノ準備ヲ整フルト共ニ軍事援護ノ完璧ヲ圖リ益義勇奉公ノ精神ヲ振作シ國民精神總動員運動ノ實踐ヲ期スルヲ以テ目的トス

第四條　本會ハ本市（町村）ニ居住スル世帶主ヲ以テ組織ス

第五條　本會ハ第三條ノ目的ヲ達スル爲恩賜財團軍人援護會及其ノ北海道支部其ノ他關係團體ト緊密ナル聯絡ヲ保チ左ノ事業ヲ行フ

一　兵役義務心ノ昂揚
二　兵役義務服行ノ準備
三　隣保相扶ノ道義心ノ振作
四　軍事援護思想ノ普及徹底
五　現役並ニ應召軍人ノ遺族、家族ノ援護
六　傷痍軍人並ニ其ノ遺族、家族ノ援護
七　現役並ニ應召軍人及傷痍軍人ノ遺族、家族ノ慰問慰藉、弔慰又ハ勞力奉仕其ノ他家業ノ援助

八　現役並ニ應召軍人及傷痍軍人ノ慰問慰藉
九　戰傷病死軍人ニ對スル慰靈弔祭
十　輸　軍
十一　現役並ニ應召軍人及傷痍軍人ノ遺族、家族ノ身上及家事相談
十二　軍事援護事業ノ連絡統制
十三　國民精神總動員運動ノ計畫樹立並ニ其ノ實踐
十四　其ノ他本會ノ目的達成ニ必要ナル事業

第六條　本會ニ左ノ役員ヲ置ク

一　會　長　一　名
二　副　會　長　一　名
三　評　議　員　若干名
四　會　計　幹　事　一　名
五　幹　事　若干名

第七條　會長ハ市（町村）長ノ職ニ在ル者ヲ副會長ハ助役（上席ノ書記）ノ職ニ在ル者ヲ推ス評議員ハ左ノ者ニ付會長之ヲ委囑ス

一　軍事扶助團體、社會事業團體、敎育團體、敎化團體、産業團體、醫療團體、警防團、學校、會社、工場、組合等ノ代表者
二　市町村會議員、方面委員及區長
三　官公衙長其ノ他會長ニ於テ適當ト認ムル者

會計幹事及幹事ハ會長之ヲ委囑ス但シ會計幹事ハ市（町村）收入役ノ職ニ在ル者ニ委囑スルモノトス

第八條　會長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ總理シ會議ノ議長トナル、副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ之ヲ代理ス、評議員ハ本會ノ重要事項ヲ評議ス
會計幹事ハ會長ノ命ヲ承ケ會計事務ニ從事ス
幹事ハ會長ノ命ヲ承ケ庶務ニ從事ス

第九條　本會ニ顧問ヲ置クコトヲ得
顧問ハ會長之ヲ委囑ス
顧問ハ本會ノ重要ナル會務ニ付會長ノ諮問ニ應ズ

第十條　本會ニ實行班ヲ設ク
實行班ノ名稱及其ノ區域ハ別ニ之ヲ定ム

第十一條　實行班ニ班長、副班長各一名並ニ世話係若干名ヲ置キ會長之ヲ委囑ス

第十二條　班長ハ會長ノ命ヲ承ケ其ノ區域內ニ於ケル事業ニ從事ス、副班長ハ班長ヲ補佐シ班長事故アルトキハ之ヲ代理ス
世話係ハ班長ノ命ヲ承ケ事業ニ從事ス

第十三條　評議員ノ議決スベキ事項左ノ如シ

一　會則ノ改廢
二　收支豫算ノ決定
三　決算ノ認定並ニ事業報告
四　基本財產ノ管理造成及處分

第五章　銃後奉公會の普及

五　其ノ他會長ニ於テ附議シタル事項

第十四條　評議員會ノ諮決ヲ經ベキ事項ニシテ臨時急施ヲ要スト認ムルトキハ會長之ヲ專決シ次ノ評議員會ニ報告スベシ

第十五條　本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第十六條　本會ノ事業ニ必要ナル經費ハ寄附金、補助金、會費其ノ他ノ收入ニ依ルモノトス

會費徵集ノ場合ハ其ノ程度及徵集方法ハ評議員會ニ於テ之ヲ定ムルコト、シ特別ノ事情アル會員ニ對シテハ減免又ハ猶豫スルコトヲ得

第十七條　本會ハ戰時事變等ノ必要ニ備フル爲基本金ヲ積立ツルモノトス

第十八條　本會ノ基本金及歲計現金ハ評議員會ノ議決ニ依リ郵便貯金ト爲シ又ハ確實ナル銀行、信用組合等ニ預入シ又ハ適當ナル方法ニ依リ之ヲ管理スルモノトス

第十九條　本則ノ施行ニ關シ必要ナル細則ハ評議員會ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム

附　則

本則ハ昭和十四年　月　日ヨリ之ヲ施行ス

右に依り本道各市町村銃後後援會は昭和十四年四月一日一齊に銃後奉公會と改稱し、其の組織機構の整備を圖り、積極的活動の歩を踏んだのである。

第二節　銃後奉公會の强化擴充

市町村銃後奉公會は前節に述べし如く、國民皆兵の本義と隣保相扶の道義とに基き、平戰兩時を通じ永く活動せしむる事を趣旨としたもので、市町村に於ける軍事援護の中樞機關として、市町村に於ける關係團體と緊密なる聯絡を保ち軍事援護事業の聯絡統制に當るものであるが、其の活動實踐に當りては地方の實情に即せしむる事を本旨としてゐる。而して市町村銃後奉公會は單一團體として各市町村に設置し、自治的運營を旨としたもので、各市町村長をして第一次の指導監督に當らしめ、道廳に於ける軍事援護係が政府の方針に依り第二次の指導監督に當る事を本則とし、系統團體即ち其の聯合會等の設置は是を避けしむることとした。故に府縣に於ては府縣廳內に銃後奉公會の最高機關を設置（銃後奉公委員會等）した向もあるが、本道では道廳は勿論支廳等に聯合會の如きものを設置せず、道廳支廳等の行政事務の一面として右の指導監督を行ふ事としたのである。只道廳には軍人援護會の支部があり、道を區域として同支部が各般の軍事援護事業を實施する外、市町村銃後奉公會の事業の助成等に當る事としたので一見支部が聯合會の如き觀を呈した。

市町村銃後奉公會は政府の方針により、地方廳が指導監督に當り自主的運營を原則として設置されたもので、敢て法的根據を有せざるも併かも平戰兩時を通じて常置する事としたる如き其の使命の極めて重且大なる事を示すもので、從來の本道銃後後援會が事變に即應する單なる市町村の援護團體なる性質から一躍して國民奉公の機關たる使命を帶び、華々しく發足したものと云へる。

市町村銃後奉公會の使命は右の如く從來の銃後後援會の事業とした處を一層積極化したもので、從來は主として出征應召軍人並に其の家族、遺族、傷痍軍人、歸鄉軍人並に其の家族の援護事業の施行に重點を置いたが、更に是に國民皆兵の本義に則り兵役義務の服行に關し義務心の昂揚、隣保相扶の道義心の振作、或は入營、退營、並に應召、召集解除の際等に於ける精神的物質的扶助援護等に特に意を效し、又軍事援護善行者の表彰、遺烈の顯彰等國民志氣の昂揚に關する事業をも差加へる事とした爲、從來に比し遙かに其の事業範圍が擴大し又精神的なものとなつたのである。故に道廳では昭和十四年四月一日銃後後援會の改組を行ふと共に此の趣旨の闡明に努め、會議に於て指示し、又

通牒を發する等最善の措置を講じたが、何分此の種の崇高なる目的を以てする團體の結成は今回を以て初めとするので、一擧に其の内容を整備し理想的運營を行はしむる事至難で、是等の點は爾後の指導に俟つて萬全を期する事としたのである。併しながら前線に於ける皇軍將兵の赫々たる武勳は銃後國民に與ふる精神的影響甚だ大なるものあり、此の皇軍を支持して飽くまでも銃後奉公の熱意を昂め其の運營並に進展上極めて好影響を與へた事勿論で、全道各市町村銃後奉公會は大體に於て順調なる發展を示し其の使命實踐の上に遺憾がなかつたのである。

而して銃後奉公會の組織機構は銃後後援會の組織機構たる實行班、世話係を其の儘存置し、是に依つて益々其の活動實踐の促進强化に努めたのであるが、市等に於ては此の組織を補ふ爲更に細部の組織網を設くる等種々苦心を拂ひつゝあつたので、道廳では大體是を統一し且つ其の運營を理想的ならしむる趣旨より昭和十五年二月に至り、銃後奉公會内に部制即ち庶務、指導、援護、勤勞奉仕等の各部を設け、其の事業を分擔實施せしむる事とし、且つ銃後奉公會各部の聯絡會議を開催し、事業の施行を最も圓滑的確ならしむる事となして、市町村に對し是が指示をなした。此の際に於ける通牒左の如くである。

辰社第二二〇七號　昭和十五年二月十七日

各支廳長
各市町村長

學務部長

銃後奉公會ノ運營ニ關スル件

銃後奉公會ノ運營ニ關シテハ常ニ配意相成居候處時局ノ進展ニ即應シ愈々軍人援護ノ完璧ヲ期スル爲一層銃後奉公會ノ機能ヲ發揮セシメ其ノ活動ヲ旺盛ナラシムル要有之候ニ付テハ曩ニ本會設置ニ關スル通牒ノ次第有之候得共特ニ左記事項留意ノ上所期目的達成ニ一段ノ努力相成度

追テ別記事業細目例參考ニ資セラレ度

記

一　支廳ノ區域ヲ以テスル銃後奉公會聯合會ノ組織ハ兎モスレバ事業團體ニ轉化シ事業ノ施行ニ混亂ヲ來スノ虞アルヲ以テ特別ノ事情ナキ限リ設置セザルコト

二　銃後奉公會ノ事業ハ夫々地方ノ實狀ニ適應スベキハ勿論ナルモ各市町村間ニ於ケル共通ノ事項ニ付テハ成ルベク均衡ヲ保タシムルコト

三　銃後奉公會ノ會費ハ擧鄕一致兵役義務服行ノ準備ヲ整フル精神ニ則リ全會員ヨリ漏レナク應分ノ醵出ヲ爲サシムルコト

四　銃後奉公會ノ事業ノ施行ニ當リテハ狀況ニ依リ適宜部制（庶務部、指導部、援護部、勤勞奉仕部等）ヲ設ケ各部夫々ノ分擔ニ依リ組織的ニ活動セシムルコト

五　銃後奉公會ヲシテ恩賜財團軍人援護會支部ト緊密ナル連繫ヲ圖ラシメ同支部事業ノ施行ニ付テハ實質上ノ分會トシテ活動セシムルコト

六　銃後奉公會ノ活動ヲ强化スル爲隨時實行班長、實行班員、相談委員、相談指導員等ノ會議ヲ開催シ事業ノ周知徹底ヲ圖ルコト

（別記）

銃後奉公會事業細目例

一　兵役義務心ノ昂揚、隣保相扶ノ道義心ノ振作

(1)　入營入團、應召又ハ歸鄕ノ際ノ歡送迎

(2)　講習會、講演會、映畫會、展覽會等ノ開催及印刷物ノ配布

(3) 見學、視察

二　兵役義務服行ノ準備

(1) 軍服類ノ給與又ハ經費補助
(2) 餞別ノ贈呈
(3) 戸籍ノ整理
(4) 陸海軍志願者ノ旅費ノ給與又ハ補助
(5) 貯金ノ奬勵助成
(6) 青少年ノ身心鍛錬
(7) 壯丁ノ豫備檢診並ニ在鄕軍人ノ健康診斷
(8) 徴兵檢査ノ場合ニ於ケル諸注意事項ノ徹底
(9) 徴兵檢査ヲ受クベキ所在不明者ノ捜索
(10) 青年學校就學奬勵

三　軍事援護

(一) 精神指導

(1) 家庭强化ノ爲ノ懇談會、映畫會ノ開催
(2) 軍人遺家族指導員等ノ活用
(3) 傷痍軍人、軍人遺家族中ノ善行者ノ表彰

(二) 一般援護

(1) 生活援護（繼續援護、一時援護）

(2) 醫療
(3) 助産
(4) 生業援護
(5) 埋葬
(6) 罹災者臨時援護

(三) 勞力奉仕其ノ他家業ノ援助

(四) 弔慰

(1) 弔辭、弔慰金又ハ供物等ノ贈呈
(2) 公葬ノ執行又ハ協力援助
(3) 慰靈祭ノ執行又ハ協力援助
(4) 墓參及墓地ノ清掃

(五) 慰問慰藉

(1) 軍隊慰問
(2) 慰問袋ノ供出及慰問狀、見舞狀、會報等ノ發送
(3) 傷痍軍人及軍人遺族、家族ノ慰問又ハ見舞

(六) 犒軍

部隊ノ通過、休憩又ハ宿泊、軍艦入港等ノ場合ニ於ケル便宜供與及接待

(七) 身上及家事萬般ノ相談

(1) 銃後奉公會相談所ノ運營

第五章　銃後奉公會の普及

(2)　婦人指導員ノ設置

(八)　軍事援護思想ノ普及徹底

(1)　講習會、講演會、映畫會、展覽會等ノ開催及印刷物ノ配付

(2)　軍事援護ニ關スル善行者ノ表彰

四　其ノ他必要ナル事業

(1)　祈願祭ノ執行及祈願參拜

(2)　遺烈ノ顯彰

(3)　墓碑建設ノ指導幹旋

(4)　就職幹旋職業輔導、授産所又ハ託兒所ノ開設

(5)　青年學校、在鄕軍人分會ニ對スル援助

(6)　其ノ他

第三節　軍人援護調書及臺帳の整備

市町村銃後奉公會の改組强化に伴ひ道廳では其の援護を適切確實ならしむる爲、從來各地銃後奉公會に於て區々に作製された生活、醫療、助産、生業、埋葬、罹災等の援護調書の樣式を一定すると共に軍事援護臺帳を備付け、援護の狀況を共の都度記載せしむる事とし是れまた樣式を定め是に依らしむる事として、五月二十日學務部長通牒を發し趣旨の徹底を期した。

通牒左の如くである。

卯社第六七九五號　昭和十四年五月二十日

學務部長

各支廳長

各市町村長

軍事援護調書並ニ軍事援護臺帳ニ關スル件

市町村銃後奉公會ニ於テ生活扶助、醫療、助産、生業扶助、埋葬、罹災扶助等ノ援護ヲ實施スルニ當リテハ別記第一號樣式ニ依ル軍事援護調書ニ依リ其ノ援護ヲ決定セシムルト共ニ第二號樣式ニ依ル軍事援護臺帳ヲ備付ケ援護ノ狀況ヲ其ノ都度記載セシメラレ度

(別記)

第一號樣式

軍事援護調書

軍人ニ關スル事項		
	兵役種官等級氏名	現役 豫備役 後備兵役　陸海軍　兵
	入營又ハ應召ノ年月日及所屬部隊名又ハ鎭守府名	昭和　年　月　日　入營 應召　兵　第　聯隊
	兵役免除又ハ戰傷病死ノ年月日	昭和　年　月　日　現役豫備役後備役免除 昭和　年　月　日　戰傷病死
被援護代表者	本籍	
	住所	
	氏名	
	軍人トノ續柄	

世											
軍人トノ續柄	氏名	年齡	職業又ハ在學校名	健康狀態	援護ノ要否及其ノ事由	軍人トノ續柄	氏名	年齡	職業又ハ在學校名	健康狀態	援護ノ要否及其ノ事由